未来へつながる道 田辺市
JUNCTION TO THE FUTURE

第４次田辺市地域福祉計画

誰一人取り残されない
「地域共生社会の実現」を目指して



令和４年３月　田辺市

は　じ　め　に

昨今、高齢化や人口減少といった社会構造の変化により、個人や世帯単位で多様な福祉課題を抱え、複合的な支援を必要としているケースが全国的に顕在化してきています。

このような社会情勢の変化に対応するため、わが国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係に縛られず、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創る「地域共生社会」の実現を掲げています。

本市では、市民の皆様と共に行政、関係機関が協働して地域福祉の増進を図るための指針となる「田辺市地域福祉計画」を平成19年3月に策定し、5年ごとに計画の見直しを行いながら、地域住民が互いに助け合えるようなコミュニティづくりを進める「たなべあんしんネットワーク」活動をはじめとする様々な保健福祉施策の推進に努めてまいりました。

第4次となる本計画では、「誰一人取り残されない『地域共生社会の実現』を目指して一自治と協働に基づく暮らしやすい地域づくり一」を基本理念に掲げています。福祉課題が複雑化・複合化する中にあっても、誰一人として取り残されることのないよう、地域共生社会の実現に向けて「包括的な相談支援体制づくり」に、より精力的に取り組んでまいります。

本計画に基づき、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して、健康で心豊かに暮らせるよう、地域の絆を深め、未来へつながる持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えていますので、引き続き市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました田辺市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、市民アンケート調査や福祉専門職へのアンケート調査、社会福祉士等との意見交換会を通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

田辺市長　　真　砂　充　敏

第４次田辺市地域福祉計画
目　　次

第１章　第４次田辺市地域福祉計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・1

第１節　第３次田辺市地域福祉計画策定前とその後の社会状況の変化・・・・・2
１．少子高齢化・人口減少社会の到来・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
２．地方の衰退・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
３．貧困問題の深刻化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第２節　法制度の動向と地域福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
１．地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
２．生活困窮者自立支援法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
３．「地域共生社会の実現」に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第３節　本市における福祉のあゆみと地域福祉・・・・・・・・・・・・・・・・8
１．児童福祉について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
２．障害者福祉について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
３．高齢者福祉について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
４．地域福祉について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第４節　第３次地域福祉計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
１．あんしんネットワークの活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
２．包括的・総合的な相談支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
３．コミュニケーション支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
４．地域保健福祉推進補助金の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
５．過疎地域への支援活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
６．買い物支援等の取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
７．詐欺や悪質商法による被害防止の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
８．一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組・・・16
９．地域を基盤とした防災活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
10．民生委員・児童委員の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
11．市民活動センターの活動・役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
12．田辺市社会福祉協議会の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第２章　田辺市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第１節　本市の人口・世帯数等の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
１．人口及び世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
２．年齢３区分別人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
３．保護世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
４．障害者手帳所持者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
５．要介護等認定者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

第２節　市内12地区の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
第３節　各エリアの特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
１．市街地エリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
２．農村・住宅地エリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
３．中山間地エリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

第３章　地域における現状と福祉課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・40

第１節　一般市民・福祉関係等活動者・避難行動要支援者の調査結果・・・・41
第２節　福祉専門職アンケート調査及び社会福祉士等との意見交換会・・・・78
１．福祉専門職アンケートの調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・78
２．社会福祉士等との意見交換会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・82
第３節　各種アンケート調査及び意見交換会からみえてきた課題・・・・・・86

第４章　地域福祉計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88

第１節　地域福祉の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
１．今日の社会における「地域福祉」の位置付け・・・・・・・・・・・・・89
２．地域福祉の構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
３．地域福祉の２つの特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
第２節　本市における地域福祉計画の位置付けと各種計画の概要・・・・・・92
１．地域福祉計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
２．各種計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
第３節　地域福祉計画の理念と目標と体系・・・・・・・・・・・・・・・・・96
１．地域福祉計画の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
２．地域福祉計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
３．地域福祉計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97

第５章　地域福祉の構築に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99

第１節　包括的な相談支援体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
１．情報提供と共有の仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
２．福祉課題を発見するための仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・101
３．包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備・・・・・・・・・・102
４．コミュニケーション支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・104
第２節　地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進・・・・・・・105
１．住民参加・住民主体による「たなべあんしんネットワーク」の活動・・105
２．地域保健福祉推進補助金による福祉活動の支援・・・・・・・・・・・106
３．各種福祉サービスのネットワーク化と総合化・包括化・・・・・・・・106
４．日常生活圏域ごとでのサービス調整会議の整備・・・・・・・・・・・106

第３節　地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化・・・・・・・・・107
１．既存の制度・サービスの地域福祉的な再編・・・・・・・・・・・・・・・107
２．住民による福祉活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
３．移送サービスの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
４．雇用・就労支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114
５．権利擁護の仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
６．地域活性化（地域創生）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116
第４節　成年後見制度の利用促進
～田辺市成年後見制度利用促進基本計画～・・・・・・・・・・・・・・・117
１．計画策定の背景及び目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117
２．現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117
３．具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・122
第５節　福祉を支えるひとづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・126
１．啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・126
２．福祉教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・126
３．ボランティア活動の支援及び市民活動・NPO活動支援体制の整備・・・127
４．様々な世代のボランティア活動等への参加促進・・・・・・・・・・・・127
５．一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組・・・127
６．男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
第６節　福祉のまちづくりの展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・129
１．ユニバーサルデザイン化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・129
２．インクルーシブな社会の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・129
第７節　地域を基盤とした防災活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・131
１．要配慮者支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・131
２．防災啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・131
３．防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・132
４．災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・132

第６章　地域福祉計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・133

１．計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・134
２．計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・134

資　料　田辺市地域福祉計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・135

第１章

第４次田辺市地域福祉計画の策定にあたって

第１節　第３次田辺市地域福祉計画策定前とその後の社会状況の変化

平成 19（2007）年３月に田辺市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）（平成 19 年～23 年度）を策定し、平成 24（2012）年３月には第２次地域福祉計画（平成 24 年～28 年度）、平成 29（2017）年３月には第３次地域福祉計画（平成 29 年～令和３年度）を策定しました。

わが国では、この 15 年間で少子高齢化に加えて人口減少が急速に進んでおり、地方都市ではそうした傾向がより顕著に表れています。さらには令和２（2020）年初頭からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療・健康問題に留まらず、社会経済や生活にも深刻な影響が出ています。

社会経済が停滞することにより、企業の倒産や廃業、失業などに伴う生活困窮・貧困の問題を抱える人々が増加しました。こうした社会状況を背景に、「8050 問題※」や「ヤングケアラー※」、「ダブルケア※」等の社会的な孤立の問題、あるいは買い物や通院が困難な住民が増えているといった地域の課題などが絡みあった複雑な生活課題も増大しています。

この第４次地域福祉計画では、こうした社会状況の変化を踏まえて、そこで生じてくる諸々の生活課題・福祉課題の緩和・解決を図っていくための考え方や方策を示します。

※8050 問題

80 歳代の親が、同居する 50 歳代の子どもの生活を支えている状況をいう。実際には 70 歳代の親と 40 歳代の子ども（7040 問題）や 90 歳代の親と 60 歳代の子ども（9060 問題）など、同居している人の年齢や状況は多様である。

※ヤングケアラー

一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをいう。具体的には、家庭で両親や祖父母、兄弟姉妹の世話や介護などをしている高校生までの子どもで、その家族の世話や手伝いの内容が、子どもの年齢や成長と釣り合うものでなく、その責任や負担の重さにより、育成や教育に影響を及ぼすことが懸念される状態の子どものことである。

※ダブルケア

家族や親族などの関係において複数のケアをしている状況をいう。特に育児と親の介護を同時に行っている状況のことをいう場合が多い。

１．少子高齢化・人口減少社会の到来

（１）　総人口の減少

平成 27（2015）年の国勢調査（以下「国調」という。）では日本の総人口が初めて減少に転じ、令和２（2020）年の国調では、平成 27（2015）年から約 94 万９千人が減少し、約１億 2,614 万６千人となっています。

都道府県別に見ると、東京都をはじめとする首都圏や沖縄県などいくつかの県では増加していますが、その他多くの道府県では減少しています。

こうした人口の減少傾向は長期的に見ても続き、国立社会保障・人口問題研究所の全国人口推計（日本の将来推計人口・平成 29（2017）年推計）では、令和 47（2065）年の総人口が約 8,808 万人と推計（出生中位・死亡中位推計）されており、総人口に占める高齢者の割合は 38.4％に上昇するとされています。

（２）　高齢化の進展

総務省統計局の発表によると、令和３（2021）年９月現在の高齢者人口は約 3,640 万人、総人口に占める割合は 29.1％で、約３人に１人が高齢者という状況になっており、地域によってはさらに高い割合になっています。

また、厚生労働省の「令和２年簡易生命表」によると、令和２（2020）年の日本の平均寿命は男性が 81.64 年、女性が 87.74 年となっており、男女共に過去最高を更新しています。

高齢化の進展は、単独世帯の増加にも影響しています。令和２（2020）年の国調では、全国の単独世帯は、約 2,115 万１千世帯で、平成 27（2015）年の国調より約 273 万世帯増加しています。

（３）　「騎馬戦型」社会から「肩車型」社会へ

厚生労働省は、昭和 40（1965）年を高齢者１人に対し生産年齢人口 9.1 人の「胴上げ型」社会、平成 24（2012）年を高齢者１人に対し生産年齢人口 2.4 人の「騎馬戦型」社会とし、令和 32（2050）年には高齢者１人に対し生産年齢人口 1.2 人の「肩車型」社会になると予想しています。

しかし、高齢者を生産年齢人口の人たちが支え続けるという構図は、必ずしも実際の状況を示すものではありません。内閣府の「令和３年版高齢社会白書」によれば、男性の就業者の割合は、55 歳～59 歳で 91.3％、60 歳～64 歳で 82.6％、65 歳～69 歳では 60.0％、さらに、70 歳～74 歳では 41.3％となっており、60 歳を過ぎても多くの人が就業しています。女性では 55 歳～59 歳で 72.8％、60 歳～64 歳で 59.7％、65 歳～69 歳で 39.9％、70 歳～74 歳で 24.7％と男性に比べやや少なくなりますが、それでも多くの高齢者が働いています。これは、高齢者だからといって、ただちに支えられる存在でなくなったことを単に表すものでなく、社会保障の制度設計における人口構成のバランスが崩れてきていることを表しており、超高齢社会の生活保障のあり方が問われているといえます。

２．地方の衰退

（１）　「地方消滅」論

平成 26（2014）年５月、日本創生会議・人口減少問題検討分科会の報告「成長を続ける 21 世紀のために『ストップ少子化・地方元気戦略』」において、これまで農山村集落の危機として「限界集落」の問題が指摘されてきたことに加え、地方自治体そのものが「消滅」する可能性が懸念されるようになりました。

この報告では、令和 22（2040）年の地域の将来像を独自に推計し、子どもを出産する女性の９割強を占める若年女性（20 歳～39 歳）人口が半減することで、全国の市区町村のうち、およそ半数にあたる 896 の自治体が「消滅可能性都市」としてリストアップされ、令和 22（2040）年の推計人口が１万人未満となる 523 の自治体が「このままでは消滅する可能性が高いと言わざるをえない自治体」であるとして、危機に直面していることなどが指摘され、大きな反響を呼びました。

しかし、少子化による人口減少と若い世代を中心とした都市部への人口流出に歯止めがかかっていない状況は変わっておらず、地域をいかに再生していくのかということが大きな課題となっています。

（２）　自治に基づく地域づくり

今日、都市住民の農山村への移住という傾向も強まっています。移住した「定住人口」や観光に来た「交流人口」だけでなく、「関係人口」も地域活性化の観点から注目されています。「関係人口」とは、兼業や副業などの仕事を通じての関わりや祭り・イベントの運営への参画、地域の出身者、過去の勤務地であった人など、地域との様々な関係がある人のことです。こうした地域外の人材も含めて、多様な人たちが地域づくりの担い手となり、地域の活性化につなげていくことが重要です。

全国的に「耕作放棄地」や「シャッター通り」が増え、買い物や通院に不自由している人が増大していますが、それぞれの地域の多様性を大切にし、住民同士が共同で自治会を活性化させることで、そうした課題の解決に向けた地道な取組を通じて、「地域づくり」を進めていくことが求められています。

そのためには地域の「内発性」（住民の主体性）を大切にして、それぞれの地域の特性を踏まえた地域づくりの展開の仕方を検討する必要があります。それぞれの地域の価値や資源を再発見し、「誇り」と「自信」を持ち、住民が生き生きと活動することが不可欠です。特に「面識集団（顔見知り）」の範囲での「手触り感」のある関係において、「できることをコツコツやっていく」ような、地域における「小さな自治」が求められるともいえます。

（３）　住民の生活維持の基礎要件としての福祉サービス・福祉活動

生活条件が不利な地域においては、農林水産業の衰退、公共交通機関の減少、商店の閉店などによって、生活を継続していく上で必要となる基礎的な要件（生産活動、住居、教育、医療、交通、買い物など）が、満たされなくなっています。

そうした中で、民生委員・児童委員や福祉委員などによって取り組まれている地域福祉活動としての見守り活動（安否確認）や、閉じこもり防止のためのサロン活動、高齢者の移動支援などの相互支援機能が、住民の生活を維持していく上で重要な役割を果たしています。

今日の社会では、社会福祉施設や社会福祉サービス事業所を含めて、地域福祉の取組が住民と住民をつなぎとめ、コミュニティを維持するというインフラ的機能を担っています。こうしたことを踏まえると、まさにデイサービスセンターなどの公的サービスや施設、住民によるサロン活動や見守り活動など、「福祉」を通して地域での生活が維持されているともいえます。

３．貧困問題の深刻化

（１）　貧困の連鎖と見えない貧困

令和元（2019）年公表の「国民生活基礎調査」によると、平成 30（2018）年現在での相対的貧困率※は 15.4％でした。

また、そうした家庭で暮らす 18 歳未満の割合である「子どもの貧困率」は 13.5％でした。前回平成 27（2015）年に実施した同調査結果から大きな改善は見られず、「７人に１人」の子どもが貧困状態にあります。親が貧困状態にある場合、子どももその貧困を引き継ぐという「貧困の連鎖」の問題が指摘されています。とりわけ、世帯類型別では母子家庭など大人１人で子どもを育てる世帯の貧困率は 48.1％に上り、苦しい生活状況に置かれています。それだけに貧困や経済的に困窮した状況を断ち切る方策として、子どもの居場所づくりの取組などがより重要になっています。

令和２（2020）年初頭からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、廃業や倒産に追い込まれた会社も多く、失業者の増加に伴い、収入が減少する世帯が増加しており、今後、貧困問題がより深刻化する可能性があります。

また、貧困問題は高齢世代に生じやすい傾向があります。厚生労働省の「被保護者調査（2019 年度確定値）」によると、生活保護を受けている世帯のうち 55.6％が高齢者世帯（約 89 万６千世帯）です。平成 12（2000）年では約 37 万７千世帯、平成 27（2015）年では約 80 万世帯でしたので、貧困状態にある高齢者も増加しているといえます。

また、「令和３年版高齢社会白書」では、年収 150 万円以下の高齢者世帯は 24.7％になっています。

生活保護制度を利用できる状態の人のうち、利用できている人の割合（捕捉率）は２～３割程度であるといわれており、現役世代やその子ども、さらには高齢世帯も含めて、「見えない」貧困問題が深刻化しているといえます。

※相対的貧困率

低所得者の割合を示す指標で、経済協力開発機構（OECD）の基準を用いて、収入から税金などを差し引いた全世帯の可処分所得を１人当たりに換算して低い順に並べ、中央の額（中央値）の半分に満たない人の割合のことをいう。相対的貧困率が高いほど、経済格差が広がっていることを意味する。

（２）　社会保障制度の制度疲労

３.（１）のような問題が生じる背景には、社会保障制度の制度疲労という問題があります。年金収入しかない高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯の多くが、経済的な貧困状態に陥っています。しかし、日本の年金制度は家族による扶養を前提として制度が設計されていることから、家族からの扶養がない状態では経済的に厳しくなるという構造があります。

同様に、介護保険制度も介護度が高い人の在宅での一人暮らしを支えることができるような設計になっておらず、特別養護老人ホームなどの介護施設の入居待機者は、全国で数十万人規模に上るといわれています。

社会保障制度そのものは全国的なものであるため、制度改革の動向を注視する必要がありますが、住民の生活はそれぞれの地域で営まれていますので、それを支えるための各地域での取組が重要になるといえます。

第２節　法制度の動向と地域福祉

社会状況の変化を踏まえ、厚生労働省は生活困窮者自立支援法や子どもの貧困対策の推進に関する法律などの法制度化を行い、介護保険法を改正して地域包括ケアシステムの構築を掲げ、さらには「地域共生社会※の実現」に向け、社会福祉法を改正し、市町村ごとでの包括的な支援体制づくりの推進を進めています。

※地域共生社会

厚生労働省では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を「地域共生社会」と提唱している。

１．地域包括ケアシステムの構築

介護保険法が平成 12（2000）年から施行され、全国的に平成 18（2006）年度から地域包括支援センターが設置されるようになり、平成 24（2012）　年度から「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が目指されるようになっています。

介護保険法は基本的に高齢者を対象とした制度ですが、「8050 問題」や「ダブルケア」といった問題を含めて、今後は年齢にかかわらず、「世帯」単位の包括的な支援が求められることになります。

こうしたことから、「地域包括ケアシステム」と地域福祉は極めて近い関係にあるといえます。

２．生活困窮者自立支援法

日本の社会保障制度は、年金保険や医療保険のように社会保険制度が中核になっており、自営業や農林水産業を含めて安定した雇用の機会を確保し、各種の社会保険制度に加入できていれば、そのことが生活を維持していく上での「第１のセーフティネット」になります。しかし、雇用が確保できなくなると、収入面で厳しくなるだけではなく、社会保険料の滞納や未納などにもつながり、社会保障制度を利用できなくなる場合もあります。こうして生活を維持できなくなった場合に、生活保護法が最低限度の生活を保障する「最後のセーフティネット」として存在します。

平成 25（2013）年に成立し、平成 27（2015）年４月から施行されている生活困窮者自立支援法は、生活保護受給に至る前の段階で自立を支援する「第２のセーフティネット」です。経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある住民に対して、市が設置する自立相談支援機関の相談員が、相談者が抱える様々な課題について、包括的・継続的に寄り添いながら解決と自立に向けた支援を行うことを目的としています。

必須事業として、自立相談支援と住居確保給付の事業があり、任意事業としては就労準備支援、家計相談支援、子どもの学習支援、一時生活支援があります。

こうした事業は経済的困窮だけでなく「社会的孤立」を踏まえて、地域の様々な社会資源や機能をつなげながらの支援が行われており、地域福祉の観点からも重要な制度であるといえます。

３．「地域共生社会の実現」に向けて

平成 28（2016）年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「地域共生社会の実現」がこれからの重要な政策の一つとして盛り込まれ、厚生労働省が最も重要視している政策でもあります。

これまで日本の社会保障制度は、人生において考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、対象者や課題の性格ごとに現金給付や福祉サービスの提供を中心とした法制度が作られ、その結果、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展しました。また、年齢や障害、所得などの「属性」、「対象」により細分化した上で、サービス提供や専門的支援が行われています。

しかし、現在では「8050 問題」や「ダブルケア」、「制度の狭間の問題」などが絡みあい、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯への対応が急務となっています。こうした「地域生活課題」に対応するためには、従来の法制度ごとの「縦割り」

の仕組みを分野横断的・総合的な仕組みに改め、住民による福祉活動等も含めて包括的に支援できる体制づくりが必要とされます。また、そうした課題は地域での暮らしの中で生じているために、地域の住民が他人事ではなく自分のこととして捉え、サービスの支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるような地域づくりも必要です。

地域共生社会の実現に向けて「包括的支援体制」の整備、そして、分野を横断して総合的に寄り添いながら、継続して支援できるような相談支援体制の構築を柱として、地域づくりも含めた仕組みづくりが自治体に求められるようになりました。

さらに、平成 29（2017）年の社会福祉法の改正により、自治体にはこうした包括的支援体制の整備が法的にも求められるようになり、地域福祉計画の策定を通じて、その整備に努めなければならないとされました。

また、自治体がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、令和２（2020）年の社会福祉法の改正では、重層的支援体制整備事業が新設され、「断らない相談支援」、「参加支援」、そして「地域づくりに向けた支援」という３つを一体的に実施する体制づくりが求められるようになりました。

第３節　本市における福祉のあゆみと地域福祉

１．児童福祉について

子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化してきている中で、第一義的には「子どもは、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて、社会全体で子ども･子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築する必要性が生じてきました。

そうしたことを背景に策定した「田辺市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度に最終年度を迎えたため、計画の基本理念を継承しつつ新たな展開を目指して、令和２年３月に「第２期田辺市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、少子化対策・子育て支援事業に取り組んでいます。

■保育施設は、現在、市内では公立９園、民間７園の認可保育所、認定こども園３園、公立のへき地保育所６園が運営されており、それぞれの地域特性を踏まえ、保育サービスの向上に努めています。

■延長保育、乳児保育、日曜・祝日保育、病児保育、障害児保育といった保護者ニーズに対応した保育の充実に努める一方、令和元（2019）年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化により経済的な負担軽減を図りました。また、田辺市地域子育て支援センター「愛あい」を設置し、子育てに関する相談や情報の提供、サークルの育成・支援にも取り組んでいます。

■仕事と育児の両立を図る施策の一環として、ファミリーサポートセンターを開設し、会員同士の相互援助活動を支援しているほか、保護者が就労している小学校児童の安全な居場所づくりのため、放課後等における遊びや生活の場を提供する学童保育所の拡充を進めています。

■「田辺市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の防止・早期発見に取り組むとともに、児童のさらなる健全育成を進めるため、家庭児童相談室を設置して、庁内外の関係部署・機関と連携したきめ細やかな対応ができるよう取り組んでいます。

２．障害者福祉について

本市では、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を取り除くことができるように、障害者の理解を深める事業に取り組んでいます。また、障害者が希望する場所で安心して暮らしていけるように、全てのライフステージにおいて一貫して支援できる福祉施策を推進するため、各種障害福祉サービスの提供や、福祉、保健、医療、教育及び就労等の諸施策の充実及び連携強化により、障害者の福祉の向上に努めています。

全ての自治体は障害者基本法に基づき障害者計画を策定する義務があり、本市では平成 30（2018）年３月に策定した「田辺市第３期障害者計画」において、基本理念を「一人ひとりが尊ばれ　だれもが安心して暮らせる　障害者福祉（生涯福祉）のまち」として、平成 30 年度から令和５年度までの６年間の行政全般にわたる障害者施策の総合的な方針を定めています。

また、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画と児童福祉法に基づく障害児福祉計画は、３年間の障害福祉サービス等の見込量の設定とその確保の方策を定めるもので、令和３（2021）年３月に「第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画」を策定し、障害児者福祉の向上に取り組んでいます。

■国の指針において、令和２年度末までに、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図れる体制としての「地域生活支援拠点等の整備」が求められていたことから、西牟婁圏域を範囲として、面的整備型で地域生活支援拠点等を整備しました。

■西牟婁圏域の相談支援体制の強化を図るため、令和２（2020）年４月、障害児者の相談等を総合的に行う地域の中核的な役割を担う機関として、「基幹相談支援センター『にしむろ』」を設置し、「基幹相談支援センター等機能強化事業」の専任を一人増員したほか、「地域移行のための安心生活支援事業」においては、引き続き専任一人を置くこと等により、体制の整備を図りました。

■障害者相談支援事業については、令和３（2021）年４月、これまでの各市町における個別の委託形態から、西牟婁圏域全体での委託形態に再編し、「西牟婁圏域障害児・者相談センター『にじのわ』」を設置し、配置される相談支援専門員が委託相談に専念できる体制としたほか、「基幹相談支援センター『にしむろ』」と「西牟婁圏域障害児・者相談センター『にじのわ』」が連携し、相談支援が一体的、かつ効果的に実施されるような体制整備を行いました。

３．高齢者福祉について

高齢者福祉の分野では、「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を基本理念に、多様な地域の特性に応じ、住み慣れた地域で医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムづくりを目指した取組を総合的に推進しています。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして始まりましたが、平成 12（2000）年４月の制度施行以降、制度の持続可能性の確保や社会保障制度の総合化等の考え方の下に、これまで数回にわたり改正されています。

本市においても、３年ごとに策定する高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、制度改正に対応した介護予防事業の推進や介護保険事業の充実、健康寿命の延伸及び地域ケア体制の構築に取り組んできました。

■平成 18（2006）年４月から市民総合センターに田辺市地域包括支援センター、平成 22（2010）年４月から中辺路サブセンターを設置しました。さらに平成 29（2017）年４月からは、市内５か所に地域型地域包括支援センターを配置し、地域福祉の基盤体制のさらなる充実を図り、市内９か所の在宅介護支援センターと共に関係機関との連携を図りつつ、適正なサービスが提供できるよう地域ケアの充実や権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント業務等に取り組んでいます。

■要配慮者の指定避難施設・社会福祉施設等への受入体制の整備を行うため、平成 23（2011）年９月に市内施設との間で、「災害時等における地域の安心の確保等に関する協定（緊急入所に関する協定）」を締結しました。

■市内の介護保険施設の整備状況については、令和３（2021）年３月末現在で介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）８か所（427 床）、介護老人保健施設４か所（327 床）、介護医療院１か所（90 床）、認知症対応型共同生活介護施設 11 か所（144 床）となっています。

４．地域福祉について

本市では、平成 19（2007）年３月に地域住民と行政が協力して福祉のまちづく

り、地域づくりに取り組むための「田辺市地域福祉計画」を策定し、以来、５年ごとに計画の見直しを行いながら地域福祉の推進に努めています。

田辺市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、地域福祉計画と理念や方向性を共有する「地域福祉活動計画」を策定し、ふれあいサロン、介護予防教室やあんしん見守り活動の実施、地域住民の交流拠点の提供などを行っています。

この２つの計画の進行管理を図るため、「田辺市地域福祉推進委員会」を設置して毎年度末に委員会を開催し、主要な事業の検証をしながら計画の推進に取り組んでいます。

第４節　第３次地域福祉計画の評価

１．あんしんネットワークの活動

「たなべあんしんネットワーク」とは、小地域におけるコミュニティづくりを進める活動（小地域ネットワーク活動）であるとともに、福祉のまちづくりを含めた田辺版地域福祉の枠組みの総称です。

介護保険制度の改正に伴い、平成 29（2017）年４月から生活支援体制整備事業により、５つの日常生活圏域（田辺・龍神・中辺路・大塔・本宮）ごとに「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と「協議体（支え合い会議）」を配置し、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めています。生活支援コーディネーターは、地域福祉を推進するため、高齢者や未就学児を対象としたサロン活動、子どもの通学路での見守り活動、担い手養成など各地区の特色に沿った多くの小地域ネットワーク活動を支援しており、こうした活動は第３次地域福祉計画においても引き続き取り組まれてきました。主な特色ある活動は以下のとおりです。

神田ふれあいサロン　～コロナ禍におけるサロン活動～

神田町内会では、毎月開催していたサロン活動が新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた期間であっても、町内会、民生委員・児童委員や福祉委員の協力の下、町内放送や電話を使って参加者への声かけ等を行った。感染状況が落ち着き、再開できる場合は、受付での検温、消毒、名簿記入の実施、椅子１個分の間隔と換気、椅子やテーブルの事前消毒の徹底のほか、マスクを忘れた方にはマスクの配付を行った。

中屋敷福祉委員会の取組　～コロナ禍における防災訓練～

密を避けながら防災意識を高めようと、民生委員・児童委員や福祉委員の協力の下、クイズを取り入れた防災訓練を実施した。そのほか防災用品の展示や非常用トイレの説明、紙芝居「濱口梧陵物語」の公演を行った。

２．包括的・総合的な相談支援体制の整備

障害者相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援を行っていた基幹相談支援センターに担当職員を増員し、令和２（2020）年４月に地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として「基幹相談支援センター『にしむろ』」を設置したほか、障害のある人や介護者等の相談窓口である「田辺市障害児・者相談支援センター『ゆめふる』」を西牟婁圏域全体での委託形態に再編し、令和３（2021）年４月から、「西牟婁圏域障害児・者相談センター『にじのわ』」を設置し、相談支援体制の整備を図りました。

３．コミュニケーション支援体制の整備

本市では、手話は言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする全ての人が広く社会参加する機会を得て、心豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、令和２（2020）年４月に「田辺市手話言語条例」を施行しました。

現状の取組としては、障害福祉室に手話通訳士を１人配置しているほか、手話を必要とする人が通院や会議等に参加する場合の手話通訳者派遣事業や平成 30 年度から開催している「手話奉仕員養成講座」等があり、今後とも、手話を必要とする全ての人が広く社会参加する機会を得て、心豊かに暮らせるまちづくりを進めていきます。

●手話通訳者等派遣事業

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和２年度	
	登録者	派遣者	登録者	派遣者	登録者	派遣者	登録者	派遣者
手話通訳者	8 人	79 人	11 人	70 人	11 人	67 人	11 人	43 人
要約筆記者	14 人	31 人	13 人	9 人	15 人	12 人	15 人	1 人

●手話奉仕員養成講座

	平成 30 年度	令和元年度	令和２・３年度
内　容	【入門課程の開催】 ○開　催　日 ６月17日（日） ～12月２日（日） ○開催回数 12 回 ○修　了　者 31 人	【基礎課程の開催】 ○開　催　日 ５月12日（日） ～12月８日（日） ○開催回数 15回 ○修　了　者 17人を手話奉仕員に認定	【開催中止】 ○新型コロナウイルス感染症の影響による

４．地域保健福祉推進補助金の交付

市民団体が地域において高齢者等の保健福祉の増進のために行う先導的事業に対して地域保健福祉推進補助金を交付し、地域における福祉活動を支援しました。

●過去４年間の補助事業

	●事業名　○事業内容
平成29年度	●「高次脳機能障害の理解と認知を広める」事業 ○高次脳機能障害について広く知ってもらい、当事者が社会に参加しやすくなることや、当事者家族が交流することで、一人で悩まないように支え合うことを目的とする。
	●サイバー探偵団「シニア塾」 ○高齢者のデジタルディバイド（情報格差）の解消を目指し、パソコンやタブレット、スマホ等を高齢者が自らの生活に役立ててもらえるよう、アクティブシニア向けの勉強会を開催する。
平成30年度	●「共に生きよう！子どもの時間」 ○乳幼児とその親、発達障害を持つ就学前の子どもとその親を対象に、親が子どもの視線や子どもの発達体系を理解し、親自身があそび心を見つけることで、子育てにどう関わるかを学ぶ。また、実際に我が子や同年齢の子どもと遊び合い、あそびが発達にどれほど大切かを学ぶ。
	●「木と布のおもちゃと工作教室とつながり映画祭」 ○「木と布のおもちゃと工作教室」を通して、重症心身障害児や発達障害児のほか、全ての子どもとその家族が、定期的に参加できる遊びの場所、保護者同士の交流や気軽に相談できる場所、安心できる居場所づくりを行う。 ○「つながり映画祭」は、障害をテーマにした映画を通じて、見る人が障害について意識を向けるきっかけづくりとする。
	●「高次脳機能障害の理解を広めると共に、当事者、家族の交流の場をつくる」事業 ○当事者家族が交流することで情報を共有し、孤立しないようにするとともに、置き去りにされがちな当事者家族が疲弊しないようにすることを目指す。社会参加を目指して広く理解を求める活動を行う。
	●「ひきこもり支援や農業指導を通じた、お年寄りの生きがいづくりの可能性を検証するための調査研究」事業 ○県内外のひきこもり当事者の中で、農業に興味のある人を募集して農家に派遣し、お年寄りに農業指導をしてもらう。自らの農業指導を通して若者がひきこもりから回復していく様子をみて、自分が社会に役立っているという実感を得てもらうことでお年寄りの生きがいを創出する。 また、受入れに閉鎖的な現状を、どのようにすれば受け入れてもらえるかを調査研究し、実証していく。

令和元年度	●「共に生きよう！子どもの時間　親子表現あそびワークショップ ～もぐもぐうんどうかい～」 ○講師を誘致し、乳幼児・発達障害をもつ就学前の子どもとその親を対象に、食をテーマにした「あそびのワークショップ」を展開する。
	●「つながり映画祭と木と布のおもちゃの遊び場」 ○「つながり映画祭」は、障害をテーマにした映画を通じて、見る人それぞれの立場で障害について考えるきっかけづくりとし、「木と布のおもちゃの遊び場」は、乳幼児及び２歳～３歳児半の子どもを対象に、発達に応じたおもちゃの紹介や遊び方の提案、様々な子育てや発達の悩みを気軽に話せる場所づくりを行う。
	●「高次脳機能障害の理解を広めると共に、当事者、家族の交流の場をつくる」事業 ○当事者家族が交流することで情報を共有し、孤立しないようにする。また、置き去りにされがちな当事者家族が疲弊することのないようリラックスできるレクリエーションを取り入れ、社会参加を目指して広く理解を求める活動を行う。
	●「ひきこもりなどの生きづらさを抱えた若者を農作業によってリカバリし、社会復帰の可能性を検証するための調査研究」事業 ○生きづらさ（ひきこもり、うつ、ニート、発達障害など）を抱えた若者を農園で受け入れ、メンタルケアや体力づくり、農業技術を教える。また、提携先の他の農園で働いてもらうことで、最低限生活できる賃金を得ていただくとともに、自己肯定感を高めた上で、地元中小企業や特例子会社とのマッチング、自営、起業などの自己実現できる仕事を通して社会復帰を目指す。
令和２年度	●「つながり映画祭」と「木と布のおもちゃと手作りおもちゃの図書館」 ○「つながり映画祭」は、障害をテーマにした映画を通して、障害について考える機会とする。 ○「おもちゃの図書館」は、新型コロナウイルス感染症の予防のため自粛が続く中でも、子どもたちが家庭で木と布のおもちゃを通して様々な経験ができるように、おもちゃ等の貸出しを行う。

５．過疎地域への支援活動の推進

本市の旧町村地区には、下表のとおり 71 の限界集落※・超限界集落※自治会があり、これらの集落を支援するため、集落支援員を配置し、特に高齢者の支援を推進しています。

集落支援員は、対象集落の高齢者を訪問し、声かけや安否確認、行政情報のお知らせなど、行政と地域のパイプ役としての活動に加え、地区内の清掃や草刈り、獣害防止ネットの設置、生活道路の補修なども行っています。

各地域の集落支援員の特色ある取組としては、龍神地区では社協と提携した配食サービス、中辺路地区では商工会と連携した買い物支援事業、大塔地区では「道の駅　ふるさとセンター大塔」に設置している三川地域産直コーナーへの特産物集配、本宮地区では住民が行っている地域活性化への取組の支援があり、地域の実情に応じた取組が行われています。

●限界集落数の状況（令和３年３月末現在）

旧町村別	自治会数	限界集落自治会数(割合)	超限界集落自治会数(割合)
龍神地区	20	7（35％）	1（５％）
中辺路地区	33	18（54％）	1（３％）
大塔地区	29	10（34％）	6（20％）
本宮地区	46	17（36％）	11（23％）
合計	128	52（40％）	19（14％）

※限界集落… 65 歳以上が 50％を超える集落
※超限界集落… 65 歳以上が 70％を超える集落

６．買い物支援等の取組の推進

本市では、市街地にある上屋敷、中屋敷町、南新町の多くの方が利用していた小売店が相次いで閉店したことから、主に車を持たない一人暮らしの高齢者等への買い物支援として、商工団体や各町内会との協議並びに住民へのアンケート調査を経て、平成 26（2014）年９月から、業者による移動販売が実施されるようになりました。

移動販売は、「井戸端会議」のように住民同士が気軽に話し合える場としても機能しており、利用者の生活の楽しみとして定着しつつあります。今後も増加が見込まれる買い物支援を求める住民に対して、継続的な支援が必要となっています。

龍神地区においては、地域の商店が電話で注文を受けた商品を配達するサービスを実施しています。一人暮らしの高齢者が利用しており、配達が高齢者の見守り活動にもつながっています。

また、中辺路地区では、限界集落に暮らす高齢者を対象に、週１回の訪問をする集落支援員に注文書を手渡すことで、翌週の訪問時に商品を届けてもらう買い物支援事業に、平成 23 年度から取り組んでいます。

７．詐欺や悪質商法による被害防止の取組

悪質商法や詐欺等の消費生活に関する相談窓口として、平成 29（2017）年 11 月に消費生活相談員による「消費生活相談窓口」を自治振興課に設置しました。

専門知識を持った消費生活相談員が、問題解決のための助言や各種情報の提供、必要に応じて業者との交渉を行います。

また、悪質商法や詐欺の可能性が懸念される相談や情報が寄せられた場合は、県消費生活センター紀南支所や田辺警察署への情報提供と併せて、特に緊急性のある場合は、やすらぎ対策課と連携し、介護支援事業所への情報提供や一人暮らし高齢者等への注意喚起などを行います。

８．一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組

平成 31（2019）年３月に、「田辺市人権施策基本方針改定版」を策定し、市民一人ひとりの尊厳が守られ、日常生活の中に人権尊重の精神が脈打つよう、全庁的に人権施策の推進に取り組みました。

また、令和３（2021）年４月に、人権の尊重をより強固にするため、「田辺市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、誰もが不当な差別やあらゆる暴力を受けることのない「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現を図ります。

９．地域を基盤とした防災活動の推進

（１）　要配慮者支援体制の整備

本市では、災害対策基本法に基づき、市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧などを定めた「田辺市地域防災計画」を策定し、防災体制の推進に取り組んでいます。

その一環として、災害時に適切な行動がとり難く被害を受けやすい条件にある高齢者、障害者等の「要配慮者」の福祉施設への避難を円滑に進めるため、平成 25（2013）年３月現在、市内 10 施設の特別養護老人ホーム、老人保健施設と「災害時等における地域の安心の確保等に関する協定」を締結しています。

また、令和３（2021）年６月現在、障害者支援施設など 16 施設と「福祉避難所の確保に関する協定」を締結し、福祉避難所に指定しました。引き続き、要配慮者に適切な支援がなされるよう、福祉避難所の指定など、支援体制づくりの推進に取り組みます。

（２）　災害時の支援体制づくりの強化―避難行動要支援者名簿の作成―

近い将来に南海トラフにおける大規模地震の発生が懸念されることから、本市では平成 20 年度から高齢者、障害者等を対象に「田辺市災害時要援護者名簿」の作成に取り組んでおり、平成 25（2013）年の災害対策基本法改正に伴い、平成 27 年度から名称を「田辺市避難行動要支援者名簿」に変更しています。

この法改正では、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられたほか、

これまで民生委員・児童委員や自治会などに限られていた名簿の提供範囲が警察・消防などにも拡大されました。

災害時の支援体制を整備するため、対象者、個別避難計画の内容等を検討しながら、引き続き「避難行動要支援者名簿」の更新と自治会など避難支援等関係者への名簿の提供に取り組みます。

（３）　防災啓発活動の推進、防災訓練の実施、地震・津波対策

国全体で防災意識が一層高まっている中、本市においても市全体で防災活動を推進する必要があります。

本市では、津波避難困難地域を解消するための対策として、新たに津波避難路や津波避難タワーの整備のほか、津波浸水想定区域内に属する自治会を対象に住民参加型のワークショップを開催し、それぞれの地域の実情に応じた津波避難を実施できるよう、地区ごとの津波避難計画及び津波避難マップの策定を行いました。

また、津波避難タワー及び津波避難マップ等を活用し、より実情に即した避難訓練に取り組んでいます。

10. 民生委員・児童委員の活動

令和３（2021）年 12 月現在、本市では民生委員・児童委員定数 268 人に対し、地区を担当する民生委員・児童委員 235 人、児童委員活動を専門に行う主任児童委員 24 人の合計 259 人が活動しています。

市内 12 の地区毎に組織される法定単位民生児童委員協議会（以下「単位民児協」という。）が活動の基本単位となり、それらをとりまとめる連合体として田辺市民生児童委員協議会を組織し、単位民児協の連絡調整や研修事業に取り組んでいます。

田辺市民生児童委員協議会では、平成 20 年度から本市が作成している「災害時要援護者名簿」（現「避難行動要支援者名簿」）の作成に協力しており、民生委員・児童委員自身も同名簿を保有し、災害時の要配慮者の支援に役立てるとともに、必要に応じて日常活動の中で見守り活動などを行っています。

このほか、本市の７か月児健診の際に申込みいただいた家庭へ、地区を担当する民生委員・児童委員と主任児童委員が、絵本のプレゼントを持って訪問し、育児に関する不安や悩みの相談を受け、支援が必要な家庭については関係機関や行政につなげるとともに、子育てサークルやサロン等の子育て支援に関する情報提供を行うなど、子育ての孤立を防ぐための取組として「あかちゃん訪問」事業を実施しており、年間 250 件程度の家庭を訪問しています。

これら市全体における活動の一方、単位民児協では、委員相互の情報交換や委員活動を円滑に行うための研修などの場としての定例会議の運営のほか、通学路での見守りや高齢者宅への訪問など、学校、自治会、社協等と連携を図りながら、地域の実情に応じた様々な地域福祉活動に取り組んでいます。

11. 市民活動センターの活動・役割

本市では、市民活動の推進を図るため市民活動団体等への助成制度「みんなでまちづくり補助金」を設けているほか、様々な分野の市民活動団体等、非営利で公益的な活動を総合的に支援する拠点として、平成 17（2005）年 10 月、市民総合センター内に「田辺市市民活動センター（以下「市民活動センター」という。）」を設置しました。

この市民活動センターの運営は、特定非営利活動法人市民活動フォーラム田辺へ委託しており、「田辺市市民活動センターだより」やホームページ・メールを通じたイベントなどの市民活動関連情報・助成情報の提供配信、交流会や研修会の実施、和歌山県 NPO サポートセンターの協力による活動相談等のほか、機器・物品の貸出し、印刷機・パソコンの提供等を行っています。

市民活動センターには、環境・福祉・文化・防災・地域づくりなど様々な分野の活動を行っている団体が登録し、登録団体数は、令和３（2021）年８月現在において 170 団体となっています。高齢者、障害者及び子育てに関する支援など保健福祉分野の活動を行っている団体も多く登録されており、住民のニーズに沿った公益活動が展開されています。

こうした市民活動団体等と行政が互いの立場や自主性を尊重しながら役割分担を行い、相乗効果を生み出しながら、地域福祉の向上を図っていく「協働」の推進が求められ、そのパイプ役であり、また、市民活動をつなぎ育み活性化する軸となる市民活動センターの充実が重要となっています。

12. 田辺市社会福祉協議会の活動

社協は、地域福祉の推進役として、福祉委員やボランティアなど地域住民と共に、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めています。

（１）　地域福祉を支え合える人づくり・つながりづくり

①ボランティア人材の育成

事業内容

○地域リビング（地域住民で共有する「リビング」で、コミュニティ形成の場となるもの。）を活用し、福祉人材の育成と仲間づくりを行う。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○受講者及び参加者

・ホッと講座：348 人

・いきいきシニアリーダーカレッジ：184 人

・ご近所ボランティア養成講座：229 人

成果・課題

○平成 27 年の介護保険制度改正により「介護予防・日常生活支援総合事業」を創設。平成 29 年度から「ご近所ボランティア養成講座」を開催することにより、地域の支合いの仕組みづくりとして新たな人材育成の事業に取り組んだ。

○「ご近所ボランティア養成講座」の受講対象者が 60 歳以上であるため、受講者が増加しないことや、養成後に公益社団法人田辺市シルバー人材センターに登録しても、収入に見合う仕事量を確保できないことが課題である。

②ボランティア活動への支援

事業内容

○大規模自然災害が発生した場合、田辺市からの要請に応じて、災害ボランティアセンターを設置し、発災後の各地からのボランティアに対応することとしている。また、地域行事など、あらゆるボランティア活動における万一の事故に備え、ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア活動保険の加入促進を行っている。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○登録数（個人）　249 人　　○ボランティア紹介あっせん数　275 人

○保険加入者　2,002 人

成果・課題

○ボランティアグループに限らず、近年頻発している自然災害により、個人で災害ボランティア活動に参加する人の保険加入が増加傾向にある。

○ボランティア保険の加入手続きの利便性向上のほか、社協が災害時に設置し、ボランティアを受け入れる災害ボランティアセンターなど、ボランティア活動の受け皿となる活動の場の提供を行うとともに、田辺市ボランティア連絡協議会とも連携を図りながら、ボランティア活動への支援を広く行っていく必要がある。

③ボランティアグループへの活動支援

事業内容

○有償で高齢者や障害者の家事援助などを行う「住民参加型在宅福祉サービス」を提供しているボランティアグループの事務局として活動支援を行う。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○田辺市ともしび友愛ヘルプの会の活動支援（田辺地区）
提供活動 4,506 件、提供時間 6,725 時間、利用会員 137 人、提供会員 81 人

○助け合い事業の運営（大塔地区）
家事援助 72 件、利用者 9 人、協力会員 10 人

成果・課題

○「住民参加型在宅福祉サービス」を提供しているボランティアグループは、介護保険など公的サービスの範囲に入らない「制度の狭間」の支援も行っている。

○提供会員の高齢化に伴う会員の固定化・減少、担い手の負担感等がある。

④福祉教育の推進

事業内容

○当事者やボランティア、社協職員を福祉教育の講師として派遣しているほか、施設訪問のコーディネート、社協施設への受入れを行っている。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○支援件数　延べ 88 校 339 回（小学校 55 校、中学校 25 校、高校 8 校）

成果・課題

○地域住民の参画を得て、学校、教育委員会、社協と連携し、地域ぐるみで子どもたちの発達段階に合わせた福祉教育を推進することができた。

○福祉教育は学校を含め、引き続き地域を舞台として展開していく必要がある。

⑤地域福祉フォーラム（福祉委員全体研修会）

事業内容

○福祉委員を対象にした研修会を年 1 回開催している。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○講演「リ・スタート　またここから始める」、「得意を磨いて武器にする」、「わたし、名前の無い仕事をしていますが、何か？」

○ちんどんステージショー　Po-zkk（ポズック）楽団
※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止

成果・課題（⑥共通）

○介護、認知症、防災など関心の高い課題を取りあげるほか、地域共生社会の実現に向けた様々な取組や今日的な課題を提起する機会を提供した。

○作業所製品の販売やチャリティーフリーマーケット等を同日開催し、来場者数の増加を図るとともに、地元団体の PR 活動の場としても活用された。

○参加者は中高年層が多く、若者が参加しやすい内容、広報の工夫が必要である。

○新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から多人数での研修会の開催が困難となったため、新たな生活様式に即したオンライン研修等、研修方法の見直しが必要である。

⑥明日へのかけ橋フォーラム

事業内容

○社会福祉功労者表彰式と併せて、未来を創る子どもたちの福祉教育・ボランティア学習の成果を共有する場として毎年開催している。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○報告会
- ・地域における防災の取組について
- ・平成 30 年台風第 20 号の発生に伴う災害状況及び対応について
- ・平成 30 年７月豪雨災害に伴う倉敷市災害ボランティアセンターの運営支援活動について

○地域福祉講演会
- ・認知症のことを知ろう！
- ・寸劇　認知症キャラバン・メイト

※令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止

成果・課題

○（１）の⑤に同じ

⑦市民福祉映画会

事業内容

○社協の活動を住民の皆様に理解していただくため、田辺市共同募金委員会、株式会社紀伊民報と共催で、市民福祉映画会を毎年開催している。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○「ナミヤ雑貨店の奇蹟」、「あの日のオルガン」の上映

※令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止

成果・課題

○福祉映画会が市民の中に浸透している一方、コロナ禍における新しい生活様式の下、開催方法を見直す必要がある。

（２）　地域福祉を支え合える仕組みづくり

①地域型地域包括支援センター運営事業

事業内容

○地域の高齢者を支える「介護予防ケアマネジメント」、「総合相談」、「包括的・継続的ケアマネジメント」、「権利擁護」の４つの業務を行っている。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○専門職の配置（保健師及び社会福祉士並びに主任介護支援専門員）

○総合相談件数1,884件(龍神329件、中辺路527件、大塔559件、本宮469件)

○小地域ケア会議の開催・運営60回(龍神12回・中辺路16回・大塔16回・本宮16回)

○介護予防ケアマネジメント13,639件(龍神3,958件・中辺路4,056件・大塔2,141件・本宮3,484件)

○実態把握調査総件数 5,884 件（龍神 2,634 件・大塔 1,720 件・本宮 1,530 件）

成果・課題

○平成 29 年４月から、４行政局（龍神・中辺路・大塔・本宮）それぞれに設置した地域型地域包括支援センターの運営事業を受託するとともに生活支援コーディネーターを配置している。また、社協の特性を生かし、公的機関や専門職又は地域の様々な関係者と連絡調整を図りながら、課題解決に向けた相談支援体制の構築に努めている。

○介護予防プランを作成する件数が多く、その受け皿となる仕組みづくりを検討する必要がある。

②基幹相談支援センター等機能強化事業
～「基幹相談支援センター『にしむろ』」への運営参加～

事業内容

○令和２年４月から、西牟婁圏域市町(田辺市・白浜町・上富田町・すさみ町・みなべ町)は、共同で「基幹相談支援センター『にしむろ』」を設置した。

○社協は基幹相談支援センター等機能強化事業を受託し、西牟婁圏域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援事業に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する。

成果・課題（③共通）

○令和２年４月から、西牟婁圏域における障害者相談支援の機能強化に向けた基幹相談支援センターを運営する中で、相談支援の中核的な役割を担う機関としての基幹相談センター等機能強化事業を受託し、相談支援事業の機能強化に取り組んでいる。併せて、令和３年４月から障害者相談支援事業についても引き続き受託し、広域的に相談支援を行っている。

○広域的な相談支援であるため、限られた人員の中できめ細かな相談件数を消化できないことが課題である。

③障害者相談支援事業
～「西牟婁圏域障害児・者相談センター『にじのわ』」における相談支援～

事業内容

○障害のある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、地域のネットワークづくりを行う。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○個別相談支援　34,071 件

成果・課題

○（２）の②に同じ

④福祉サービス利用援助事業

事業内容

○判断能力に不安のある高齢者・障害者等を対象に、福祉サービスの利用支援を行う。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○実利用者数　274 人

成果・課題（⑤、⑥、⑦共通）

○権利擁護体制の構築に積極的な対応が求められる中、令和２年４月から、成年後見に係る関係機関の中核となる「権利擁護センターたなべ」の運営を受託し、従来から実施している福祉サービス利用援助事業と法人後見事業と併せて、権利擁護に関する総合相談並びに成年後見制度の利用支援を行っている。

○福祉サービス利用援助事業が関係機関に周知され、利用者が増加する一方、それを受け入れる人員が不足している。

○福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への円滑な移行ができていない。

○高齢者や障害者等、誰もが安心して相談できる体制を構築する必要がある。

⑤法人後見事業

事業内容

○判断能力が十分でない人を対象に、法人として成年後見人を受任し、身上監護や財産管理の支援を行う。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○受任件数　障害者１件(継続)

成果・課題

○（２）の④に同じ

⑥成年後見制度利用支援事業

事業内容

○令和２年度から成年後見に係る関係機関の中核となる「権利擁護センターたなべ」の運営を受託し、成年後見制度についての相談、助言、情報提供、申立て手続支援等を行う。

活動実績（令和２年度）

○相談件数　97件

○あんしんネットワーク連絡協議会　１回

○多機関検討会議　９回

○成年後見支援事業会議　12回

○成年後見制度利用検討会議　４回

○啓発講座　24 回開催

成果・課題

○（２）の④に同じ

⑦高齢者あんしん生活支援事業

事業内容

○65 歳以上の一人暮らしの方を対象に、身寄りがなく入院や施設入所の保証人等でお困りの方の相談支援を行う。

活動実績（令和２年度）

○高齢者あんしん生活支援事業審査会　１回

○審査会決定件数　１件

成果・課題

○（２）の④に同じ

⑧生活福祉資金貸付事業

事業内容

○他制度で融資を受けることが困難な低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯を対象に生活福祉資金の相談対応を行っている。

○また、令和２年３月 25 日からは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、休業や失業等をした方々に対する生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）の特例貸付も併せて実施している。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○相談件数　延べ 3,447 件（本則・特別貸付を含む。）

成果・課題（⑨、⑩、⑪共通）

○全国の社会福祉協議会で令和２年３月から始まった特例貸付については、新型コロナウイルスにより生活に影響を受けた方々の窓口となって相談受付を続けてきたが、感染状況の終息が見えない中で受付機関が延長され、令和３年３月には２年目の対応に入った。

○県下全域では、生活福祉資金貸付制度が始まってから 65 年間の実績をこの１年で上回る状況となり、貸付件数が、社協における受付だけでも 3,000 件を超えているが、感染防止策を講じながらコロナ禍における困窮者支援に最大限努めてきた。

○コロナ禍以降、借受人に対するアセスメント（客観的事実に基づき正確な評価をすること。）を行う中で、生活困窮者と地域社会をつなげる生活支援の強化が求められている。

⑨家計改善支援事業

事業内容

○生活困窮者の生活の自立を支援するために、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○個別相談支援　継続支援者 19 人

成果・課題

○（２）の⑧に同じ

⑩生活福祉資金債務世帯等自立支援事業

事業内容

○令和２年度から、債務世帯の状況把握、見守り、声かけ等のきめ細かな相談支援を行い、債務世帯者等の生活の安定を図っている。

活動実績（令和２年度）

○重点支援対象債務者　39 人

成果・課題

○（２）の⑧に同じ

⑪緊急食料等提供事業（フードバンク）

事業内容

○令和２年度から、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった方に、３日間程度の食料等を提供している。

活動実績（令和２年度）

○10 世帯に 14 食提供

成果・課題

○（２）の⑧に同じ

（３）　たなべあんしんネットワーク活動の推進

①小地域単位のコミュニティづくりの推進

事業内容

○地域課題を発見する仕組みづくりとして、市内 12 地区の福祉委員会活動や地域の中で「孤立」を防ぐふれあい声かけ活動、住民相互の交流を深め支え合う関係をつくる共生型ふれあい・いきいきサロン等を主たる活動内容とし、日常の生活の中での住民相互の結び付きを強め、福祉課題を発見する機能のみならず、福祉課題の解決に努めている。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○地域性を重視した小地域福祉事業の実施

【見守り・声かけ】

年末見守り支援、ふれあい型配食サービス事業、愛の日事業、ボランティア温泉宅配事業

【子育て世代の交流支援】

子育てサークル「ほっとスペース」活動支援、ベビーマッサージとママサロンの実施、ちびっこあつまれ

【生活支援】

重度障害者福祉タクシー券交付事業、福祉用具リサイクル事業、介護用品あっせん、霊柩車の運行（火葬送迎）

成果・課題

○それぞれの地域の特性や主要な地域生活課題に応じた活動を住民自身が選択し、創り出しながら、活動を展開していけるよう引き続き支援していく。

②地域福祉活動推進に係る各種助成制度

事業内容

○社会福祉関係機関・団体や「たなべあんしんネットワーク」の推進と、その他の地域福祉課題の解決のために、住民が主体となって取り組む福祉活動を支援している。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○地域福祉活動推進助成　延べ 50 件(1,252,550 円)

○福祉団体等活動助成　延べ 31 団体(4,176,000 円)

成果・課題

○一定の新規申請があるも申請団体は横ばい・微増である。
○より多様な地域の主体が福祉活動に参画できるよう広報・啓発を行う。

③ふれあい・いきいきサロン活動支援

事業内容

○住民主体の自主運営として住民の方々が集まり、つながりを深めていく場であり、お互いに元気を分けあい、絆を強め、よりよい地域づくりを目指すことを目的としている。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○住民自主運営の拠点数　147 か所

成果・課題（④共通）

○住民による自主運営のサロンは、一定の新規参入があるものの活動を終了するグループもあり、横ばい・微増である。
○活動の終了理由は参加者の固定・減少、担い手の負担感等がある。
○令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため住民による自主運営のサロン活動が自粛する傾向にある。
○新しい生活様式の下、サロン活動の進め方を検討する必要がある。
○常設型地域リビングはコミュニティカフェとして展開し、障害のある若者やボランティア等が運営に参加し、地域の居場所として定着している。

④常設型地域リビング「よりみちサロンいおり」

事業内容

○福祉コミュニティの拠点として、誰もが気軽に立ち寄り、安らげる居場所を提供する。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○利用者数　17,679 人

成果・課題

○（３）の③に同じ

⑤災害時相互支援事業

事業内容

○福祉センター等を拠点として、行政や各種団体、地域ボランティア等と連携し、各地区の状況に合わせた対応ができるよう避難や生活支援等の訓練を５地区の輪番制により毎年実施している。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○本宮地区、田辺地区で実施
※令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止

成果・課題

○コロナ禍における災害時の動きを想定した見直しが必要である。（災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施、総合防災訓練等との連携）

⑥田辺西牟婁災害時対応訓練

事業内容

○障害者の余暇支援として長年実施していたユニバーサルキャンプは一定の役割を果たし、平成 28 年度で終了した。平成 29 年度から、西牟婁圏域の 4 社会福祉協議会が連携した災害訓練を実施している。

活動実績（平成 30 年度～令和２年度）

○上富田町、田辺市(広域・同時多発災害対応訓練、県社会福祉協議会共催)、すさみ町(広域・同時多発災害対応訓練へ参画、同時 WEB 開催)で実施

成果・課題

○災害時における西牟婁圏域の社会福祉協議会による連携研修は平成 29 年度を皮切りに様々な職員が参集し意識の共有を図っている。

○令和元年度から県社会福祉協議会の主催による広域・同時多発災害対応訓練の開催に伴い田辺西牟婁災害対応訓練事業と同時開催で実施している。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、災害時における連携のあり方について検証する必要がある。

●参考：地区別福祉委員就任状況(令和３年４月現在)

	東部	南部	中部	西部	芳養谷	秋津谷	三栖谷	新庄	龍神	中辺路	大塔	本宮	合計
単位自治会等数	14	11	14	12	15	5	5	9	21	34	29	46	215
委員数（人）	86	93	70	56	68	82	116	42	101	63	88	95	960

第２章

田辺市の概況

第１節　本市の人口・世帯数等の概況

１．人口及び世帯数の推移

令和２（2020）年の国調による本市の人口は 69,870 人であり、前回国調が行われた平成 27（2015）年の 74,770 人から 4,900 人（約 6.5％）の減少となっており、旧５市町村別にみても、全ての地区で減少となりました。

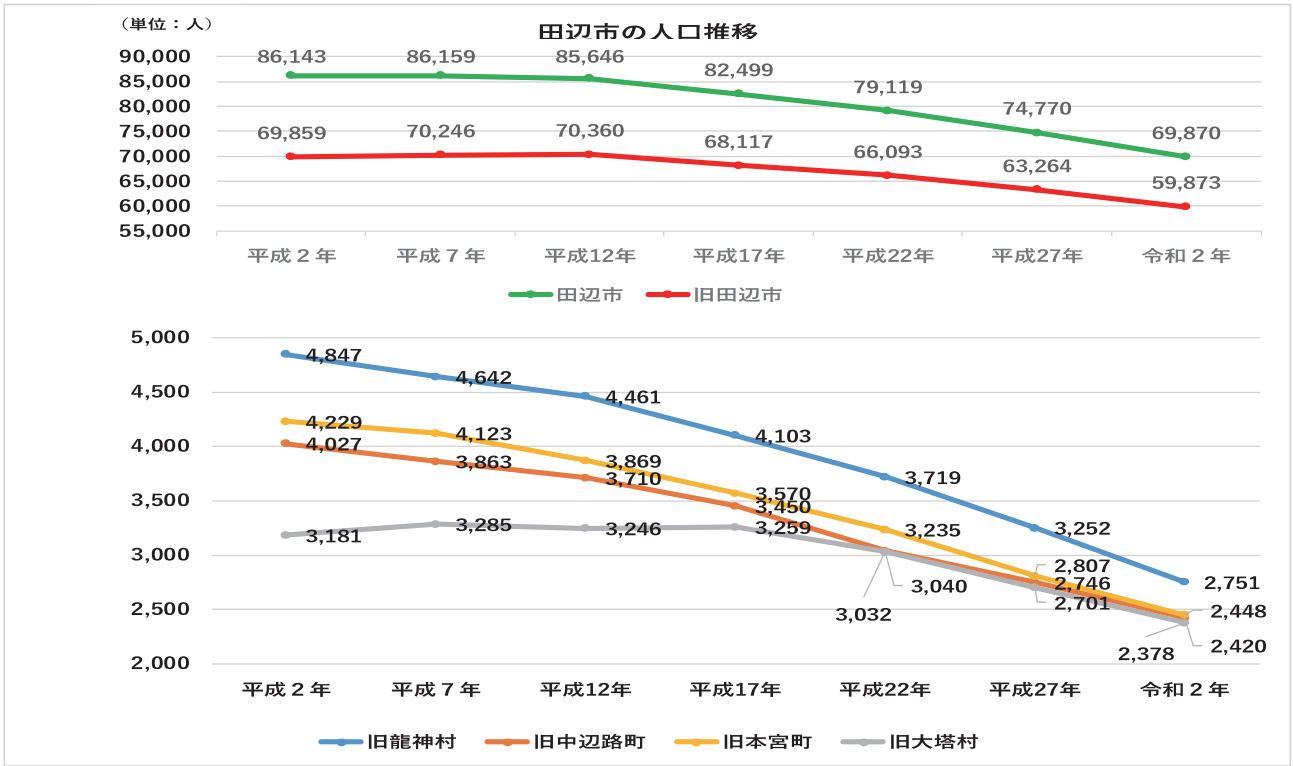
また、世帯数も旧５市町村全ての地区で前回調査より減少となりました。

【田辺市の人口・世帯数】

		人口（人）			世帯数
		総数	男	女	
田辺市		**69,870**	**32,790**	**37,080**	**31,215**
	旧田辺市	59,873	28,030	31,843	26,527
	旧龍神村	2,751	1,306	1,445	1,279
	旧中辺路町	2,420	1,158	1,262	1,152
	旧大塔村	2,378	1,152	1,226	1,007
	旧本宮町	2,448	1,144	1,304	1,250

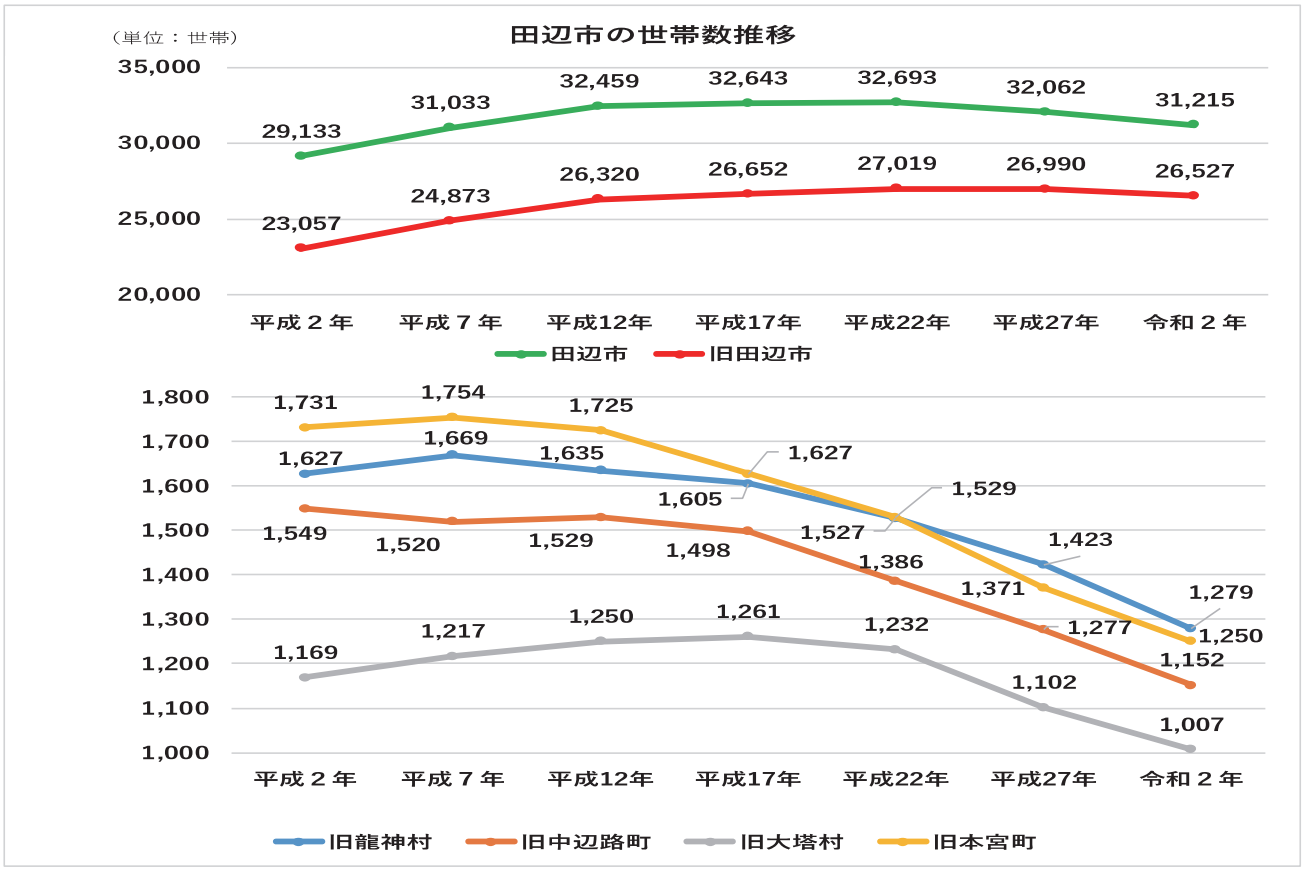
（資料：国勢調査（令和２年 10 月１日現在））

【田辺市の人口推移】



（資料：国勢調査（各年 10 月１日現在））

【田辺市の世帯数推移】



（資料：国勢調査（各年 10 月１日現在））

２．年齢３区分別人口

年齢３区分別人口では、年少人口比率は 11.5％と全国平均 12.1％より低く、生産年齢人口比率についても 54.5％と全国平均 59.2％より低くなっています。一方で老年人口比率は 34.0％と全国平均 28.7％より高くなっており、高齢化が進んでいるといえます。

【年齢３区分別人口※】

区　　分	田　辺　市					
		旧田辺市	旧龍神村	旧中辺路町	旧大塔村	旧本宮町
年少人口　（人）（14 歳以下）	7,944	7,124	238	166	244	172
割合（％）	11.5	12.1	8.7	6.9	10.3	7.1
生産年齢人口（人）（15 歳～64 歳）	37,608	32,981	1,292	1,089	1,223	1,023
割合（％）	54.5	55.9	47.0	45.0	51.4	42.0
老年人口　（人）（65 歳以上）	23,429	18,896	1,219	1,163	910	1,241
割合（％）	34.0	32.0	44.3	48.1	38.3	50.9
合　　計	**68,981**	**59,001**	**2,749**	**2,418**	**2,377**	**2,436**

（資料：国勢調査（令和２年 10 月１日現在））

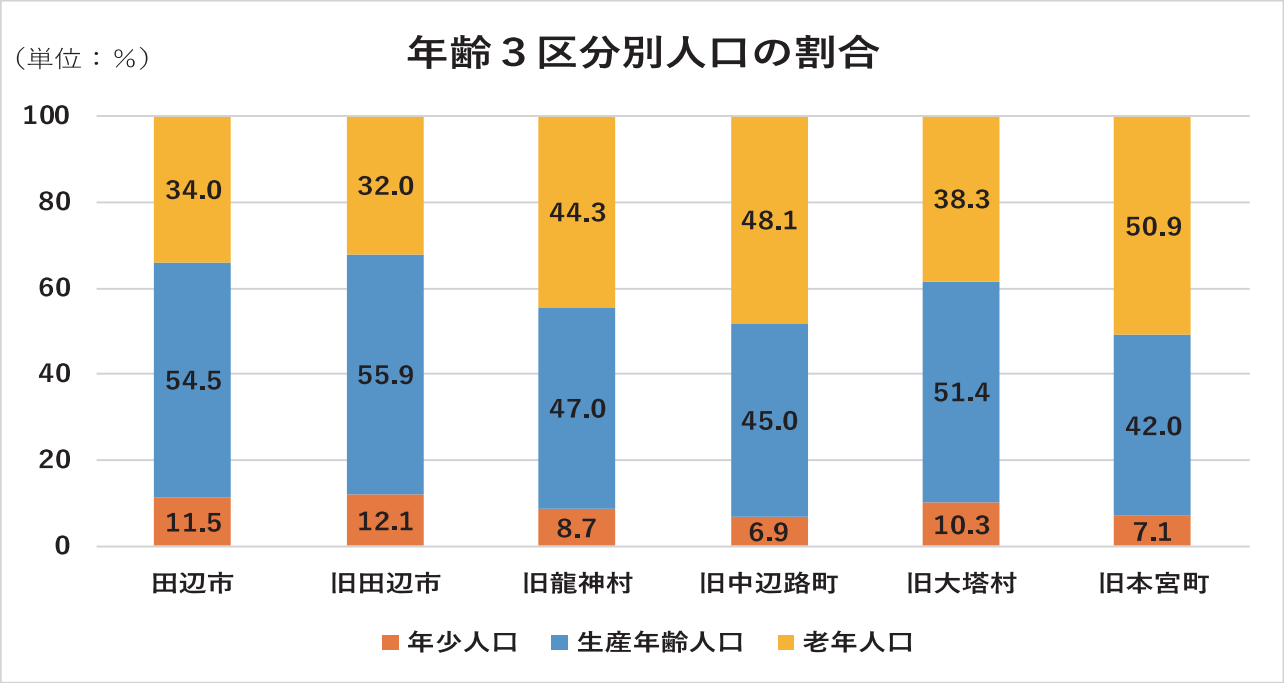
※統計上「年齢不詳」の値があるため、29 ページの表に示す人口の数値とは一致しません。

【年齢３区分別人口割合】

	市平均	県平均	全国平均
年少人口　（％）	11.5	11.5	12.1
生産年齢人口（％）	54.5	55.1	59.2
老年人口　（％）	34.0	33.4	28.7

（資料：国勢調査（令和２年 10 月１日現在））

【市及び旧５市町村別の年齢３区別人口の割合】

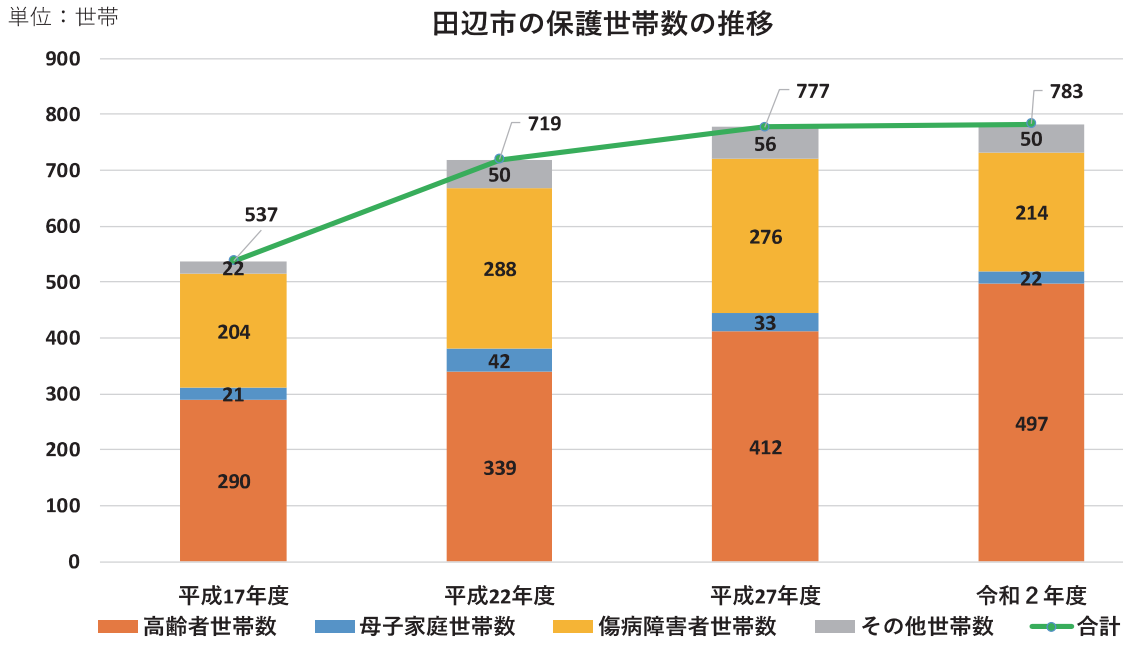


（資料：国勢調査（令和２年 10 月１日現在））

３．保護世帯数の推移

本市の人口に対する保護世帯数は、やや増加しています。世帯別にみると、「高齢者世帯」は増加していますが、「母子家庭世帯」と「傷病障害者世帯」は減少しています。

【田辺市の保護世帯数の推移】

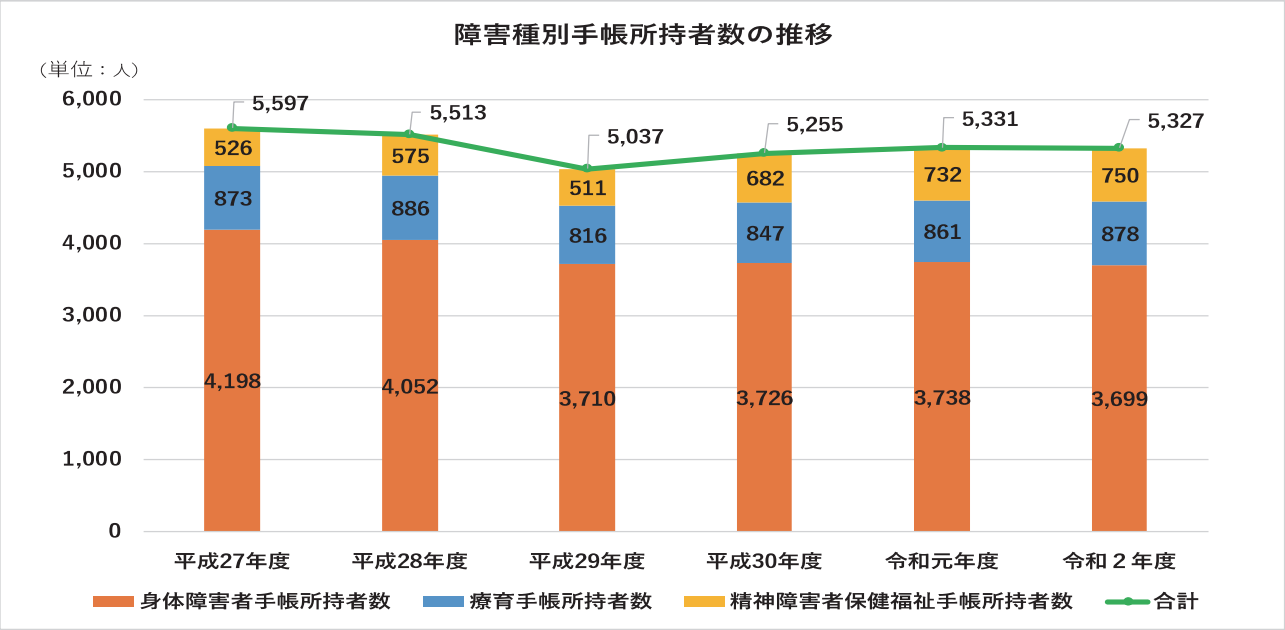


（資料：福祉課（各年の平均））

４．障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者の総数は、ほぼ横ばいで推移しています。種別にみると、「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数がやや増加し、「身体障害者手帳」の所持者数が減少しています。

【田辺市の障害者手帳所持者数の推移】

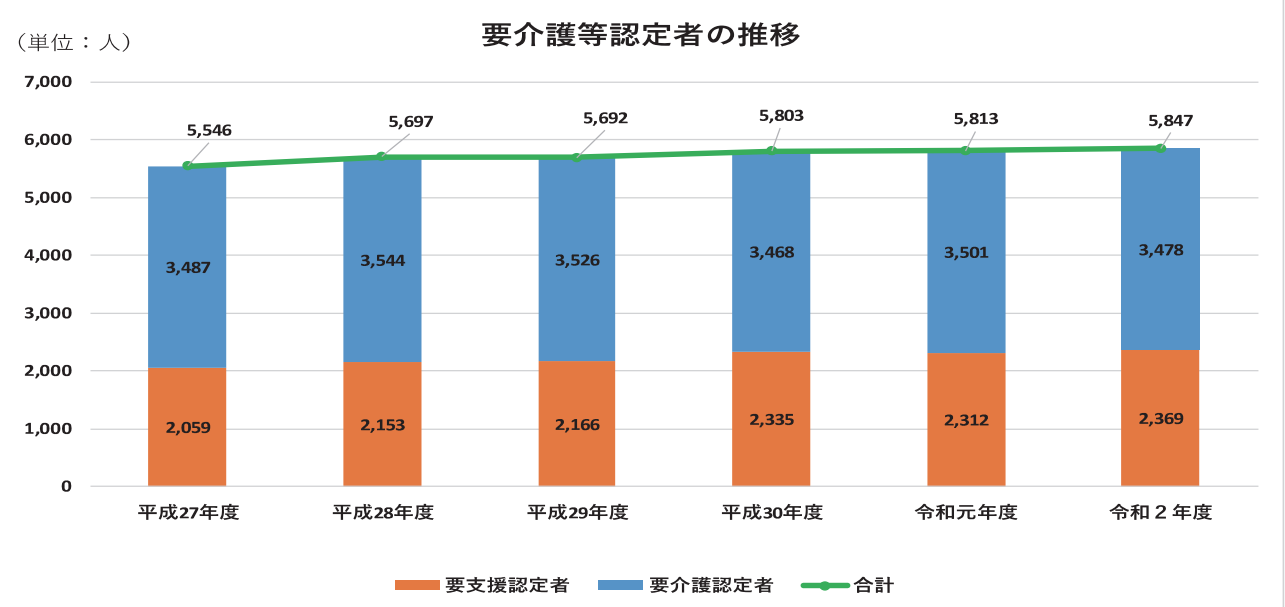


（資料：障害福祉室（各年３月末））

５．要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数は年々増加しています。種別にみると、「要介護認定者」が横ばいに推移し、「要支援認定者」が増加しています。

【田辺市の要介護等認定者数の推移】



（資料：やすらぎ対策課（各年３月末））

第２節　市内１２地区の概況

１．東部地区

JR 紀伊田辺駅周辺の商店街と飲食店街などの繁華街を含む地域及び新万、朝日ヶ丘、あけぼの、南新万などの住宅地で構成されており、中心市街地を形成している地域となっています。

地区内の主な公共施設・福祉施設等

シオン幼稚園、田辺東部小学校、県立田辺工業高等学校、ひがしコミュニティセンター、県西牟婁振興局、田辺年金事務所、ハローワーク田辺、JR 紀伊田辺駅

地 区 町 内 会 名

海蔵寺、湊本通、湊東部、あたご、若宮、弁慶町、駅前新通、駅前、宝来、山手町、新万、朝日ケ丘、あけぼの、南新万、宝来団地

２．南部地区

JR 紀伊田辺駅から南方向の田辺湾岸に至る古くからの住宅地と行政機関や教育施設などが数多く存在する地域で、中心市街地を形成しており、地域内には文里港や湊浦漁港などもあります。

地区内の主な公共施設・福祉施設等

市役所本庁、みどり保育所、あゆみ保育所、認定こども園立正幼稚園、田辺第二小学校、県立田辺中学校、東陽中学校、県立田辺・神島・南紀高等学校、南部センター、末広児童館、東部公民館、植芝盛平記念館（武道館）、文化交流センターたなべる、和歌山地方検察庁田辺支部、田辺海上保安部、和歌山地方法務局田辺支局、和歌山地方裁判所田辺支部、紀南文化会館、介護老人保健施設「セントポーリア」

地 区 町 内 会 名

神田、東本町、末広、扇ケ浜、磯間、新屋敷、神子浜、東山、文里、ファミール・ヴィラ、上浜田

３．中部地区

中心市街地の中央に位置するこの地域は、古くから紀南の商業拠点として発展してきましたが、近年、人口減少や高齢化が進んでいます。金融機関や医療機関などが数多く存在する地域となっています。

地区内の主な公共施設・福祉施設等

田辺市民総合センター、昭和幼稚園、NUKU 森の丘こども園、田辺第一小学校、高雄中学校、中部公民館、南方熊楠顕彰館、田辺税務署、田辺郵便局、玉置病院、田辺中央病院

地 区 町 内 会 名

上屋敷、中屋敷、下屋敷、八幡町、小泉、会津町、本町、福路町、栄町、片町、今福町、南新町、北新町、紺屋町

４．西部地区

会津川河口の北西部に位置し、江川漁港を基地とした漁業などを中心に発展してきた地域で、新旧の住宅が密集した市街地を形成しています。

地区内の主な公共施設・福祉施設等

牟婁・もとまち保育所（地域子育て支援センター「愛あい」）、うえのやま学園認定こども園、田辺第三小学校、明洋中学校、西部センター、天神児童館、田辺スポーツパーク、田辺警察署、和歌山労働局田辺労働基準監督署

地 区 町 内 会 名

目良、天神、益穂、御所谷、西郷、古尾、江川、江川桝潟、立戸、目良団地、シーサイド天神崎

５．芳養谷地区

防災対策と水産業振興を柱として整備された芳養漁港を中心とした漁業地区と、その背後の明洋団地や芳養団地等の住宅地、中芳養、上芳養の梅や柑橘類を中心とする農業地帯からなる地区となっています。

地区内の主な公共施設・福祉施設等

芳養・はやざと・日向保育所、こどものへや保育園、中芳養幼稚園、芳養・大坊・中芳養・上芳養小学校、中芳養・上芳養中学校、芳養児童センター、芳養・中芳養・上芳養公民館、JR 芳養駅、障害者入所施設「第二のぞみ園」、特別養護老人ホーム「田辺の郷」、生活支援ハウス「芳養の里」

地 区 町 内 会 名

松原、井原、大坊、団栗、崖、境、田中、田川、芋、上芳養、中芳養、明洋、元町明洋団地、芳養団地、青葉台

６．秋津谷地区

中心市街地の郊外となるこの地域は、秋津、上秋津、秋津川、稲成町の梅や柑橘類を中心とする農業地帯と、そこに点在する新興の住宅地で構成されており、若い勤労世帯が多く居住している地域となっています。

地区内の主な公共施設・福祉施設等

会津・稲成・秋津川保育所、上秋津幼稚園、会津・稲成・上秋津・秋津川小学校、上秋津・秋津川中学校、秋津・稲成・上秋津・秋津川公民館、介護老人保健施設「あきつの」

地区町内会名

上秋津、秋津川、稲成、秋津、むつみ

７．三栖谷地区

中心市街地の郊外となるこの地域は、左会津川流域の万呂、三栖、長野の梅や柑橘類を中心とする農業地帯と、新しい市街地を形成しつつある下万呂・中万呂地区や農業地帯に点在する新興の住宅地で構成されています。

地区内の主な公共施設・福祉施設等

まろみ保育所、いずみ保育園、三栖幼稚園、会津・三栖・長野小学校、衣笠中学校、万呂・三栖コミュニティセンター、長野公民館、国土交通省紀南河川国道事務所、児童養護施設「ひまわり寮」、介護老人保健施設「すみれ苑」

地区町内会名

万呂、三栖、長野、城山台、万呂小泉

８．新庄地区

古くからの農業と漁業を中心とした新庄町と、新しく開発された神島台、たきないの住宅地で構成される地域で、住宅地域には医療機関や福祉施設が多く存在しています。

地区内の主な公共施設・福祉施設等

わんぱく保育所、新庄幼稚園、新庄・新庄第二小学校、新庄中学校、新庄公民館、美術館、新庄総合公園、県立情報交流センターBig・U、JR紀伊新庄駅、紀南病院、南和歌山医療センター、紀南こころの医療センター、紀南児童相談所、障害者入所施設「のぞみ園」、高齢者複合福祉施設「たきの里」、特別養護老人ホーム「真寿苑」・「第二真寿苑」、介護老人保健施設「自彊館」、介護付有料老人ホーム「鯨洋」、シニアホームこみの

地区内区名

橋谷、名喜里、北長、跡の浦、内之浦、田鶴、北内の浦団地、神島台、たきない

９．龍神地区

龍神地区は、市の北東部に位置し、市の面積の約 25％を占めていますが、大部分は山地となっています。昔から林業が基幹産業の１つとなっており、近年は、豊かな自然や龍神温泉を核とする観光業が盛んとなっています。

地区内の主な公共施設・福祉施設等

龍神行政局、柳瀬・東・湯ノ又保育園、咲楽・中山路・上山路・龍神小学校、龍神中学校、県立南部高等学校龍神分校、龍神市民センター、龍神中央診療所、特別養護老人ホーム「龍トピア」、龍神高齢者福祉センター「龍の里」（生活支援ハウス）、小規模多機能型居宅介護事業所「きずな館」

地 区 内 区 名

【龍 神 地 区】龍神上、龍神下、小又川、湯ノ又、三ツ又、上廣井原、下廣井原
【上山路地区】上宮代、下宮代、西、丹生ノ川、殿原、東
【中山路地区】安井、上柳瀬、下柳瀬
【下山路地区】上福井、下福井、甲斐ノ川、小家

10．中辺路地区

中辺路地区は、古代末期から近世にかけて熊野三山への参詣道として栄えた地域で、地区名も熊野古道中辺路街道に由来しています。地区内を通る参詣道は、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されています。地区の大部分を森林が占めており、基幹道路である国道 311 号沿いを中心に集落が形成され、公共施設等が配置されています。

地区内の主な公共施設・福祉施設等

中辺路行政局、近野連絡所、くりすがわ・ちかの保育園、中辺路・近野小学校、中辺路・近野中学校、中辺路コミュニティセンター、熊野古道なかへち美術館、中辺路保健福祉センター、障害者入所施設「中辺路白百合学園」、特別養護老人ホーム「白百合ホーム」、地域密着型特別養護老人ホーム「真寿苑サテライトぬるみ川」、生活支援ハウス「ほくそぎ」

地 区 内 区 名

【栗栖川地区】北郡、西谷、真砂、石船、大内川、峰、小皆、熊野川、澤、水上、下芝、中芝、上芝下、上芝上、内井川
【二 川 地 区】高原、川合、温川、小松原、大川、福定
【近 野 地 区】柿平、関の平、近露道中、木之下、城之峰、一里石、大畑、長井、裏地、野中道中、方杉、上地

11. 大塔地区

大塔地区は、国道 311 号沿いに地区人口の３分の２が集中する鮎川地区があり、森林がその大半を占める東部の日置川沿いに三川地区・富里地区の集落が点在しています。南北朝時代、後醍醐天皇の皇子大塔宮護良親王が熊野へと落ち延びる途上、この地に滞在したという伝説が地区名の由来となっています。

地区内の主な公共施設・福祉施設等

大塔行政局、三川・富里連絡所、あゆかわ保育園、鮎川小学校、大塔中学校、大塔総合文化会館、大塔健康プラザ、大塔ふくしかいかん、三川・富里診療所、大塔三川・大塔富里福祉センター、児童養護施設「くすのき」、障害者入所施設「あすなろ平瀬の郷」、特別養護老人ホーム「鮎川園」、グループホーム「鮎川いばの里」

地 区 内 区 名

【鮎川地区】下附、宇立、向越、能登、蕨尾、小川、愛賀合、地ノ谷、赤木、内ノ井、下平、射場、鉛山
【三川地区】合川、五味、深谷、竹ノ平、保平、地下、川根、面川、熊野、木守
【富里地区】中ノ番、和田、下川上、上野、竹西、平瀬

12. 本宮地区

本宮地区は、市の東端、熊野川の上流に位置する地域です。「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された全ての熊野古道の結節点として名実共にその中心となっています。

地区内の主な公共施設・福祉施設等

本宮行政局、ひまわり・たんぽぽ保育園、本宮・三里小学校、本宮中学校、本宮保健福祉総合センター（さくら診療所を含む。）、世界遺産熊野本宮館、特別養護老人ホーム「熊野本宮園」、三里・本宮・四村川・請川高齢者支援ハウス

地 区 内 区 名

【三里地区】萩、竹ノ本、福寿、菊水、発心門、中下番、小森、一本松、大居、下向、九鬼、上切原、切畑、八木尾、土河屋
【本宮地区】上町中村地、上地、本町岩田地
【四村地区】渡瀬、湯峯、下湯川、曲川、桧葉、小々森、皆地、武住、大瀬、久保野、野竹
【請川地区】大津荷、下郷、上郷、柿、耳打、皆瀬川、川湯、田代、上大野、東和田、小原、小野、平、白瀬、蓑尾谷、高山、小津荷

第３節　各エリアの特色

前述の市内 12 地区を大別すると、東部、南部、中部、西部地区で構成する「市街地エリア」、芳養谷、秋津谷、三栖谷、新庄地区の「農村・住宅地エリア」、龍神、中辺路、大塔、本宮地区の「中山間地エリア」の３つの地域に分けることができます。

１．市街地エリア

JR 紀伊田辺駅、行政・金融・医療機関、商店街や商業施設などの都市的機能が集中した地域です。交通の利便性も良く人口が集中しています。

しかし、若年世代を中心に郊外地域への人口流出が進み、市街地の中心地域では中山間地エリアと同程度の高齢化が進んでいます。

２．農村・住宅地エリア

梅・柑橘類を栽培する農業を中心とする農村地域の中に、若い世代が多く居住する新しい住宅団地が点在する地域です。２つの総合病院のほか、高齢者や障害者の社会福祉施設等が整備されています。また、地域内を走る幹線道路の国道 42 号沿いにショッピングセンターなどの大型商業施設があり、交通の利便性も良い地域です。子育て中の若年世代が多く居住していることもあり、高齢化率は市内でも低い地域となっています。

３．中山間地エリア

紀伊山地の奥深い山々の中を流れる日高川、富田川、日置川、熊野川の４つの流域に沿った山村地域です。過疎による人口減少と高齢化が進み、高齢化率はエリア全体で 41.5％となっています。一方で、歴史ある数多くの温泉や、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」などの豊かな地域資源を数多く有している地域でもあります。

第３章

地域における現状と福祉課題の整理

第１節　一般市民・福祉関係等活動者・避難行動要支援者の調査結果

各種アンケート調査の概要

◆調査実施期間：令和２年９月４日から９月25日まで

◆調　査　方　法：郵送による配票

◆対象者及び回収状況

市民アンケート調査

	一般市民※1	福祉活動等関係者※3	合　計
発　送　数	1,987※2	609	2,596
回　収　数	916	473	1,389
回収率（%）	46.1	77.7	53.5

※１　「福祉関係等活動者」、「避難行動要支援者」以外の方
（令和２年９月１日現在で20歳以上の市民から2,000人を無作為抽出）

※２　抽出した2,000人から、「福祉関係等活動者」、「避難行動要支援者」と重複した方等を除いた数

※３　自治会長・町内会長、民生委員・児童委員、福祉委員連絡会、ボランティア団体、NPO法人等市民活動団体、自主防災組織
（令和２年９月１日現在　609人）

避難行動要支援者アンケート調査

	避難行動要支援者
発　送　数	200
回　収　数	122
回収率（%）	61.0

調査結果合計

	合　計
発　送　数	2,796
回　収　数	1,511
回収率（%）	54.0

＜一般市民アンケート・福祉関係等活動者アンケート調査の概要＞

問１　性別

男女の割合について、一般市民は「女性」の数値が高くなっていますが、福祉関係等活動者は「男性」の数値が高くなっています。

一般市民・福祉関係等活動者 と 性別のクロス集計表

		男性	女性	合計
一般市民	人数	406	502	908
	構成比（%）	44.7	55.3	100
福祉関係等活動者	人数	314	156	470
	構成比（%）	66.8	33.2	100
全体	人数	720	658	1,378
	構成比（%）	52.2	47.8	100

問２　年齢

平均年齢について、「一般市民」より「福祉関係等活動者」の方が約4.6歳高くなっています。

	人数	最年少	最高齢	平均値
一般市民	913	20	101	62.3
福祉関係等活動者	471	20	97	66.9

問３　居住地

一般市民の居住地区は「秋津谷地区」、「三栖谷地区」、「芳養谷地区」、「東部地区」、「南部地区」で10%を超えており、福祉関係等活動者は「本宮地区」と「中辺路地区」で10%を超えています。

		一般市民		福祉活動等活動者		全体	
		人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
有効	東部地区	104	11.4	47	9.9	151	10.9
	西部地区	61	6.7	24	5.1	85	6.1
	南部地区	94	10.3	38	8.0	132	9.5
	中部地区	59	6.4	33	7.0	92	6.6
	新庄地区	63	6.9	23	4.9	86	6.2
	秋津谷地区	135	14.7	37	7.8	172	12.4
	三栖谷地区	124	13.5	43	9.1	167	12.0
	芳養谷地区	104	11.4	39	8.2	143	10.3
	龍神地区	53	5.8	40	8.5	93	6.7
	中辺路地区	29	3.2	49	10.4	78	5.6
	大塔地区	33	3.6	40	8.5	73	5.3
	本宮地区	49	5.3	57	12.1	106	7.6
	小計	908	99.1	470	99.4	1,378	99.2
未記入		8	0.9	3	0.6	11	0.8
合計		916	100	473	100	1,389	100

一般市民の居住地は「住宅・農村地域」の数値が高いのに対して、福祉関係等活動者は「中山間地域」の数値が高くなっています。

一般市民・福祉関係等活動者 と 居住地域別 のクロス集計表

		市街地	住宅・農村地域	中山間地域	合計
一般市民	人数	318	426	164	908
	構成比（%）	35.0	46.9	18.1	100
福祉関係等活動者	人数	142	142	186	470
	構成比（%）	30.2	30.2	39.6	100
全体	人数	460	568	350	1,378
	構成比（%）	33.4	41.2	25.4	100

市街地　：　東部地区・南部地区・中部地区・西部地区
住宅・農村地域　：　芳養谷地区・秋津谷地区・三栖谷地区・新庄地区
中山間地域　：　龍神地区・中辺路地区・大塔地区・本宮地区

問４　職業

一般市民は「会社員」の数値が高く、福祉関係等活動者は「自営業」の数値が高くなっています。（いずれも、「無職」を除く。）

		一般市民		福祉活動等活動者		全体	
		人数	構成比（%）	人数	構成比（%）	人数	構成比（%）
有効	農林水産業	65	7.1	45	9.5	110	7.9
	自営業	94	10.3	87	18.4	181	13.0
	会社員	155	16.9	45	9.5	200	14.4
	公務員	50	5.5	11	2.3	61	4.4
	パート・アルバイト	111	12.1	58	12.3	169	12.2
	専業主婦（主夫）	97	10.6	54	11.4	151	10.9
	学生	10	1.1	1	0.2	11	0.8
	無職	291	31.8	126	26.6	417	30.0
	その他	36	3.9	40	8.5	76	5.5
	小計	909	99.2	467	98.7	1,376	99.1
未記入		7	0.8	6	1.3	13	0.9
合計		916	100	473	100	1,389	100

問５　家族

一般市民は「親と子の世帯」の数値が最も高く、次いで「夫婦のみ」となっているのに対し、福祉関係等活動者は「夫婦のみ」の数値が最も高く、次いで「親と子の世帯」となっています。

		一般市民		福祉活動等活動者		全体	
		人数	構成比（%）	人数	構成比（%）	人数	構成比（%）
有効	一人暮らし	166	18.1	50	10.6	216	15.6
	夫婦のみ	267	29.1	198	41.9	465	33.5
	親と子の世帯	365	39.8	166	35.1	531	38.2
	3世代世帯	65	7.1	36	7.6	101	7.3
	兄弟や親戚と同居	8	0.9	4	0.8	12	0.9
	友人や知人と同居	3	0.3	1	0.2	4	0.3
	その他	20	2.2	8	1.7	28	2.0
	小計	894	97.6	463	97.9	1,357	97.7
未記入		22	2.4	10	2.1	32	2.3
合計		916	100	473	100	1,389	100

問６　居住年数

一般市民、福祉関係等活動者共に「20年以上50年未満」の数値が最も高くなっています。また、居住年数20年以上（50年以上を含む。）は、一般市民では62.8%、福祉関係等活動者では80.9%となっており、福祉関係等活動者の方が約20%高くなっています。

		一般市民		福祉活動等活動者		全体	
		人数	構成比（%）	人数	構成比（%）	人数	構成比（%）
有効	2年未満	42	4.6	3	0.6	45	3.2
	2年以上5年未満	62	6.8	6	1.3	68	4.9
	5年以上10年未満	75	8.2	21	4.4	96	6.9
	10年以上20年未満	140	15.3	51	10.8	191	13.8
	20年以上50年未満	400	43.7	267	56.4	667	48.0
	50年以上	175	19.1	116	24.5	291	21.0
	小計	894	97.6	464	98.1	1,358	97.8
未記入		22	2.4	9	1.9	31	2.2
合計		916	100	473	100	1,389	100

問７　生活圏（通勤・通学を含む）の範囲

一般市民、福祉関係等活動者共に「田辺市内」の数値が最も高くなっています。また、福祉関係等活動者は、一般市民より「旧５市町村の各区域内」と回答した数値が高くなっています。

		一般市民		福祉活動等活動者		全体	
		人数	構成比（%）	人数	構成比（%）	人数	構成比（%）
有効	旧5市町村の各区域内	169	18.4	115	24.3	284	20.4
	田辺市内	579	63.2	261	55.2	840	60.5
	和歌山県内	106	11.6	61	12.9	167	12.0
	県外を含む区域	16	1.7	17	3.6	33	2.4
	小計	870	95.0	454	96.0	1,324	95.3
未記入		46	5.0	19	4.0	65	4.7
合計		916	100	473	100	1,389	100

問８　あなたにとって住民が互いに助け合うべき「地域の範囲」

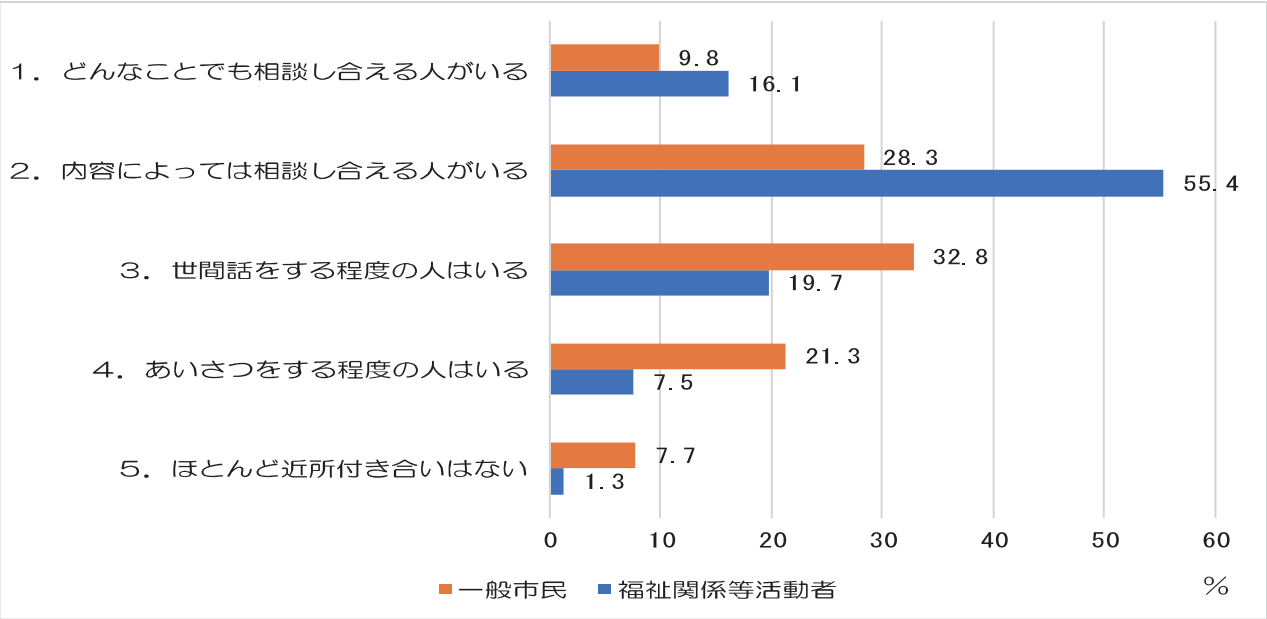
一般市民、福祉関係等活動者共に「自治会・町内会」の数値が高くなっており、とりわけ福祉関係等活動者では60%を超えています。

		一般市民		福祉活動等活動者		全体	
		人数	構成比（%）	人数	構成比（%）	人数	構成比（%）
有効	隣近所	288	31.4	77	16.3	365	26.3
	自治会・町内会	393	42.9	291	61.5	684	49.2
	小学校区	32	3.5	24	5.1	56	4.0
	中学校区	7	0.8	9	1.9	16	1.2
	旧5市町村の各区域	25	2.7	27	5.7	52	3.7
	田辺市全域	83	9.1	29	6.1	112	8.1
	その他	4	0.4	1	0.2	5	0.4
	わからない	56	6.1	2	0.4	58	4.2
	小計	888	96.9	460	97.3	1,348	97.0
未記入		28	3.1	13	2.7	41	3.0
合計		916	100	473	100	1,389	100

問９-１　隣近所のお付き合いの程度

一般市民、福祉関係等活動者共に「２．内容によっては相談し合える人がいる」、「３．世間話をする程度の人はいる」、「４．あいさつをする程度の人はいる」と回答した人の合計が80％を超えています。

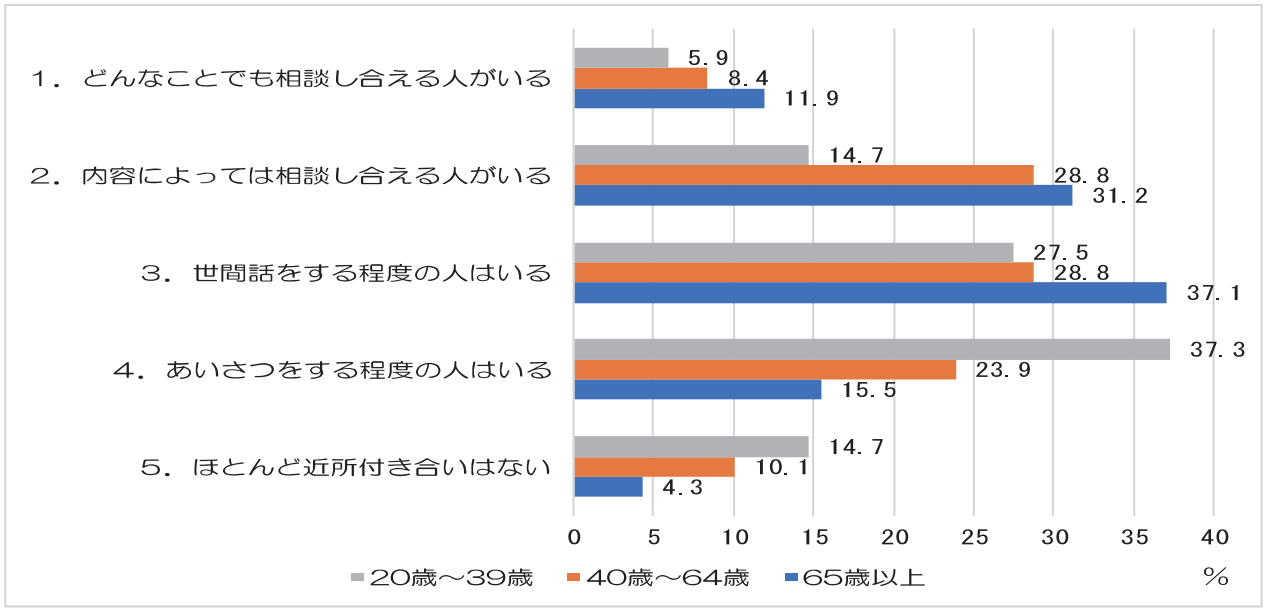
なお、福祉関係等活動者では、「２．内容によっては相談し合える人がいる」が突出して高く、55.4％になっています。



問９-２　年齢層による「隣近所のお付き合いの程度」の違い（一般市民）

「１．どんなことでも相談し合える人がいる」、「２．内容によっては相談し合える人がいる」、「３．世間話をする程度の人はいる」の３項目では、数値の高い方から65歳以上、40歳～64歳、20歳～39歳の順になっています。

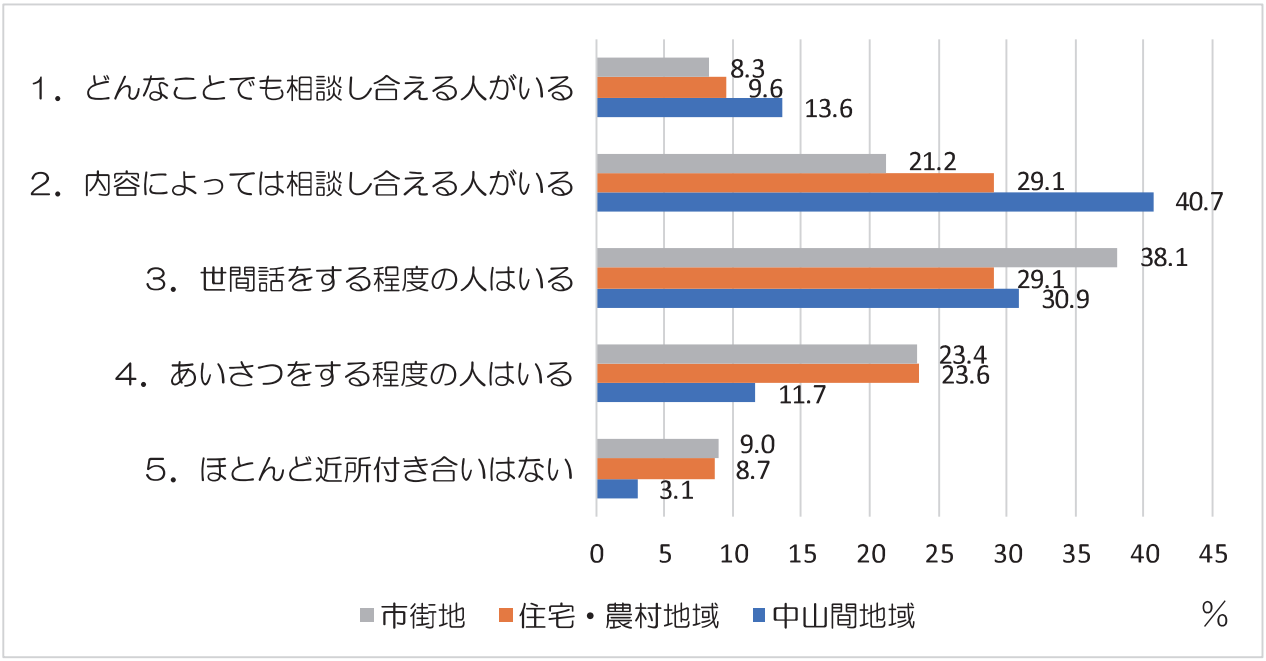
一方、「４．あいさつをする程度の人はいる」と「５．ほとんど近所付き合いはない」の２項目では、数値の高い方から20歳～39歳、40歳～64歳、65歳以上の順になっており、年齢が高くなるほど隣近所のお付き合いの程度も高くなる傾向にあります。



問９-３　居住地域による「隣近所のお付き合いの程度」の違い（一般市民）

「１．どんなことでも相談し合える人がいる」と「２．内容によっては相談し合える人がいる」、「３．世間話をする程度の人はいる」の３項目では、数値の高い方から中山間地域、住宅・農村地域、市街地の順になっています。

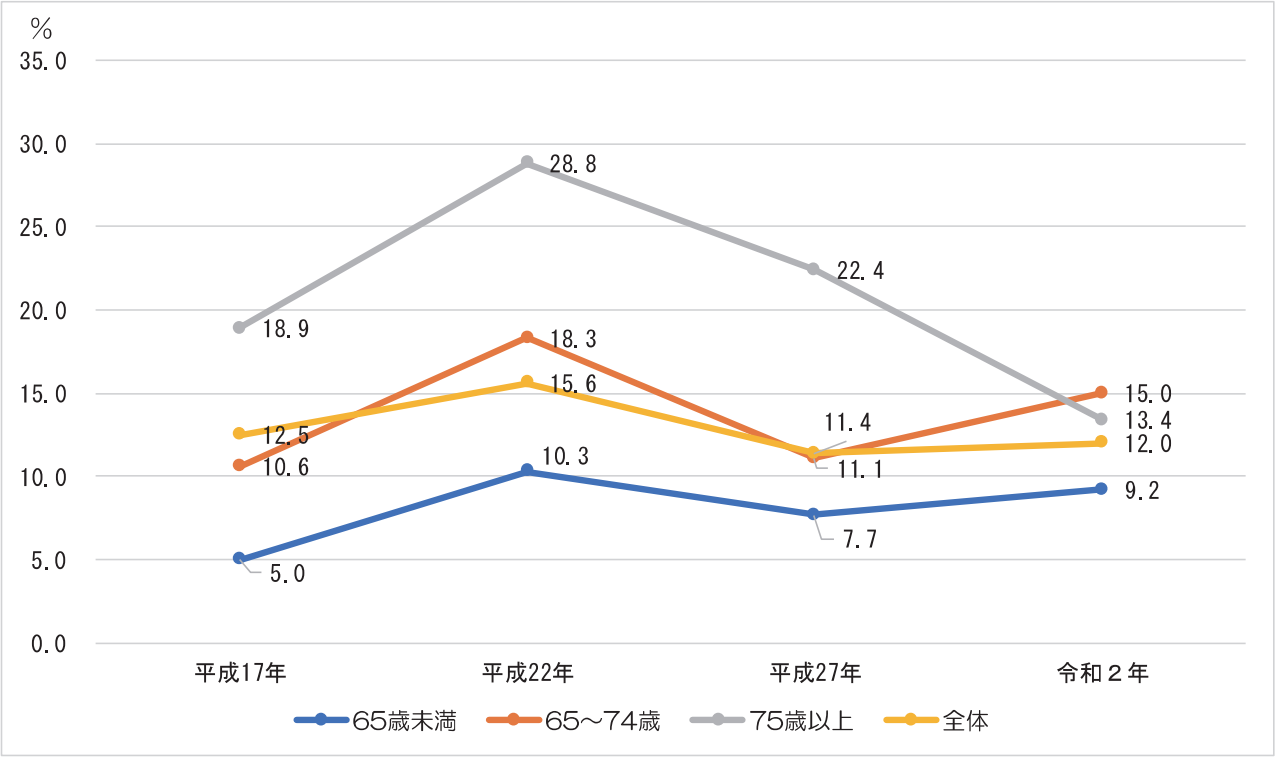
一方、「４．あいさつをする程度の人はいる」と「５．ほとんど近所付き合いはない」は、住宅・農村地域、市街地の数値が高くなっており、中山間地域になるほど隣近所のお付き合いの程度も高くなる傾向にあります。



問９-４　近所付き合いの程度（どんなことでも相談し合える人がいる）の推移

下記のグラフは、地域福祉計画の策定に当たり実施した「近所付き合いの程度」に関するのアンケート調査の推移で、年齢を 65 歳未満、65 歳～74 歳、75 歳以上に分類したものです。平成 22 年の数値が高くなっていますが、直近 10 年間でみると、65 歳～74 歳の層では数値が向上しているものの、75 歳以上ではかなり低下しています。また、全体は、ほぼ横ばいですが、平成 22 年に比べると低下しています。

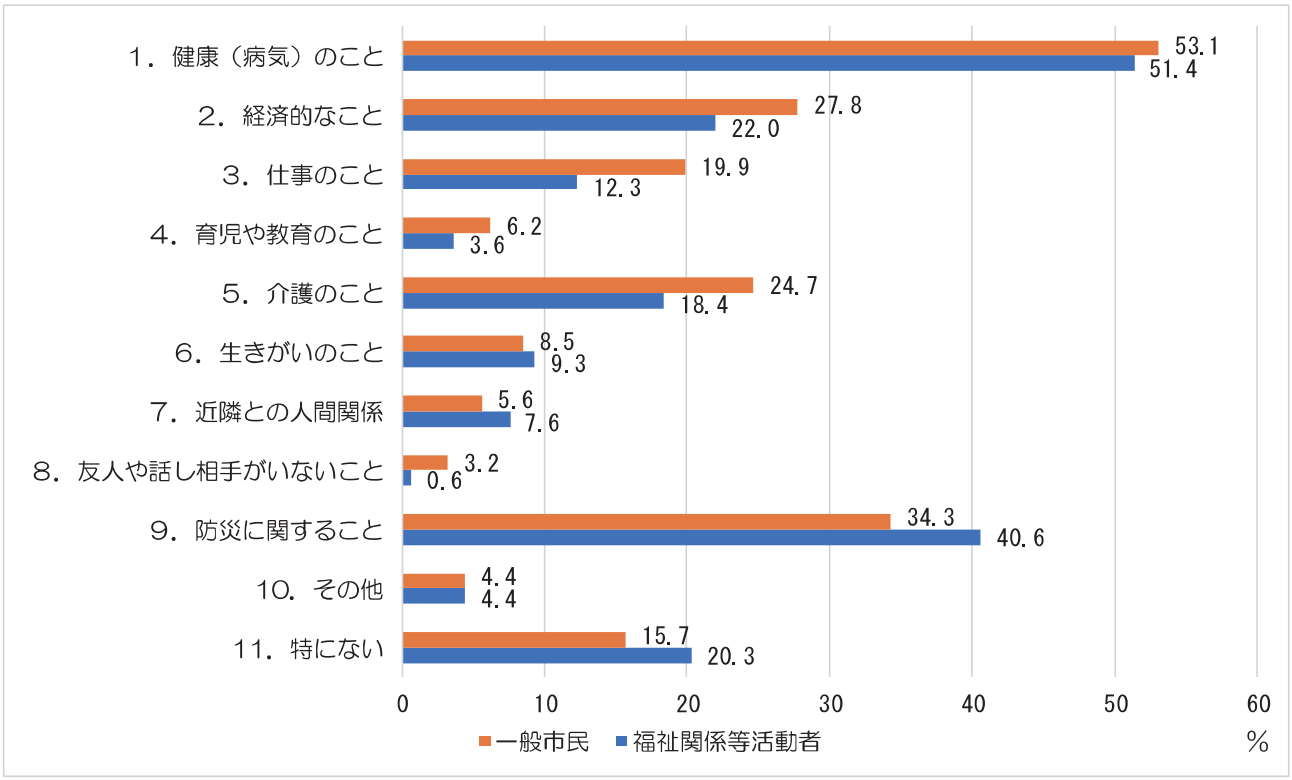
こうしたことを踏まえると、生活の基盤となる地域の住民相互の関係を高めていく取組が必要であるといえます。



問10　現在、困っていることや不安に感じていること（複数回答）

一般市民、福祉関係等活動者共に「１．健康（病気）のこと」の数値が最も高く、次いで「９．防災に関すること」、「２．経済的なこと」、「５．介護のこと」、「３．仕事のこと」の順になっています。

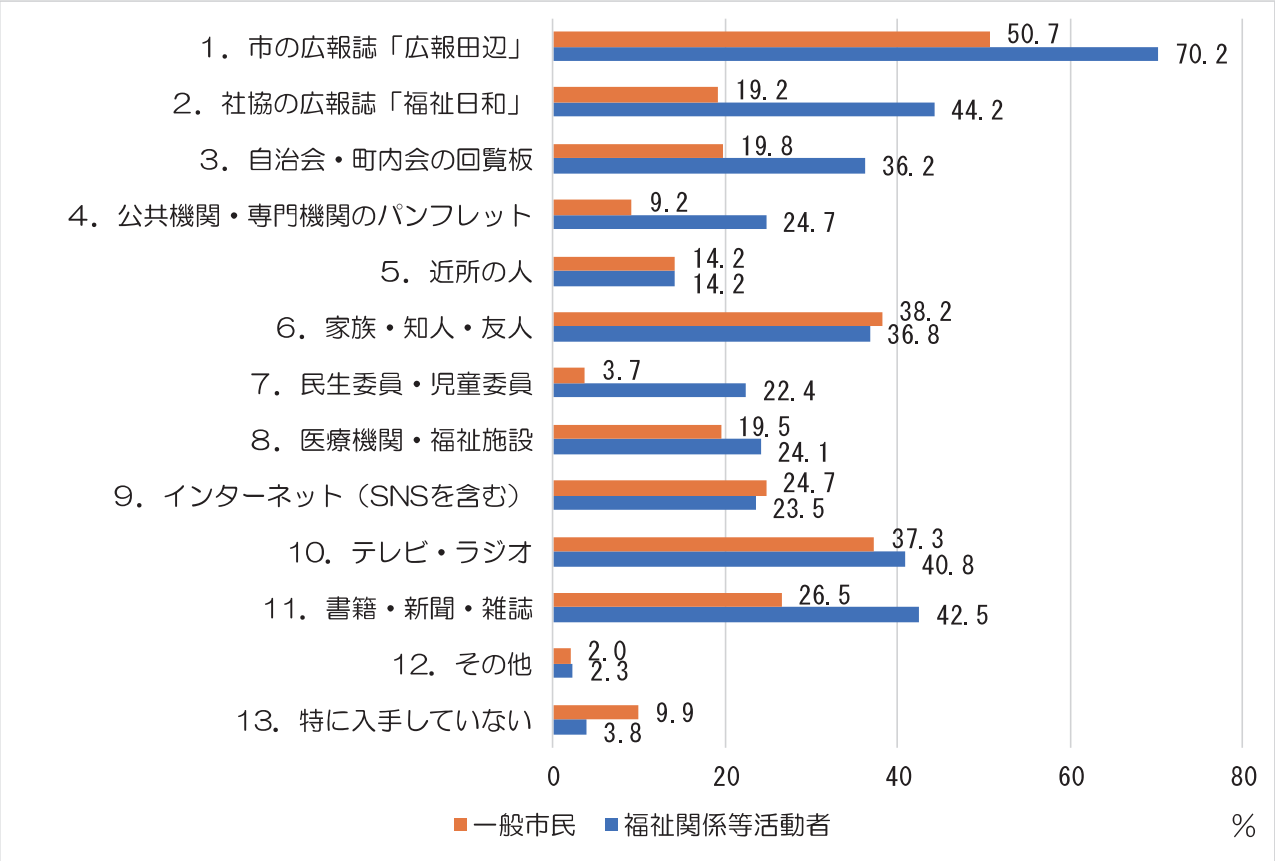
また、全体的に一般市民の方が各項目の数値が高い傾向にありますが、「９．防災に関すること」では、福祉関係等活動者の方が高くなっています。



問11　福祉や健康に関する情報の入手経路（複数回答）

一般市民では「１．市の広報誌『広報田辺』」の数値が最も高く、「10．テレビ・ラジオ」、「11．書籍・新聞・雑誌」などマスメディア系の数値も高くなっています。

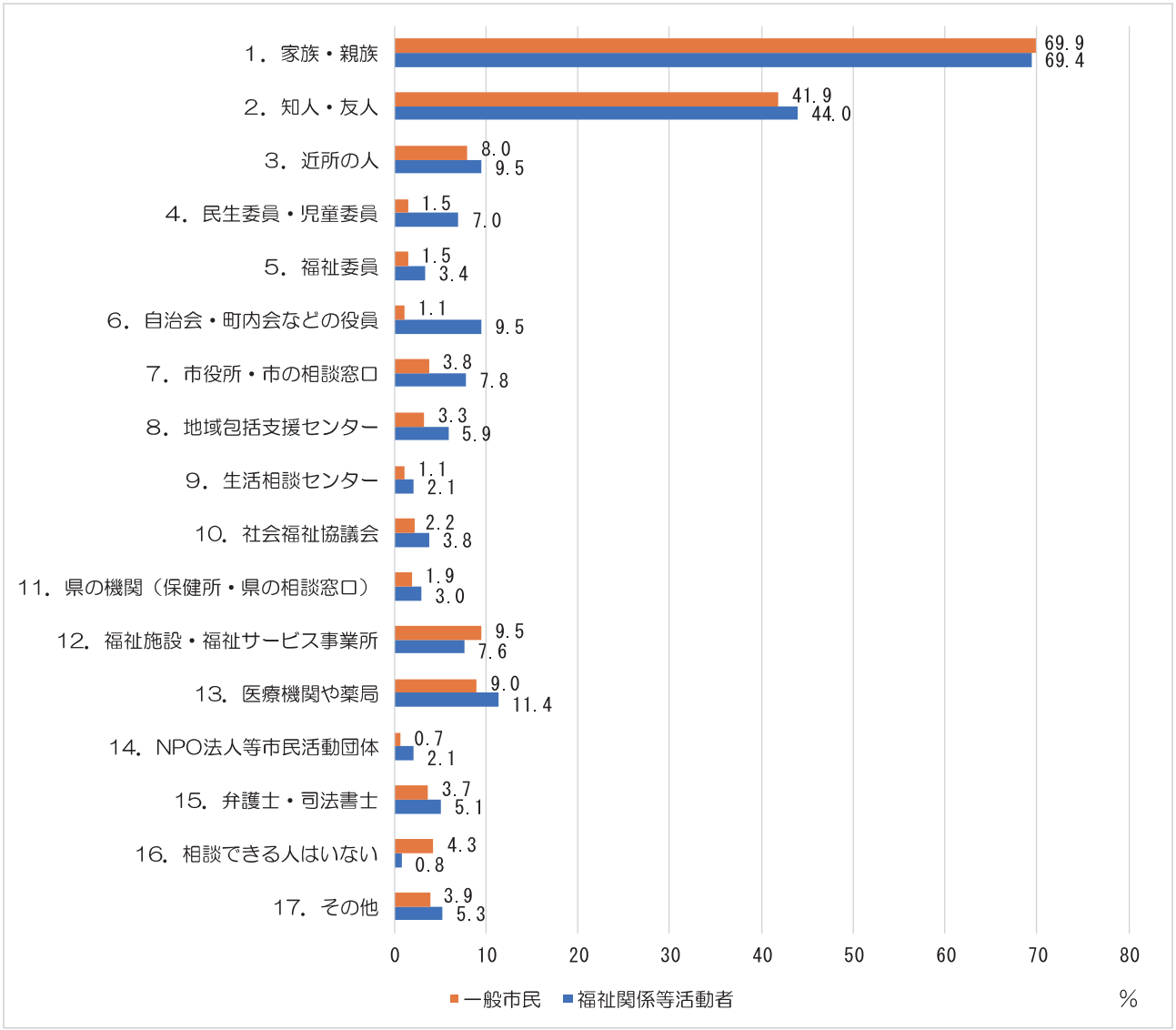
また、福祉関係等活動者でも同様の傾向にありますが、「１．市の広報誌『広報田辺』」に加え、「２．社協の広報紙『福祉日和』」、「３．自治会・町内会の回覧板」、「４．公共機関・専門機関のパンフレット」、「７．民生委員・児童委員」などの項目が、一般市民に比べて高くなっています。



問12　悩みや不安について相談した相手（複数回答）

一般市民、福祉関係等活動者共に「１．家族・親族」の数値が突出して高く、次いで「２．知人・友人」となっています。「12．福祉施設・福祉サービス事業所」では一般市民の方がやや高くなっています。

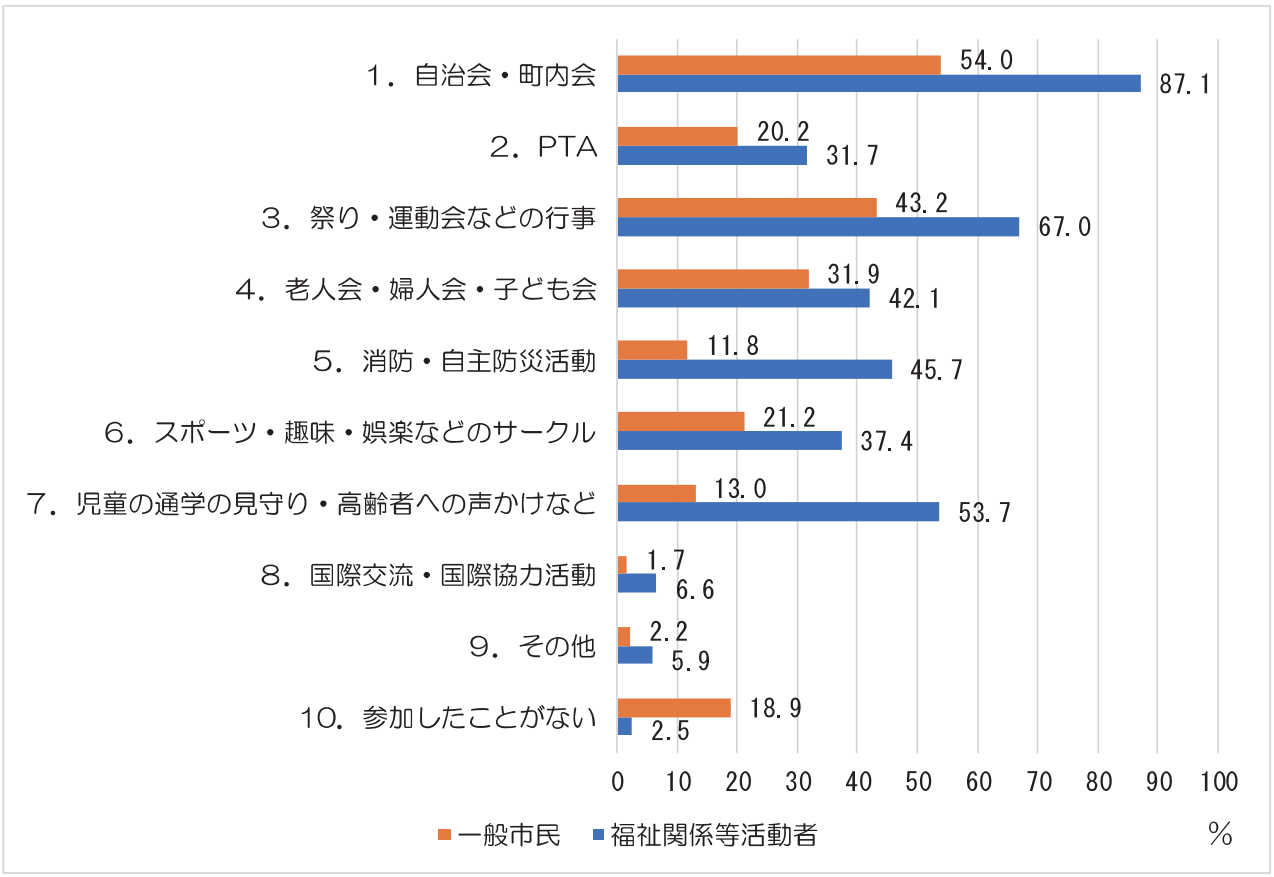
また、その他の項目では福祉関係等活動者の方が高く、「４．民生委員・児童委員」、「６．自治会・町内会などの役員」では特に大きな差があります。



問13　過去に参加したことのある「地域活動」（複数回答）

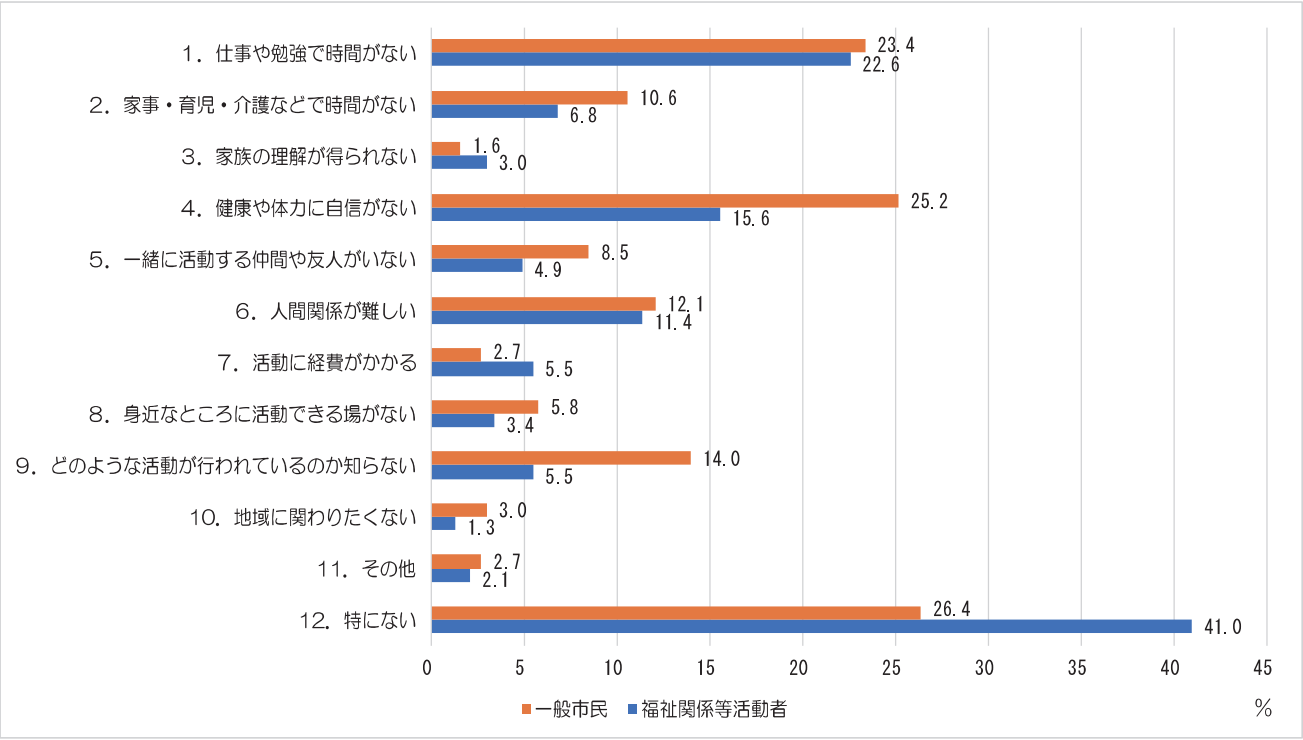
一般市民、福祉関係等活動者共に「１．自治会・町内会」の数値が最も高く、次いで、「３．祭り・運動会などの行事」となっています。一般市民ではその次に「４．老人会・婦人会・子ども会」、「６．スポーツ・趣味・娯楽などのサークル」、「２．PTA」となり、福祉関係等活動者では、「７．児童の通学の見守り・高齢者への声かけなど」の見守り活動、「５．消防・自主防災活動」、「４．老人会・婦人会・子ども会」となっています。

また、「10．参加したことがない」を除いて、他の項目では福祉関係等活動者が高い数値になっています。



問14　「地域活動」に参加する際に（参加するとしたら）負担や支障になること（複数回答）

一般市民、福祉関係等活動者共に「１．仕事や勉強で時間がない」の数値が高くなっています。一般市民だけを見れば、「４．健康や体力に自信がない」が最も高くなっています。「３．家族の理解が得られない」と「７．活動に経費がかかる」を除いて、他の項目では一般市民の方が高くなっています。



～ 防災のこと ～

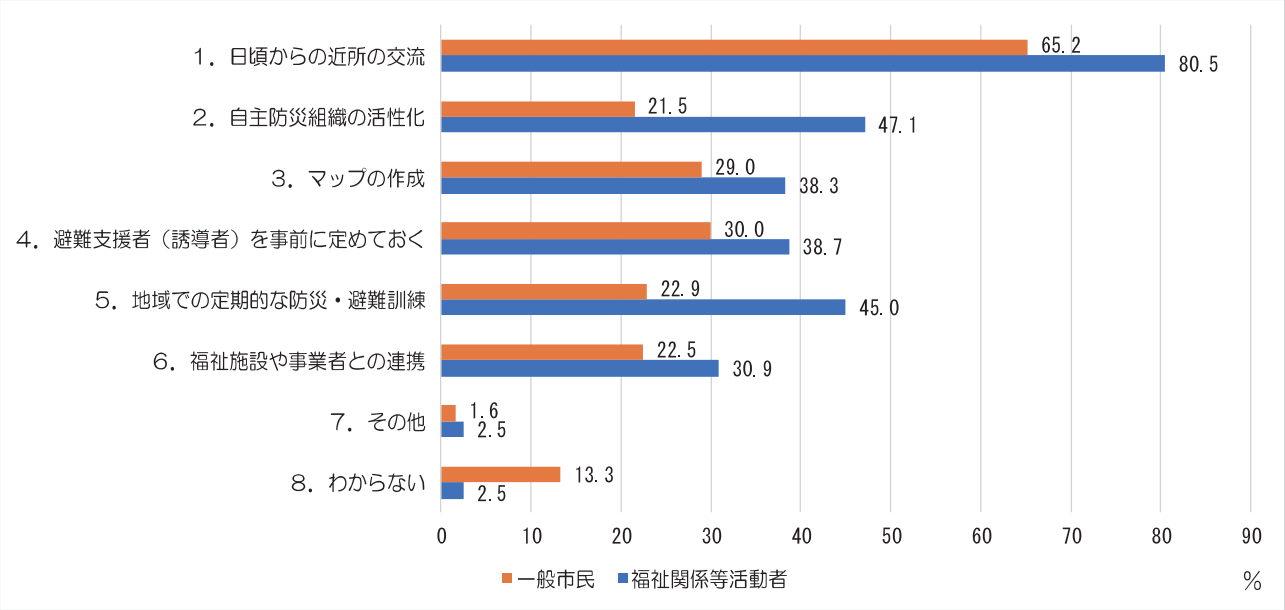
問15　「避難行動要支援者名簿」の認知状況

一般市民では「知っている」が 25.3％に留まっています。一方、福祉関係等活動者では 84.3％が「知っている」と回答しています。

		知っている	知らない	合計
一般市民	回答数	224	663	887
	構成比（％）	25.3	74.7	100
福祉関係等活動者	回答数	382	71	453
	構成比（％）	84.3	15.7	100
全体	回答数	606	734	1,340
	構成比（％）	45.2	54.8	100

問16　災害時に「住民が支え合う地域づくり」に必要だと思うこと（複数回答）

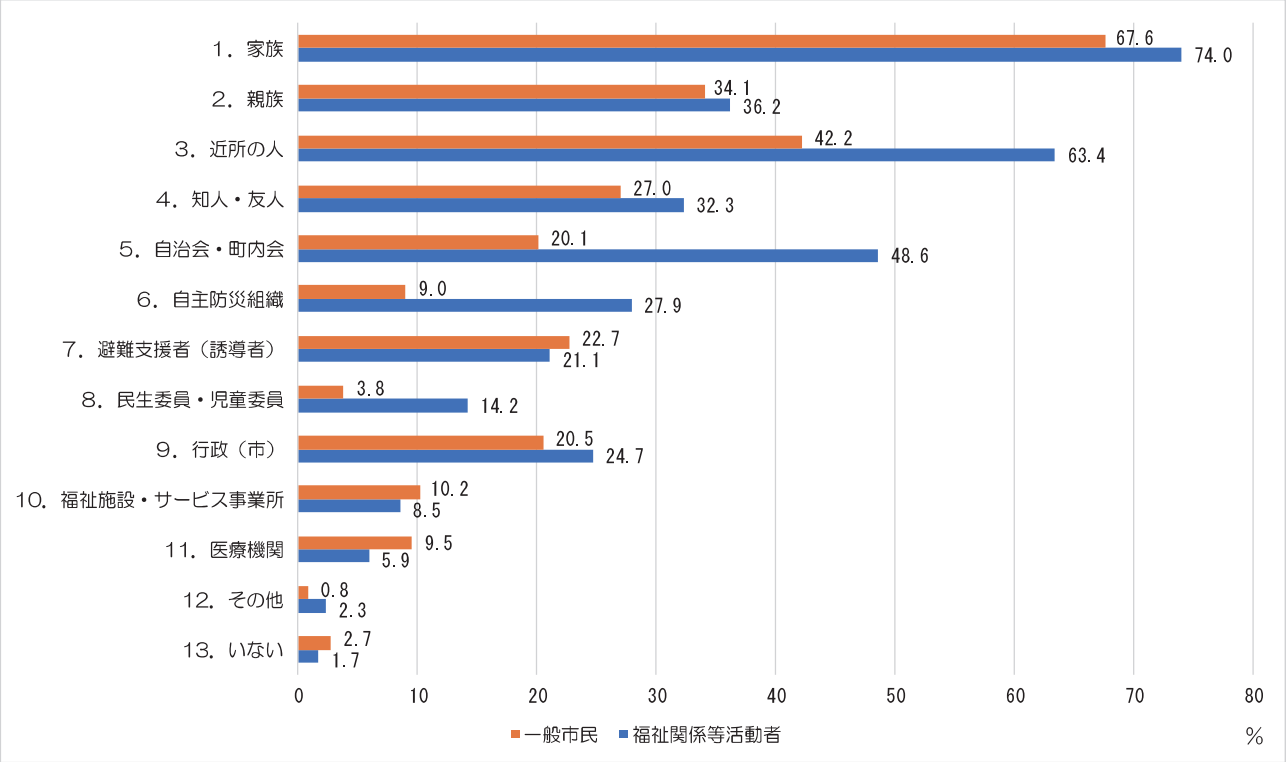
一般市民、福祉関係等活動者共に「１．日頃からの近所の交流」が最も高くなっています。一般市民ではその次に「４．避難支援者（誘導者）を事前に定めておく」、「３．マップの作成」となっており、福祉関係等活動者では「２．自主防災組織の活性化」、「５．地域での定期的な防災・避難訓練」、「３．マップの作成」となっています。



問17　もし災害時に避難誘導などの支援が必要であるとしたら、もしくは現に支援が必要である場合、誰に避難の手助けを希望するのか（複数回答）

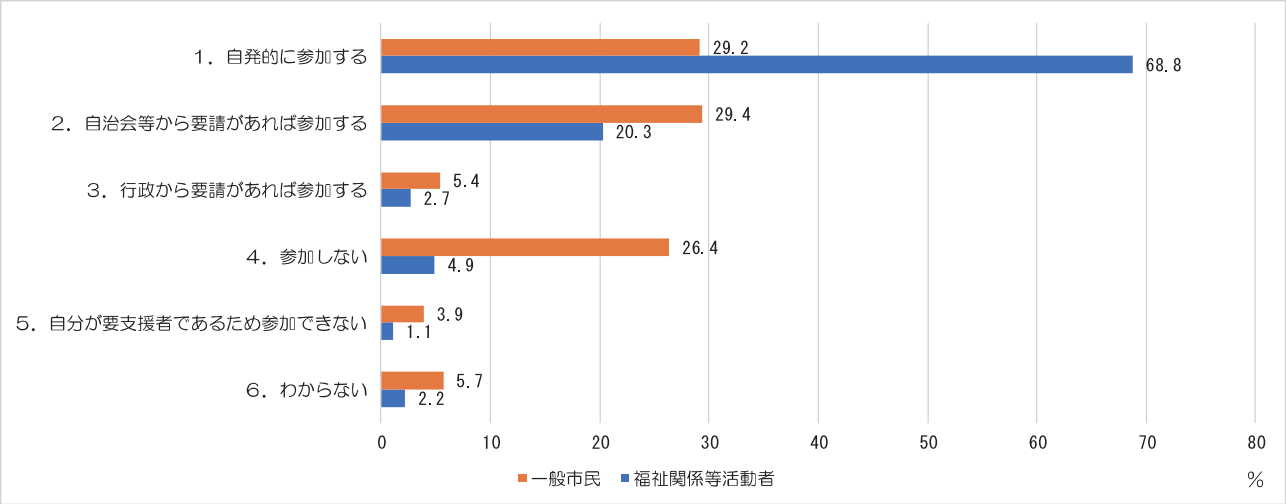
一般市民、福祉関係等活動者共に「１．家族」の数値が最も高くなっています。

一般市民では、次いで「３．近所の人」、「２．親族」、「４．知人・友人」の順になり、福祉関係等活動者では「３．近所の人」、「５．自治会・町内会」、「２．親族」となっています。



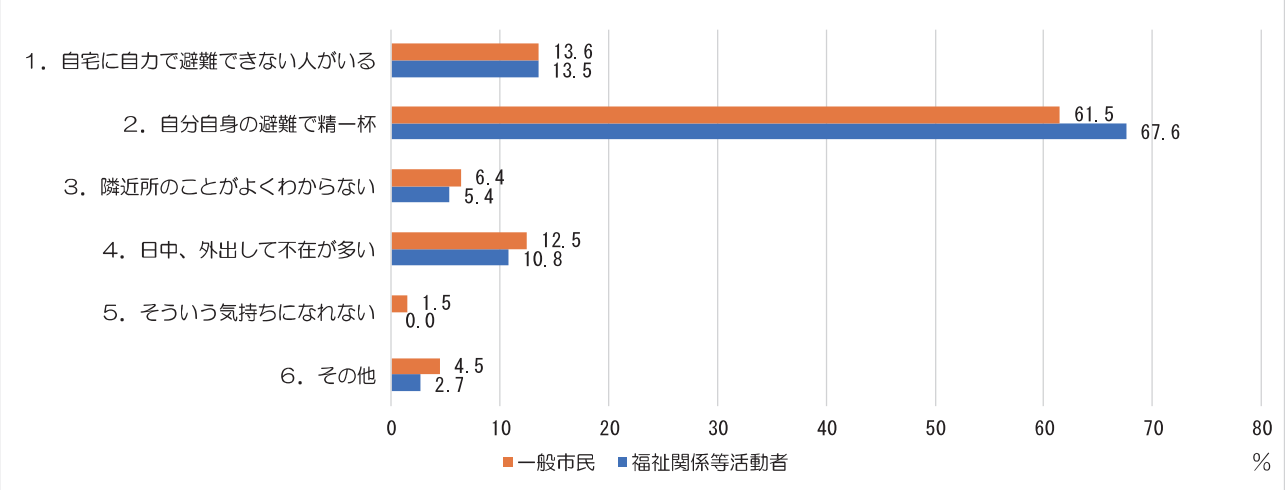
問18-1　災害時に隣近所で避難誘導などの支援を必要とする人や安否の不明な人が出たとき、手助けに参加するか

一般市民では「１．自発的に参加する」が29.2％に留まっていますが、福祉関係等活動者は68.8％と高くなっています。



問18-2　避難誘導等に参加しない理由

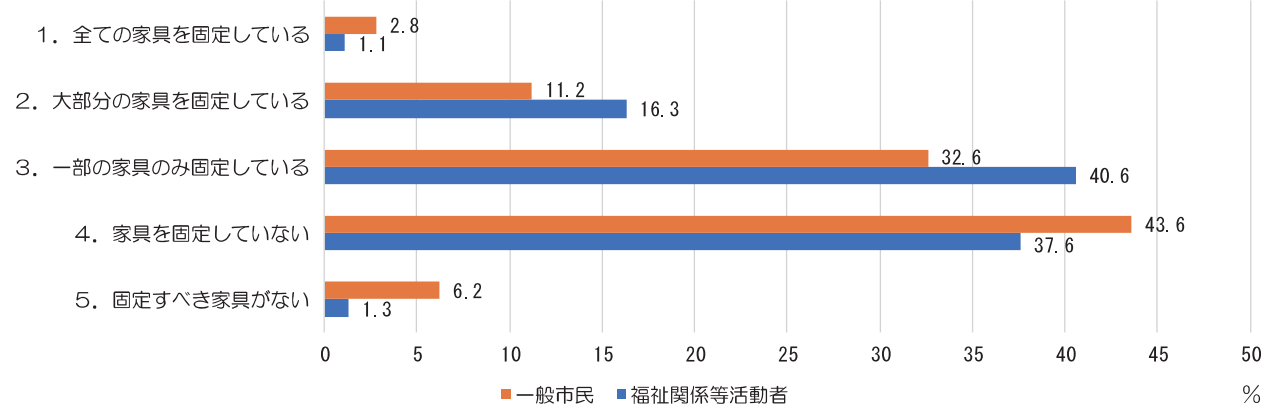
一般市民、福祉関係等活動者共に「２．自分自身の避難で精一杯」が60％を超えています。



問19　災害等が発生した場合に備えての防災対策の状況

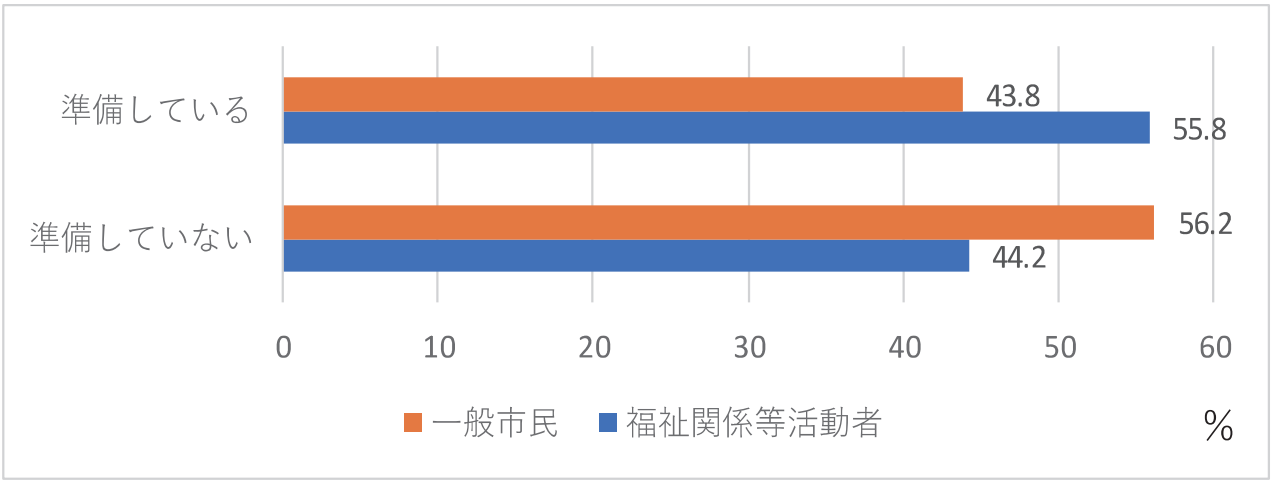
①家具の固定をしているか

一般市民、福祉関係等活動者共に「４．家具を固定していない」の数値が高くなっていますが、福祉関係等活動者では、「３．一部の家具のみ固定している」が40.6％と最も高くなっています。



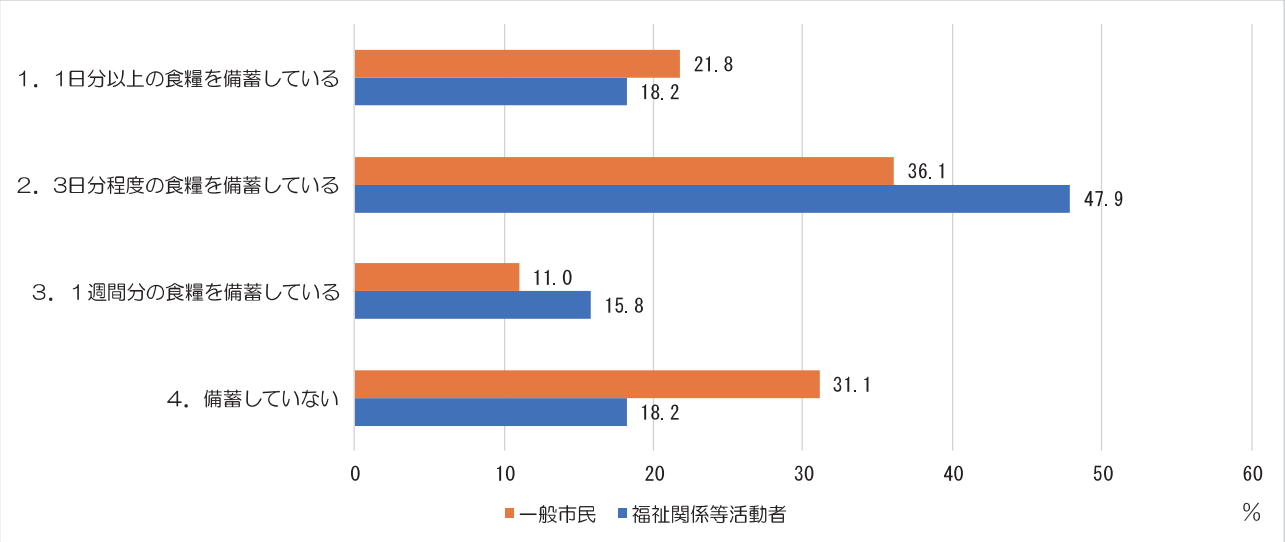
②非常品持ち出し袋を準備しているか

一般市民では「準備している」より「準備していない」の方が多くなっています。一方、福祉関係等活動者では、「準備していない」より「準備している」の方が高くなっています。



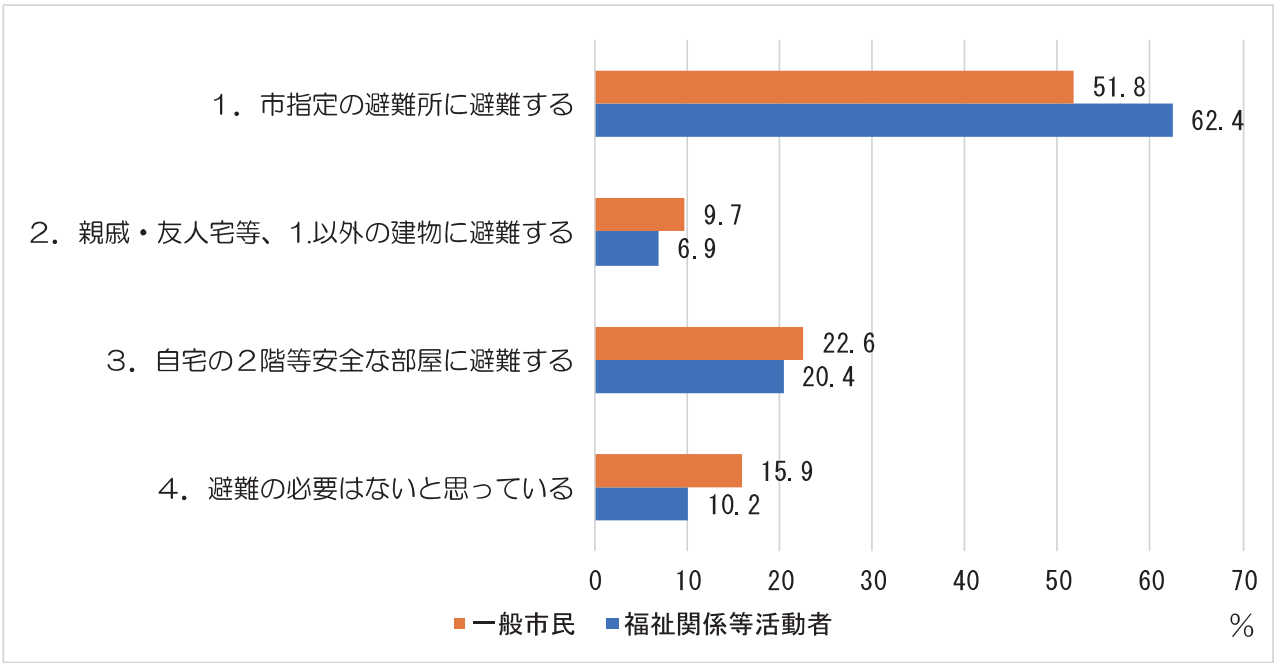
③食糧を備蓄しているか

一般市民、福祉関係等活動者共に「２．３日分程度の食糧を備蓄している」の数値が最も高くなっています。



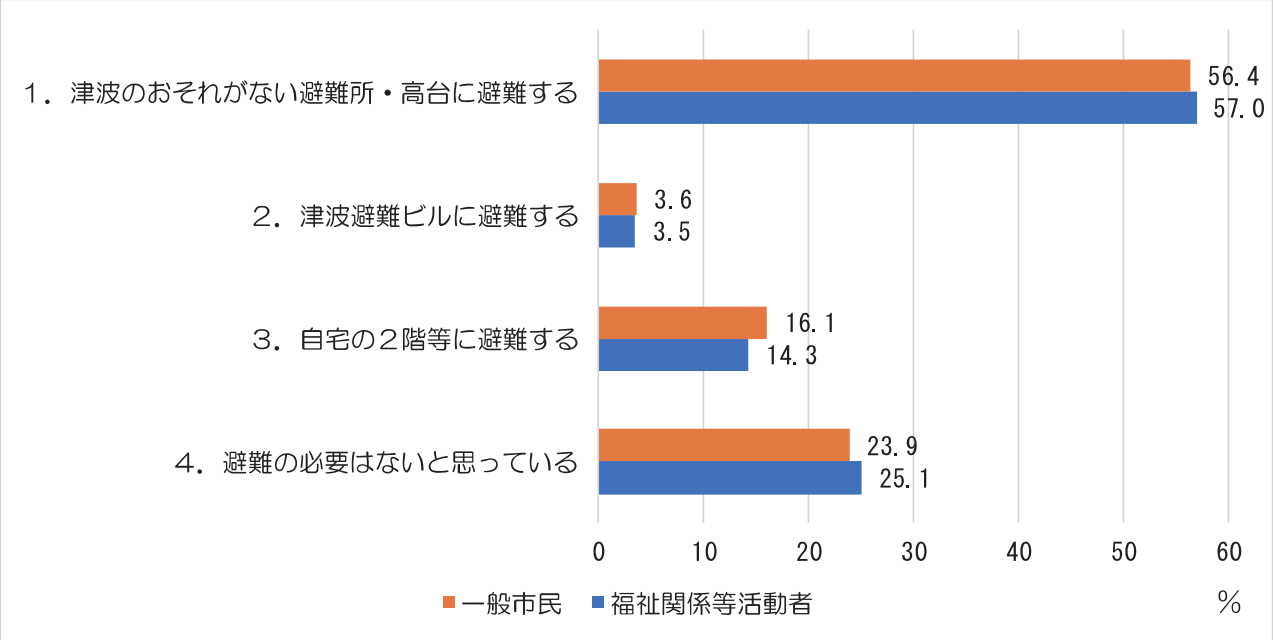
④風水害・土砂災害が発生した際の避難場所（どこに避難するか）

一般市民、福祉関係等活動者共に「１．市指定の避難所に避難する」の数値が最も高くなっています。



⑤地震・津波が発生した際の避難場所（どこに避難するか）

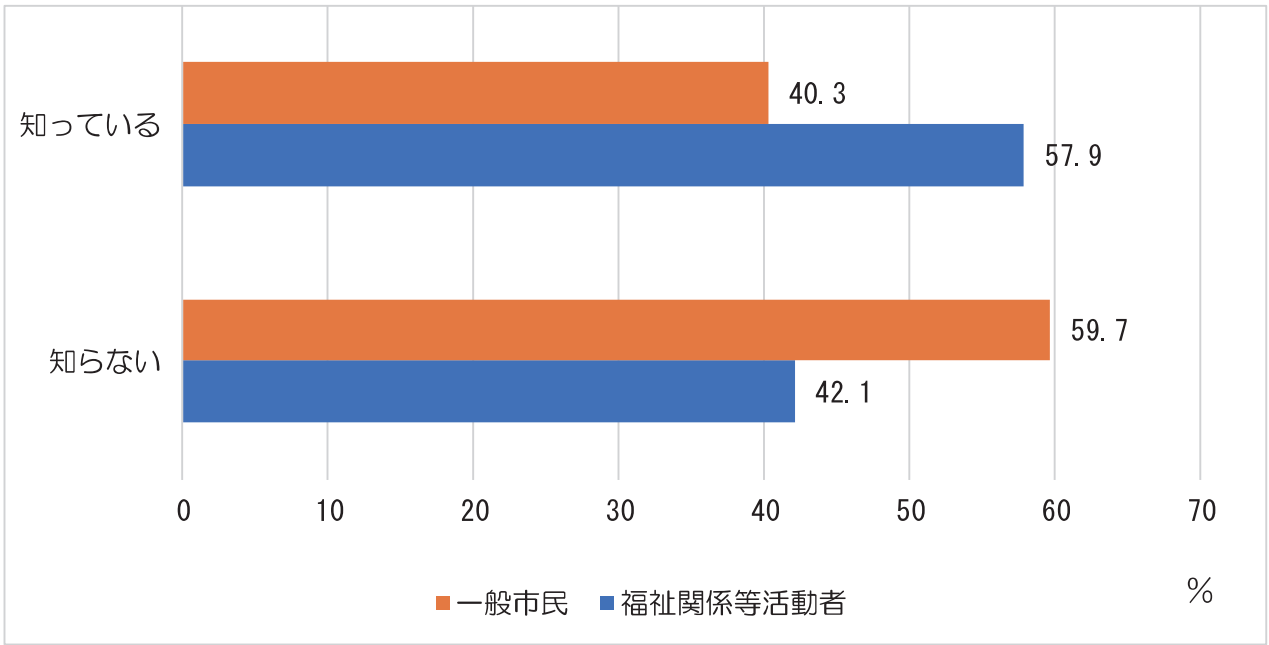
一般市民、福祉関係等活動者共に「１．津波のおそれがない避難所・高台に避難する」の数値が最も高くなっています。



～ ＃7119電話相談サービス（田辺市救急安心センター）について ～

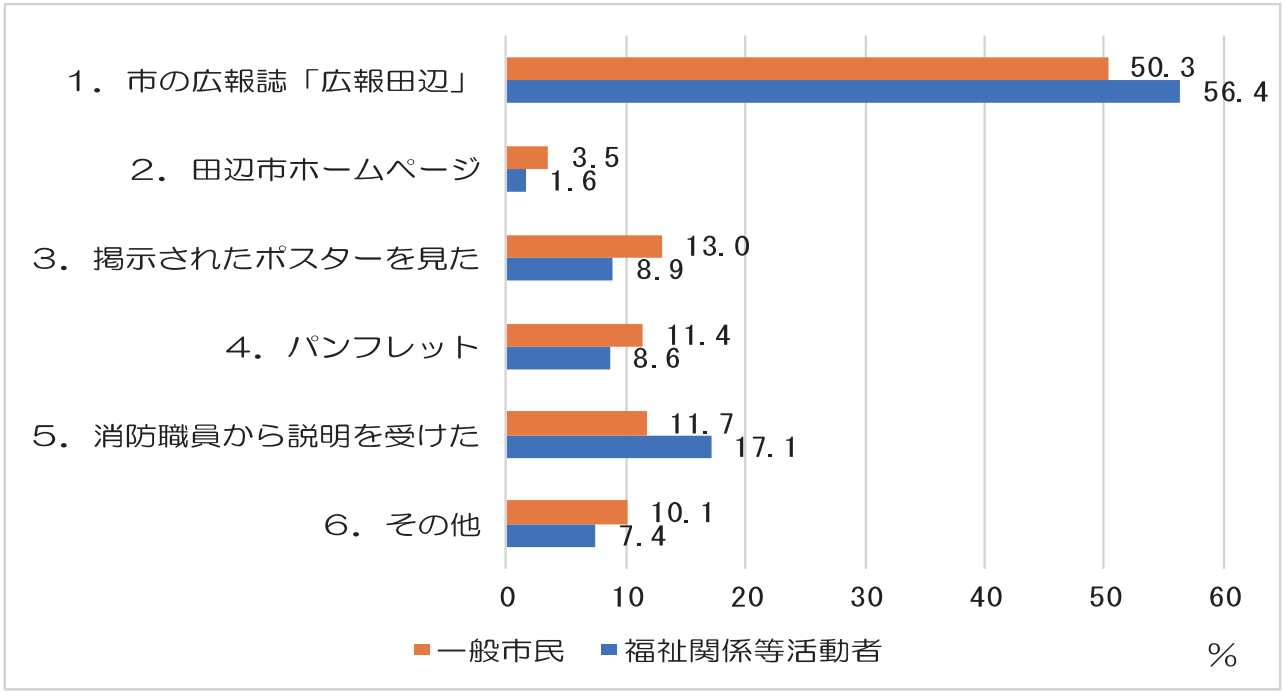
問20　＃7119電話相談サービスの認知状況

一般市民では「知っている」が40.3％に留まっています。一方、福祉関係等活動者では「知っている」が57.9％になっています。



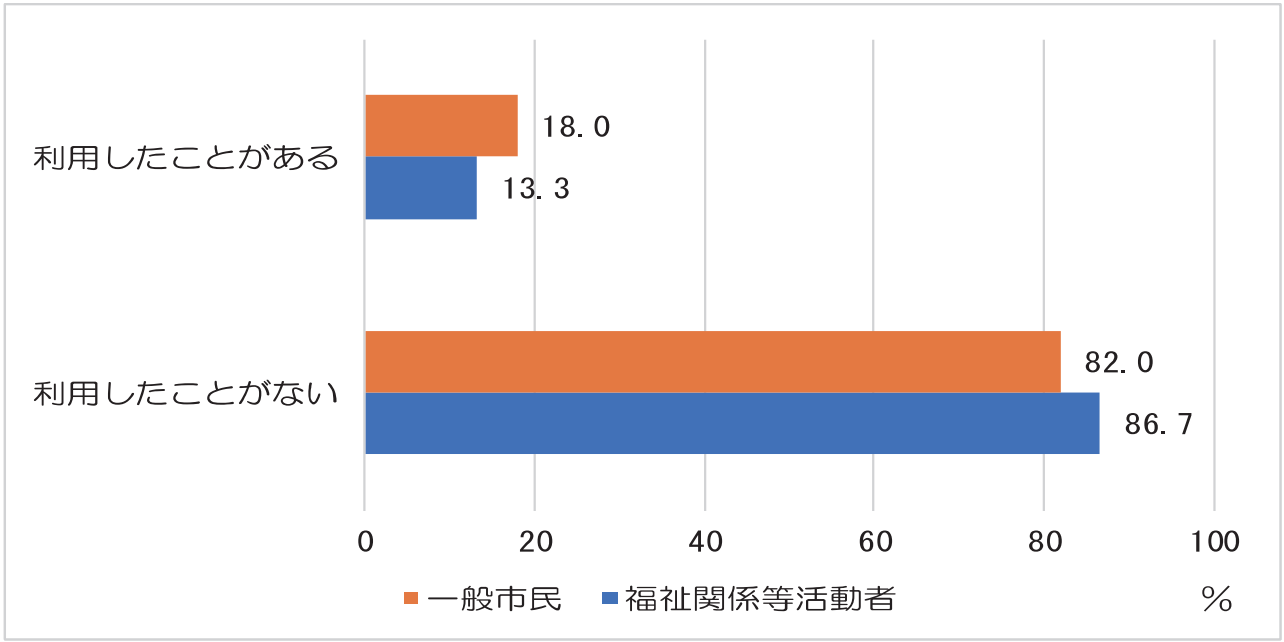
問21　＃7119電話相談サービスをどのようにして知ったか

一般市民、福祉関係等活動者共に「１．市の広報誌『広報田辺』」の数値が最も高くなっています。



問22　＃7119電話相談サービスの利用経験の有無

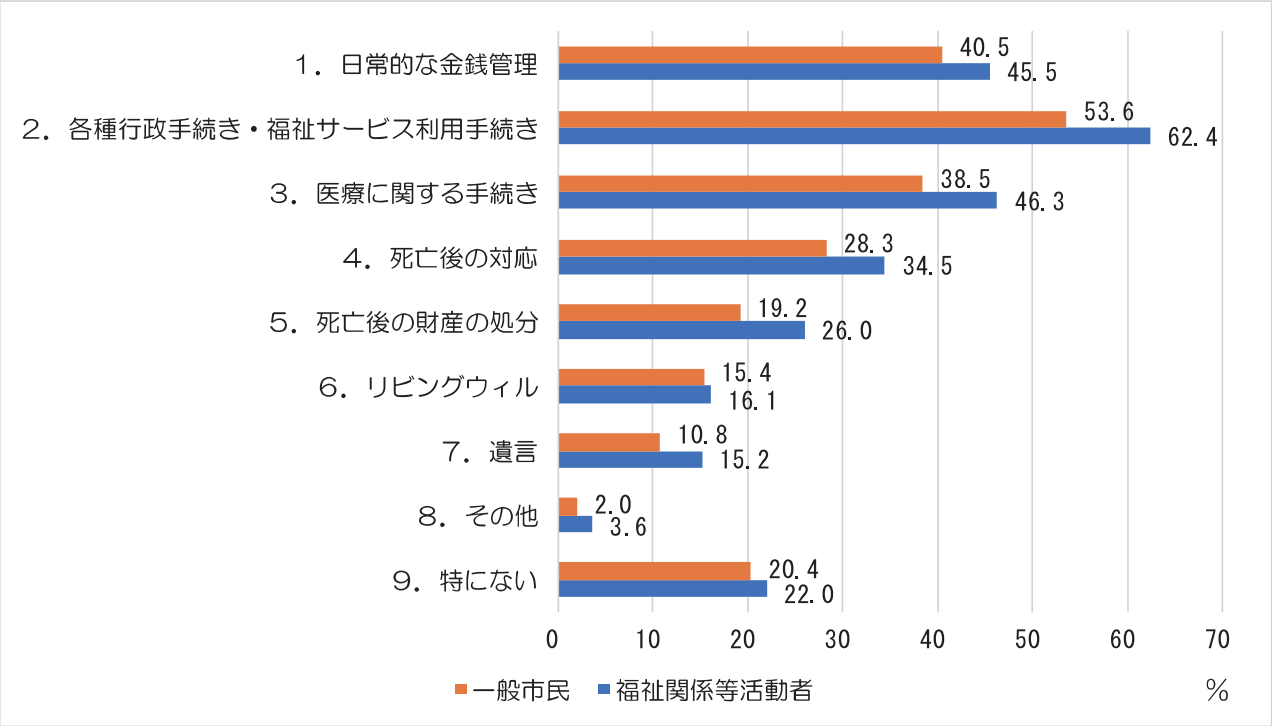
一般市民、福祉関係等活動者共に「利用したことがある」が20％より低くなっています。



～ 成年後見制度について ～

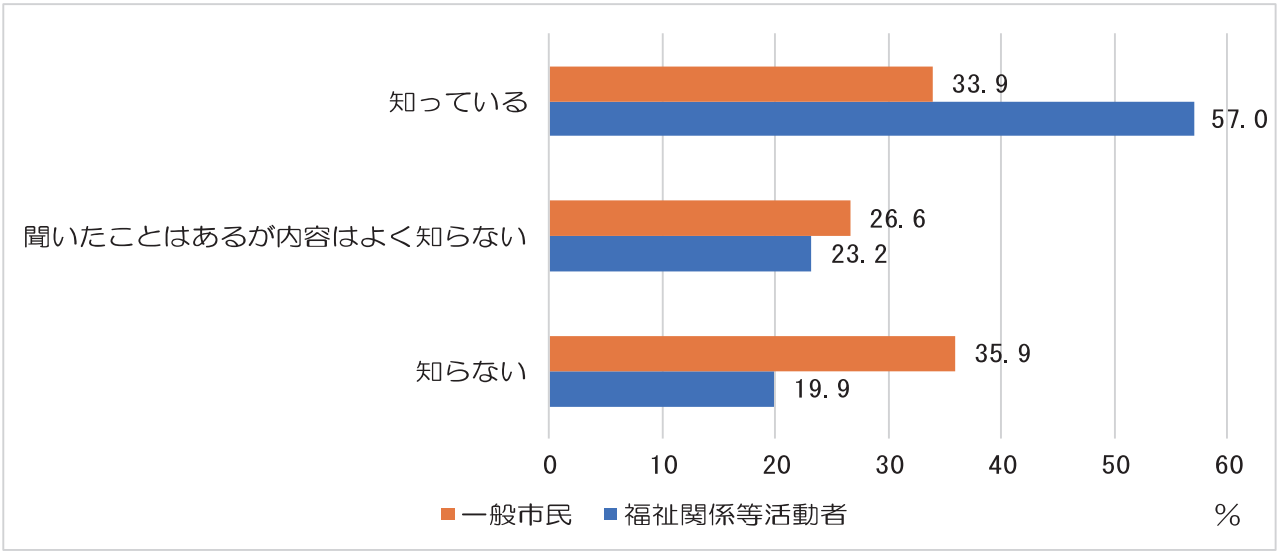
問23　高齢者や障害がある人にとって、日常の生活の中で、将来的に不安を感じると思われること（当事者の場合は、将来について不安に感じていること）（複数回答）

一般市民、福祉関係等活動者共に「２．各種行政手続き・福祉サービス利用手続き」の数値が最も高く、次いで一般市民では「１．日常的な金銭管理」、福祉関係等活動者では「３．医療に関する手続き」が高くなっています。



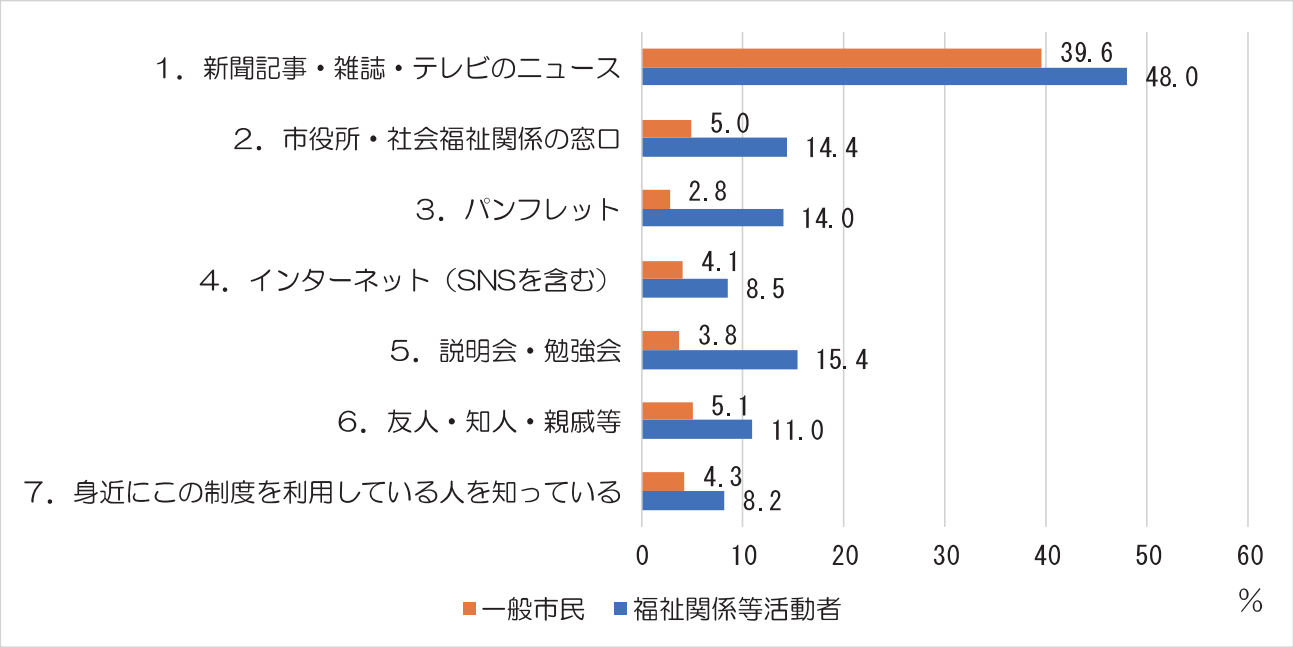
問24　「成年後見制度」についての認知状況

一般市民では「知っている」が33.9％に留まっています。一方、福祉関係等活動者では57％になっています。



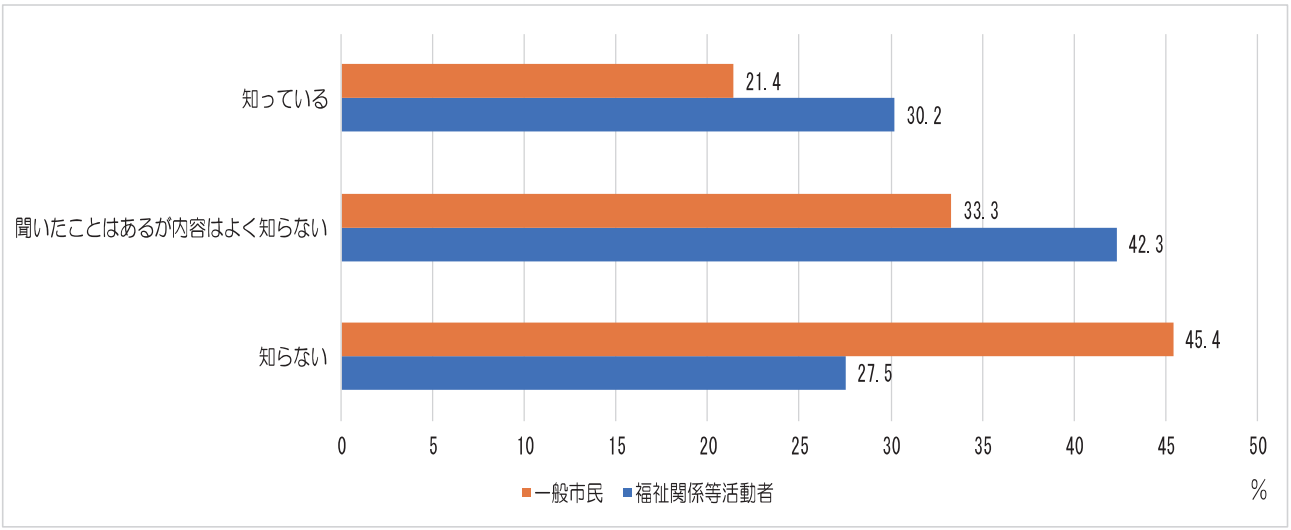
問25　どこで「成年後見制度」を知ったか（複数回答）

一般市民、福祉関係等活動者共に「１．新聞記事・雑誌・テレビのニュース」の数値が最も高くなっています。



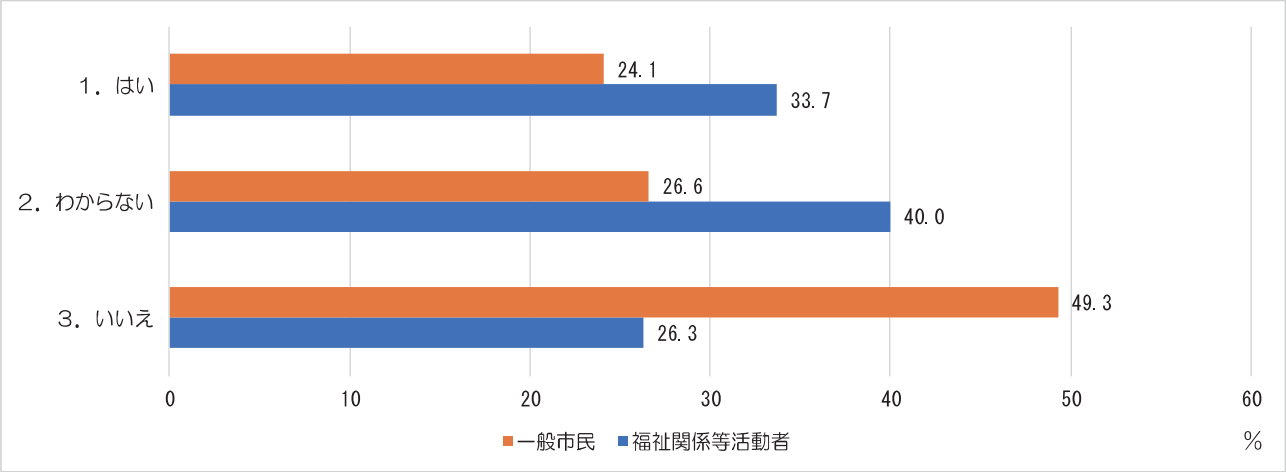
問26　「法定後見制度」と「任意後見制度」の認知状況

一般市民では「知っている」が21.4％、福祉関係等活動者では「知っている」が30.2％に留まっています。



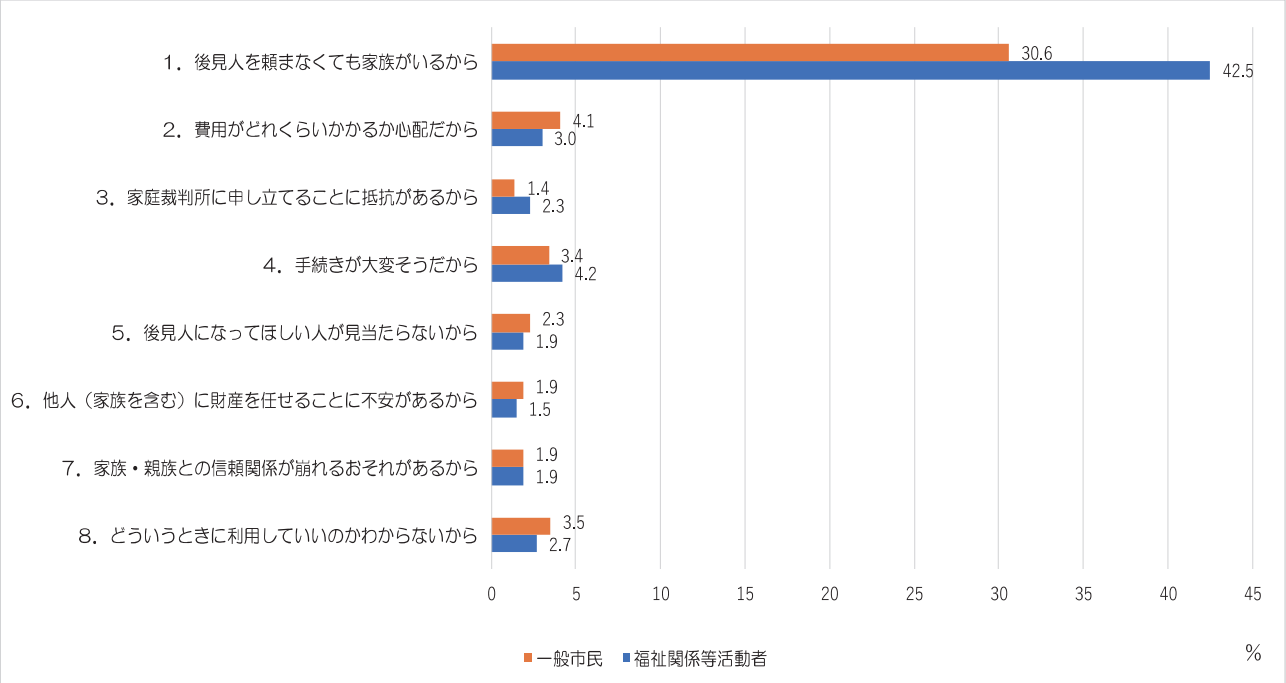
問 27　「成年後見制度」を利用したいと思うか

一般市民では「はい」が24.1％で、「いいえ」が49.3％になっています。一方、福祉関係等活動者では「はい」が33.7％、「いいえ」が26.3％となっています。



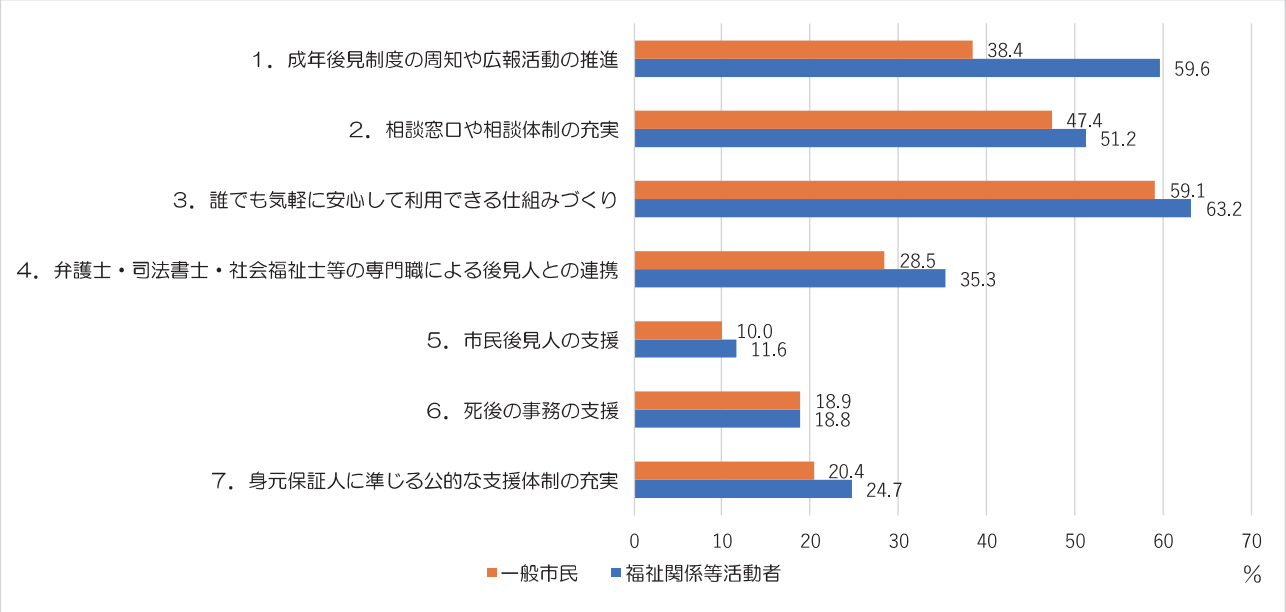
問28　成年後見制度を利用したくない（しない）理由（複数回答）

一般市民、福祉関係等活動者共に「１．後見人を頼まなくても家族がいるから」の数値が突出して高くなっています。



問29　設置予定の「権利擁護センターたなべ」に期待すること（複数回答）

一般市民、福祉関係等活動者共に「３．誰でも気軽に安心して利用できる仕組みづくり」、「２．相談窓口や相談体制の充実」、「１．成年後見制度の周知や広報活動の推進」の数値が高くなっています。

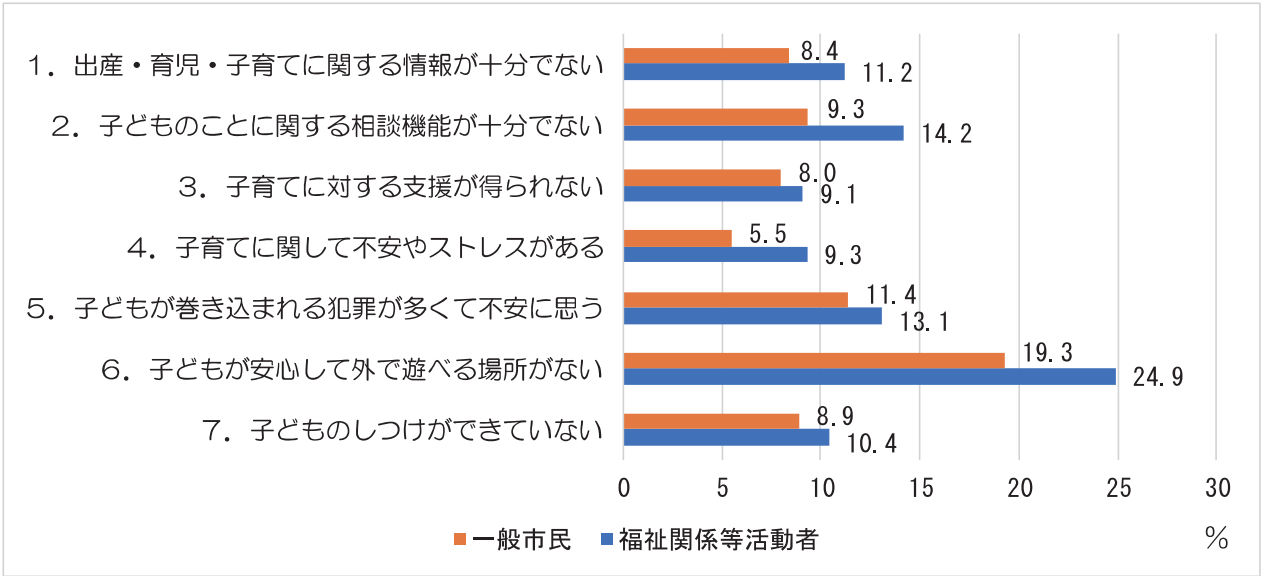


～ これからの田辺市の福祉のあり方について ～

問30　地域で課題だと思うこと（複数回答）

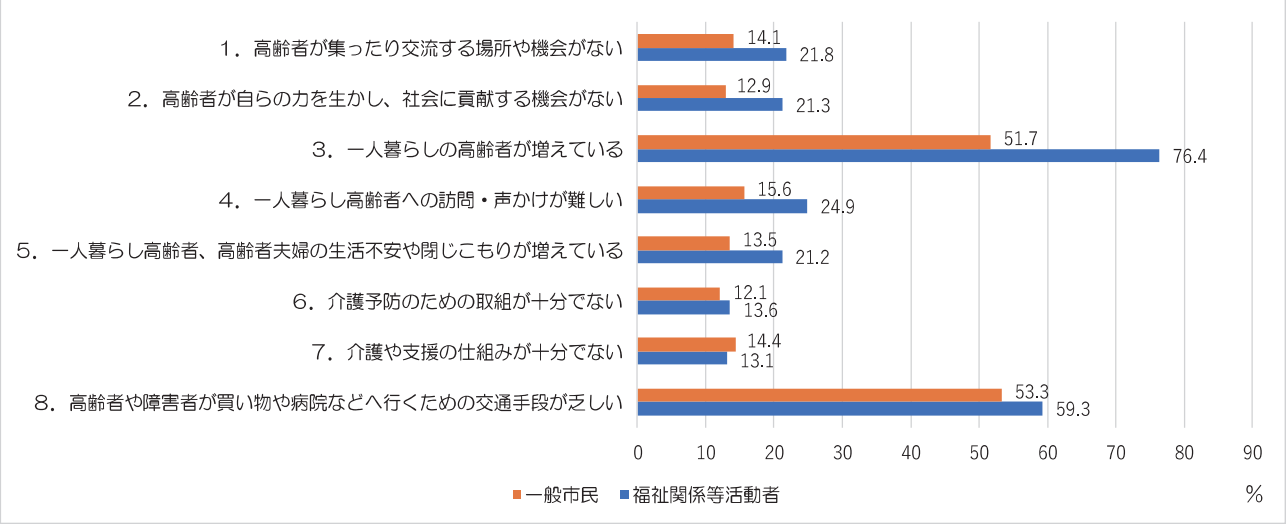
①子どものこと

一般市民、福祉関係等活動者共に「６．子どもが安心して外で遊べる場所がない」の数値が最も高く、次いで「２．子どものことに関する相談機能が十分でない」などになっています。



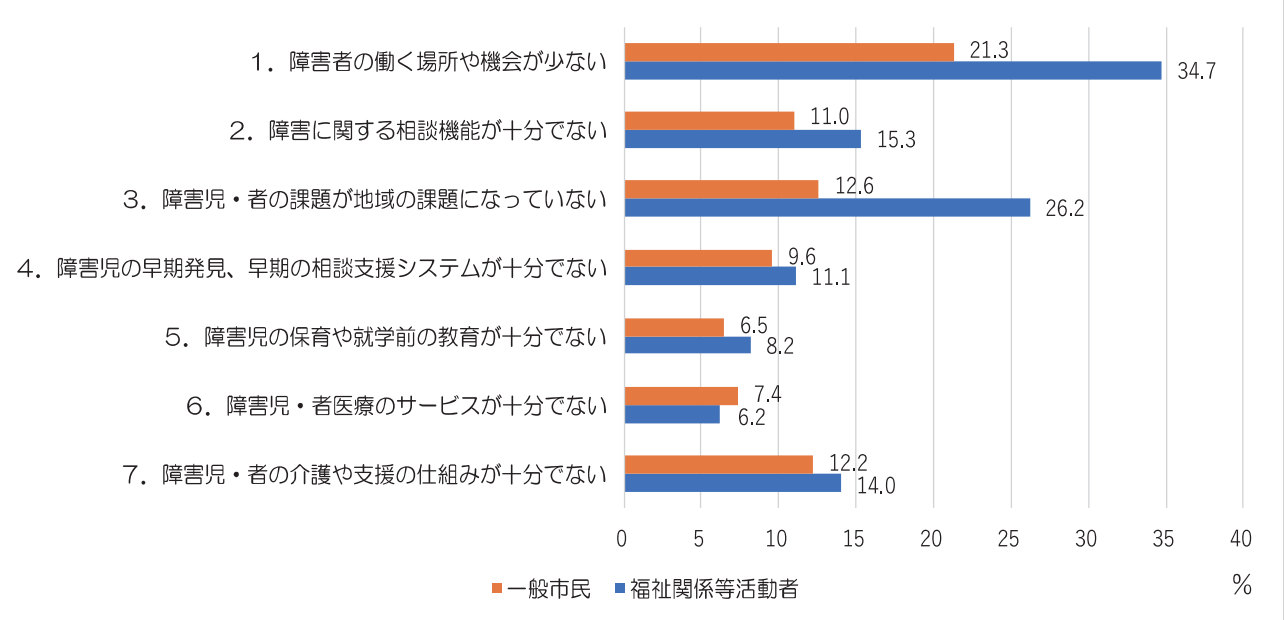
②高齢者のこと

一般市民、福祉関係等活動者共に「３．一人暮らしの高齢者が増えている」の数値が最も高く、次いで「８．高齢者や障害者が買い物や病院などへ行くための交通手段が乏しい」となっています。



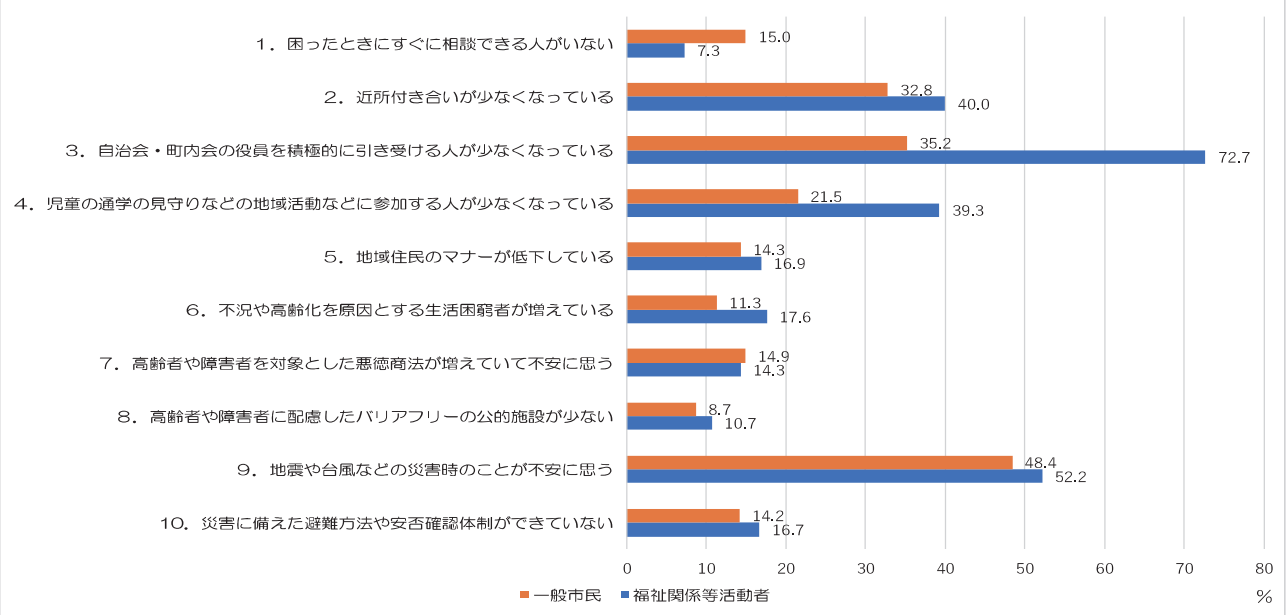
③障害児・者のこと

一般市民、福祉関係等活動者共に「１．障害者の働く場所や機会が少ない」の数値が最も高く、次いで「３．障害児・者の課題が地域の課題になっていない」となっています。



④地域や生活のこと

一般市民、福祉関係等活動者共に「９．地震や台風などの災害時のことが不安に思う」の数値が高くなっていますが、福祉関係等活動者では「３．自治会・町内会の役員を積極的に引き受ける人が少なくなっている」が突出して高くなっています。



＊問31から問35の回答方法は、各設問中に並べられたそれぞれの取組に対して、右の５段階の必要度に応じて、あてはまる番号を選択する方式となっています。

1　⇒　ほとんど必要でない
2　⇒　あまり必要でない
3　⇒　どちらともいえない
4　⇒　ある程度は必要である
5　⇒　とても必要である

問31　子どもを健やかに育てるために必要な取組

必要度の平均値が高かった（一般市民、福祉関係等活動者共に４点以上）項目としては、「８　子育てがしやすい職場環境づくり」、「４　虐待防止体制の充実とネットワークの強化」、「５　子どもに関する犯罪の防止策の充実」の３項目となっています。

		人数	平均値
１　育児・子育てなどに関する情報提供の充実	一般市民	681	3.86
	福祉関係等活動者	404	3.99
２　子育て・教育などに関する相談体制の充実	一般市民	683	3.92
	福祉関係等活動者	401	4.04
３　子育て・保育に関するサービスの充実	一般市民	682	3.92
	福祉関係等活動者	403	4.06
４　虐待防止体制の充実とネットワークの強化	一般市民	685	4.07
	福祉関係等活動者	405	4.15
５　子どもに関する犯罪の防止策の充実	一般市民	688	4.07
	福祉関係等活動者	403	4.12

６　地域ぐるみでの子育て支援活動の充実	一般市民	688	3.77
	福祉関係等活動者	403	3.96
７　子育て家庭への経済支援策の充実	一般市民	686	3.89
	福祉関係等活動者	408	3.99
８　子育てがしやすい職場環境づくり	一般市民	694	4.10
	福祉関係等活動者	404	4.17

問32　高齢者が安心して暮らしていくために必要な取組

平均値が高かった（一般市民、福祉関係等活動者共に４点以上）項目としては、「12　病院や買い物などの交通手段の充実」、「３　介護や福祉サービスの充実」、「１　介護や福祉に関する情報提供の充実」、「２　介護や福祉に関する相談体制の充実」、「９　特別養護老人ホームなどの入所施設の整備」の５項目となっています。

		人数	平均値
１　介護や福祉に関する情報提供の充実	一般市民	737	4.03
	福祉関係等活動者	410	4.26
２　介護や福祉に関する相談体制の充実	一般市民	738	4.09
	福祉関係等活動者	411	4.20
３　介護や福祉サービスの充実	一般市民	737	4.14
	福祉関係等活動者	412	4.27
４　訪問・声かけなどの見守り活動の充実	一般市民	742	3.82
	福祉関係等活動者	414	4.07
５　教室・講座など学習する場所や機会の充実	一般市民	726	3.51
	福祉関係等活動者	407	3.76
６　子どもなど他の世代とふれあう機会の充実	一般市民	726	3.48
	福祉関係等活動者	411	3.81
７　老人クラブや趣味の会など交流や社会参加の機会の充実	一般市民	736	3.56
	福祉関係等活動者	410	3.92
８　高齢者の就労を支援するための施策の充実	一般市民	727	3.58
	福祉関係等活動者	406	3.80
９　特別養護老人ホームなどの入所施設の整備	一般市民	740	4.04
	福祉関係等活動者	412	4.17
10　高齢者に配慮したバリアフリーの推進	一般市民	733	3.93
	福祉関係等活動者	409	4.03
11　高齢者向け住宅の整備	一般市民	732	3.83
	福祉関係等活動者	407	3.94
12　病院や買い物などの交通手段の充実	一般市民	763	4.15
	福祉関係等活動者	422	4.32

問33　障害者が安心して暮らしていくために必要な取組

総じて平均値が高く、一般市民、福祉関係等活動者共に４点未満は「７　障害者の社会参加やスポーツ・レクリエーション活動の充実」の１項目しかありませんでした。福祉関係等活動者で4.20点を上回っているのは、「３　障害者福祉サービスの充実」、「10　障害者に配慮したバリアフリーの推進」、「８　障害者の就労を支援するための施策の充実」の３項目となっています。

		人数	平均値
１　障害者福祉に関する情報提供の充実	一般市民	706	3.93
	福祉関係等活動者	409	4.10
２　障害者福祉に関する相談体制の充実	一般市民	712	4.01
	福祉関係等活動者	405	4.18
３　障害者福祉サービスの充実	一般市民	711	4.04
	福祉関係等活動者	403	4.22
４　障害児への教育の充実	一般市民	705	4.00
	福祉関係等活動者	401	4.17
５　障害の理解や人権教育などを含めた福祉教育の充実	一般市民	704	4.01
	福祉関係等活動者	404	4.16
６　障害者が移動するための移送サービスの充実	一般市民	708	4.02
	福祉関係等活動者	408	4.15
７　障害者の社会参加やスポーツ・レクリエーション活動の充実	一般市民	703	3.78
	福祉関係等活動者	407	3.95
８　障害者の就労を支援するための施策の充実	一般市民	707	4.03
	福祉関係等活動者	407	4.20
９　障害者に対応した福祉施設の整備	一般市民	709	4.04
	福祉関係等活動者	407	4.17
10　障害者に配慮したバリアフリーの推進	一般市民	705	4.06
	福祉関係等活動者	407	4.21

問34　地域の助け合い活動を活発化するために必要な取組

総じて平均値が低く、一般市民、福祉関係等活動者共に４点を超えた項目はありませんでした。

福祉関係等活動者で４点を上回っているのは、「８　災害に備えた自主防災組織の活性化」、「９　地域住民による自主防犯活動」、「１　地域で困っている人や助け合いの活動などに関する情報交換・共有」の３項目となっています。

		人数	平均値
１　地域で困っている人や助け合いの活動などに関する情報交換・共有	一般市民	736	3.78
	福祉関係等活動者	416	4.00
２　活動費・運営費などの資金援助	一般市民	734	3.67
	福祉関係等活動者	411	3.92
３　集会や交流をするための場所の整備	一般市民	724	3.62
	福祉関係等活動者	412	3.86
４　地域の助け合い活動に関する相談や支援を行う専門職員の充実	一般市民	733	3.72
	福祉関係等活動者	413	3.98
５　リーダー養成や介護方法などに関する研修会の充実	一般市民	723	3.56
	福祉関係等活動者	411	3.81
６　学校や地域などでの福祉教育・学習の充実	一般市民	718	3.74
	福祉関係等活動者	409	3.96
７　地域の民生委員･児童委員や福祉 委員等を中心とした小地域における福祉活動	一般市民	726	3.72
	福祉関係等活動者	412	3.97
８　災害に備えた自主防災組織の活性化	一般市民	733	3.89
	福祉関係等活動者	418	4.17
９　地域住民による自主防犯活動	一般市民	733	3.81
	福祉関係等活動者	415	4.08

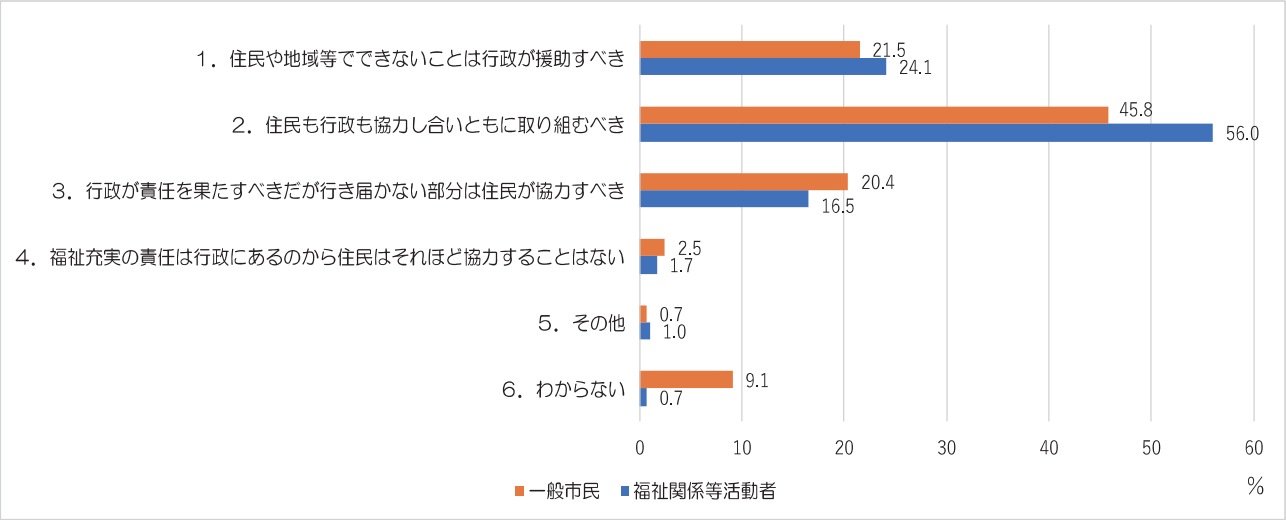
問35　生活に困窮している人に必要な支援の取組

一般市民、福祉関係等活動者共に４点を超えた項目は「６　生活困窮家庭の子どもに対する学習支援」の１項目で、次いで点数の高い項目は、一般市民では、「２　生活に困窮している人が相談できる相談体制の充実」、「３　緊急的な衣食住の確保に関する支援」、福祉関係等活動者では「３　緊急的な衣食住の確保に関する支援」、「２　生活に困窮している人が相談できる相談体制の充実」となっています。

		人数	平均値
１　生活に困窮している人の存在に気づくための早期把握の仕組みづくり	一般市民	734	3.81
	福祉関係等活動者	398	4.05
２　生活に困窮している人が相談できる相談体制の充実	一般市民	744	3.99
	福祉関係等活動者	402	4.19
３　緊急的な衣食住の確保に関する支援	一般市民	729	3.89
	福祉関係等活動者	396	4.05
４　家計管理など生活の収支の改善に向けての支援	一般市民	724	3.69
	福祉関係等活動者	397	3.78
５　生活環境や生活習慣の改善に向けた世帯全体に対する支援	一般市民	727	3.68
	福祉関係等活動者	396	3.83
６　生活困窮家庭の子どもに対する学習支援	一般市民	731	4.09
	福祉関係等活動者	396	4.27
７　就労に向けての相談や職業訓練などの支援	一般市民	727	3.98
	福祉関係等活動者	397	4.09
８　一般の就労までの準備段階としての「中間的就労」の場の提供	一般市民	722	3.75
	福祉関係等活動者	396	3.94
９　ひきこもりの方などの「居場所」づくりに関する支援	一般市民	729	3.79
	福祉関係等活動者	397	4.02
10　就職した後、職場に定着できるための支援	一般市民	729	3.85
	福祉関係等活動者	398	3.99

問36　住民と行政との関係のあり方

一般市民、福祉関係等活動者共に「２．住民も行政も協力し合いともに取り組むべき」の数値が最も高く、次いで「１．住民や地域等でできないことは行政が援助すべき」、「３．行政が責任を果たすべきだが行き届かない部分は住民が協力すべき」となっています。



問37　今後、住みよいまちづくりを進めていくための意見・要望等（自由記入）

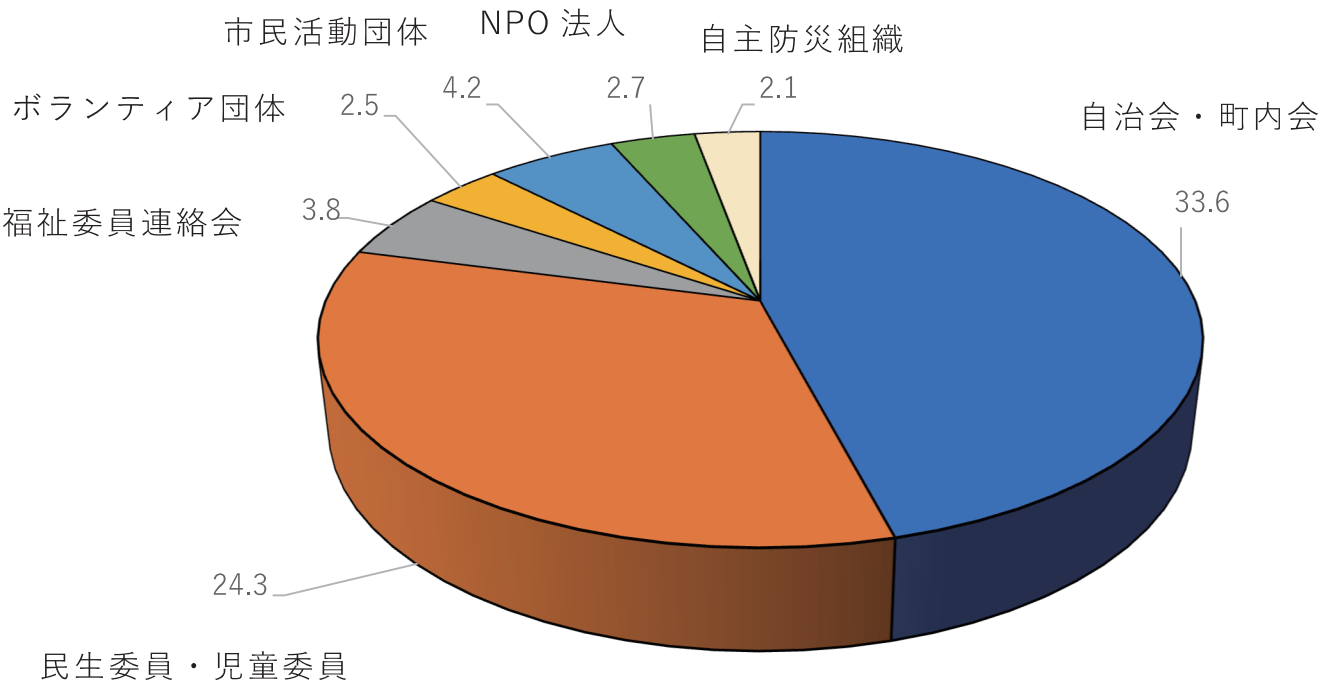
特に意見はありませんでした。

＜福祉関係等活動者のみ＞

問38　あなたの所属している団体・組織

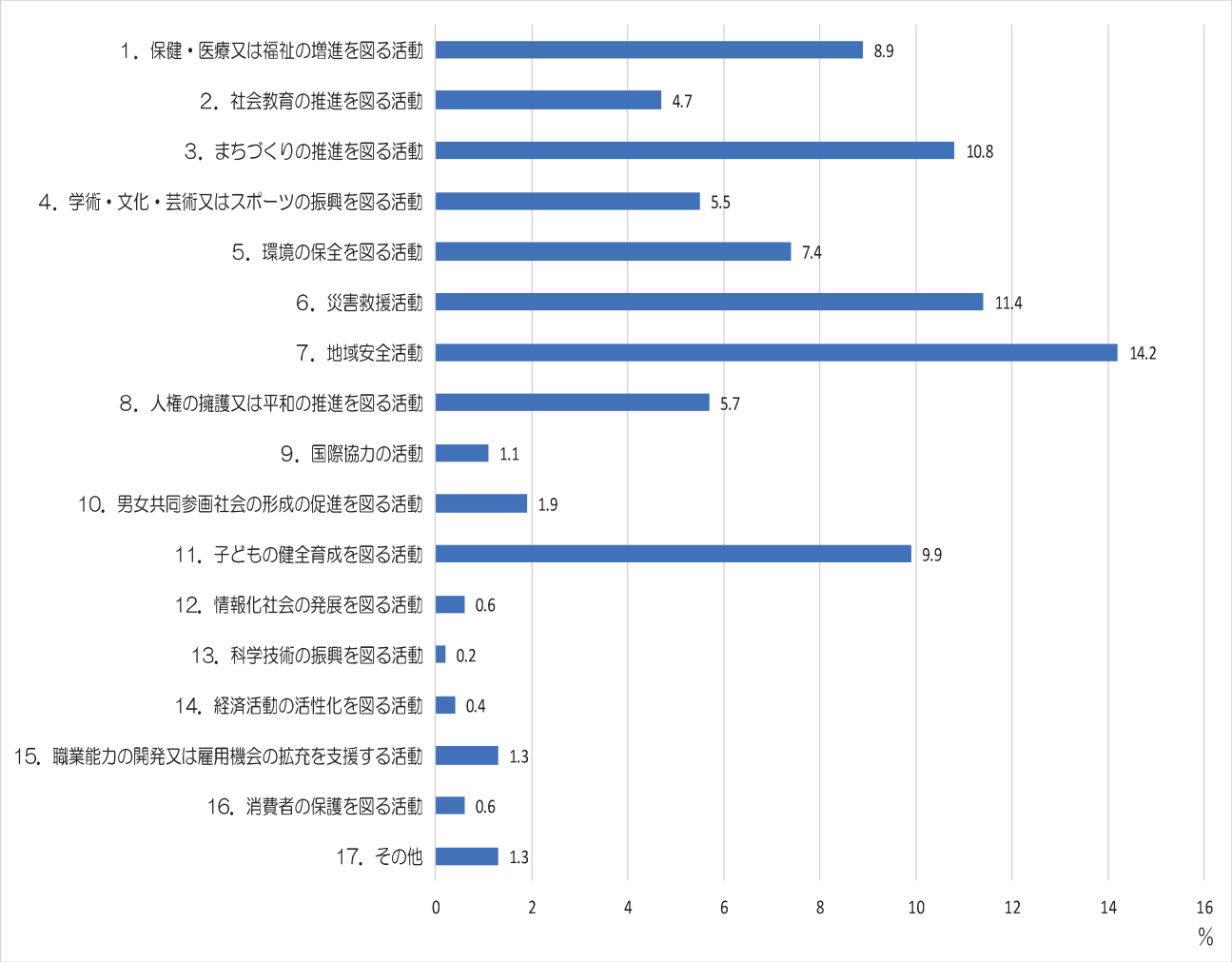
「自治会・町内会」が33.6％、「民生委員・児童委員」が24.3％と高くなっています。

福祉関係等活動者			
		人数	構成比（％）
有効	自治会・町内会	159	33.6
	民生委員・児童委員	115	24.3
	福祉委員連絡会	18	3.8
	ボランティア団体	12	2.5
	市民活動団体	20	4.2
	NPO法人	13	2.7
	自主防災組織	10	2.1
	小計	347	73.4
未記入		126	26.6
合計		473	100



問39　あなたが所属する団体・組織の主な活動分野

「７．地域安全活動」の数値が最も高く、次いで「６．災害救援活動」、「３．まちづくりの推進を図る活動」、「11．子どもの健全育成を図る活動」などとなっています。

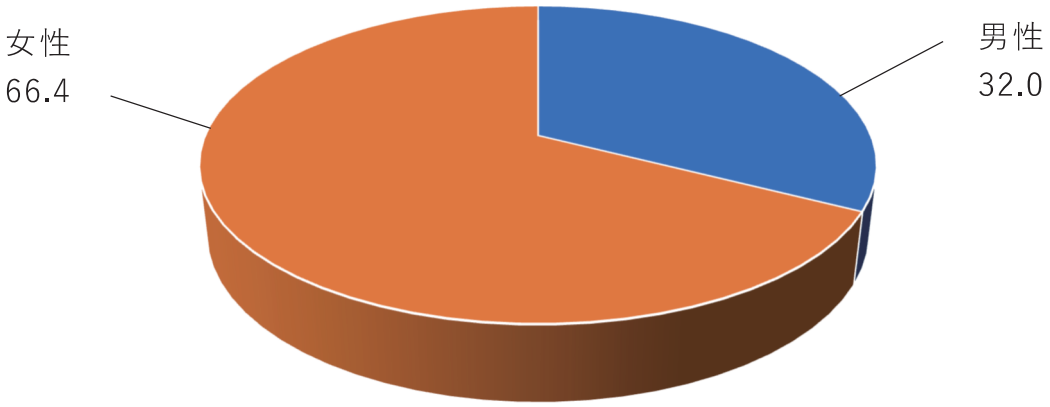


＜避難行動要支援者アンケート調査＞

問１　性別

女性が81人、男性が39人で、約３分の２が女性となっています。

		人数	構成比（%）
有効	男性	39	32.0
	女性	81	66.4
	小計	120	98.4
未記入		2	1.6
合計		122	100



問２　年齢

最年少が25歳、最高齢が101歳で、平均年齢は約78.9歳になっています。

また、年代別では20歳～39歳が２人で1.7%、40歳～64歳が15人で12.4%、65歳以上が104人で86%となっています。

平均年齢など					
	人数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
年齢	121	25	101	79.0	14.1

年齢別			
		人数	構成比（%）
有効	20～39歳	2	1.6
	40～64歳	15	12.3
	65歳以上	104	85.2
	小計	121	99.2
未記入		1	0.8
合計		122	100

問３　居住地域

「居住地区」は、南部地区が多くなっています。

また、「居住地域」では、市街地の数値が高く、次いで住宅地・農村地域、中山間地域となっています。

居住地区			
		人数	構成比（%）
有効	東部地区	9	7.4
	西部地区	11	9.0
	南部地区	22	18.0
	中部地区	11	9.0
	新庄地区	7	5.7
	秋津谷地区	12	9.8
	三栖谷地区	11	9.0
	芳養谷地区	11	9.0
	龍神地区	6	4.9
	中辺路地区	6	4.9
	大塔地区	8	6.6
	本宮地区	7	5.7
	小計	121	99.2
未記入		1	0.8
合計		122	100

居住地域			
		人数	構成比（%）
有効	**市街地**	53	43.4
	住宅地・農村地域	41	33.6
	中山間地域	27	22.1
	小計	121	99.2
未記入		1	0.8
合計		122	100

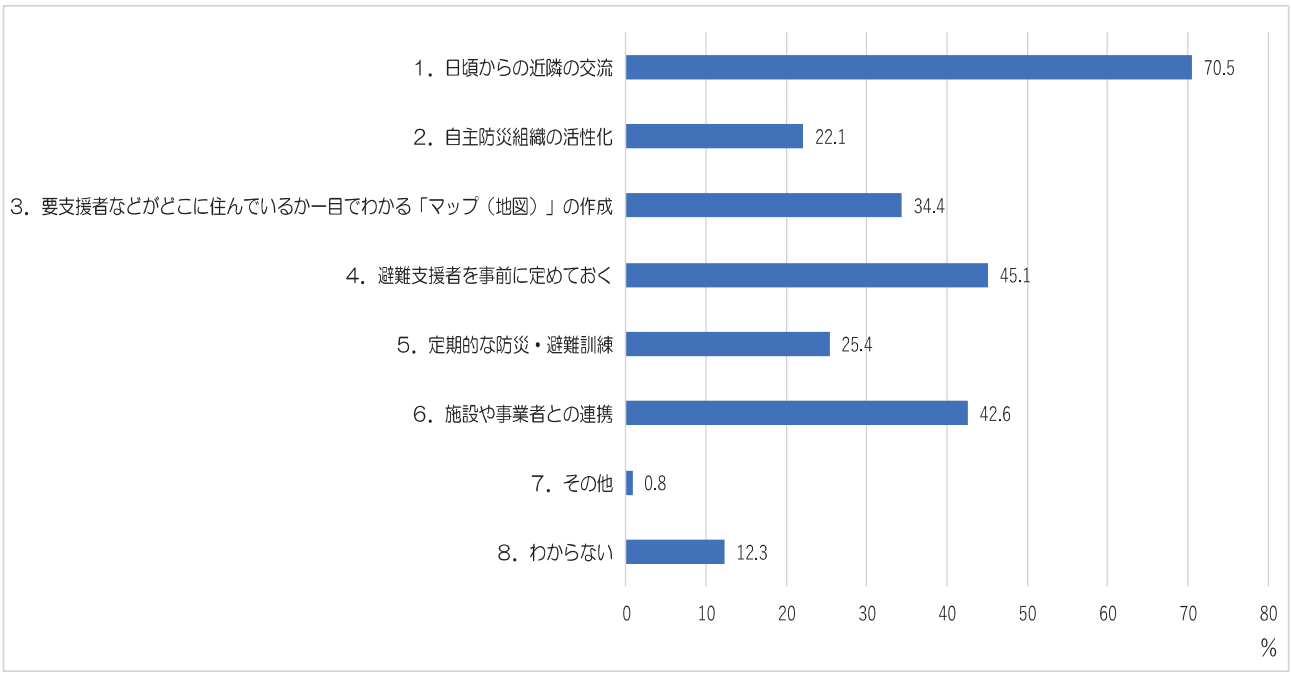
問４　「避難行動要支援者名簿」の認知状況

「知っている」が40.2％となっています。

名簿の認知状況			
		人数	構成比（％）
有効	知っている	49	40.2
	知らない	66	54.1
	小計	115	94.3
未記入		7	5.7
合計		122	100

問５　「災害時に住民が支え合う地域づくり」に必要だと思うこと（複数回答）

「１．日頃からの近隣の交流」の数値が最も多く、次いで「４．避難支援者を事前に決めておく」、「６．施設や事業者との連携」、「３．要支援者などがどこに住んでいるか一目でわかる『マップ（地図）』の作成」となっています。



自由記述：

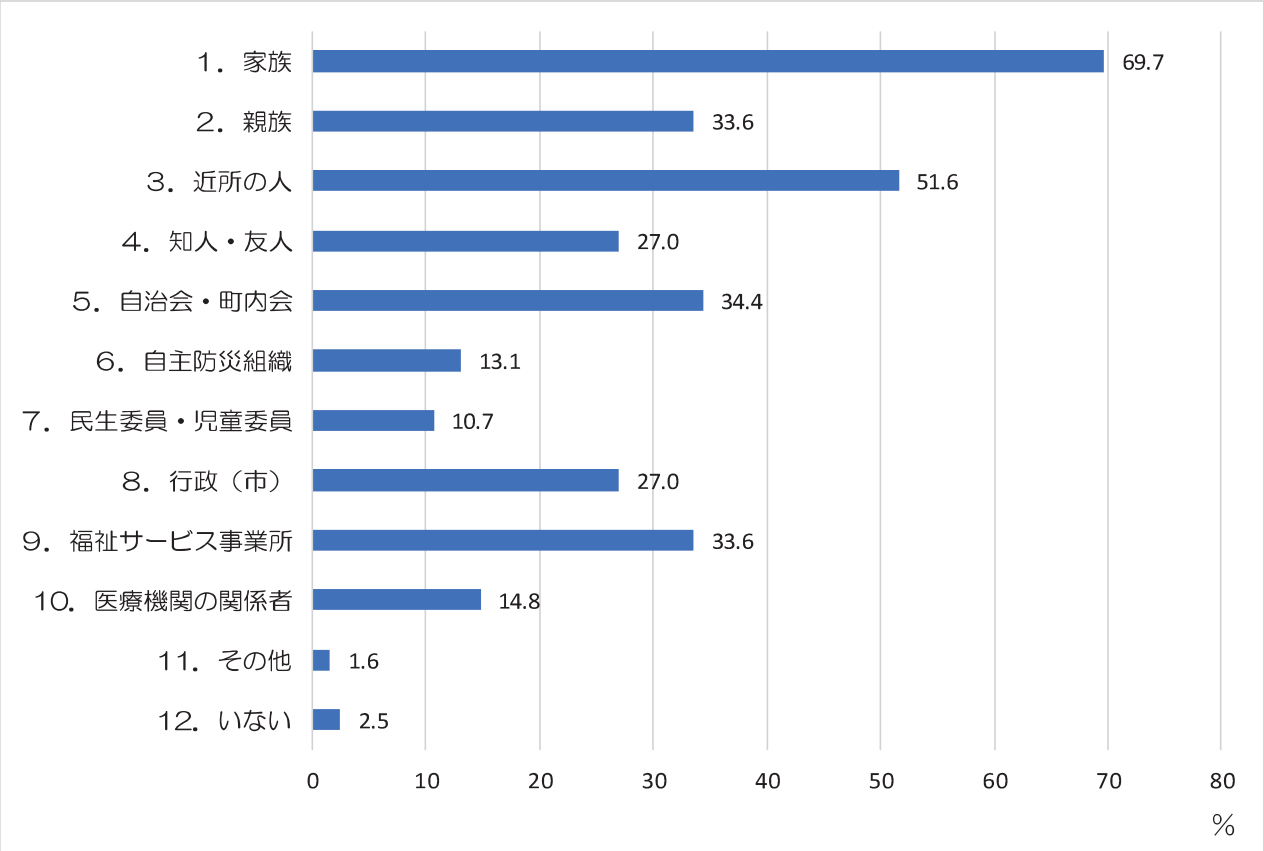
・それ程親しくなれない。

・支援者だって大変なんだから、その場になってどうなるかわからない、家族を見捨ててまで老人の支援者を助ける必要はない。早く逃げればよいと思う。

・早目に防災放送をしてほしい。山の中なので、なかなか聞こえないときがあります。

問６　どのような人に「避難の手助け」を希望するか

「１．家族」の数値が最も高く、次いで「３．近所の人」、「５．自治会・町内会」、「２．親族」と「９．福祉サービス事業所」となっています。



そ の 他：視力に障害あり　動行援助ヘルパーさんのような方
現在知的障害者施設入所で暮らしています。(親代筆)

自由記述：

・世代交替のためか若い方々を知ることが難しくなってきています。
・聴覚障害のため町内放送は聞けないです。
・2020年９月24日付けの「紀伊民報」で福祉避難所の記事を読みました。避難所からの福祉避難になっていますが、避難所に行けない要介護の者はどうなるのかと思います。要支援の人だけなのでしょうか？

第２節　福祉専門職アンケート調査及び社会福祉士等との意見交換会

本市における福祉課題を把握するため、令和３年７月14日から７月30日にかけて、市内の福祉専門職（福祉事業所、保育所等の職員）を対象としたアンケート調査を実施し、「対応が困難であると感じた個別事例」を２つまで挙げていただいたほか、「今後連携していきたい関係機関」等についてご回答いただきました。

また、「複合的な課題（複数の課題を抱えている、支援拒否、セルフネグレクト等により、支援が困難になりがちな課題）」についても把握するため、社会福祉士を中心とする福祉関係の職に就く方々と意見交換会を行いました。

これらの調査結果の概要は、次のようになります。

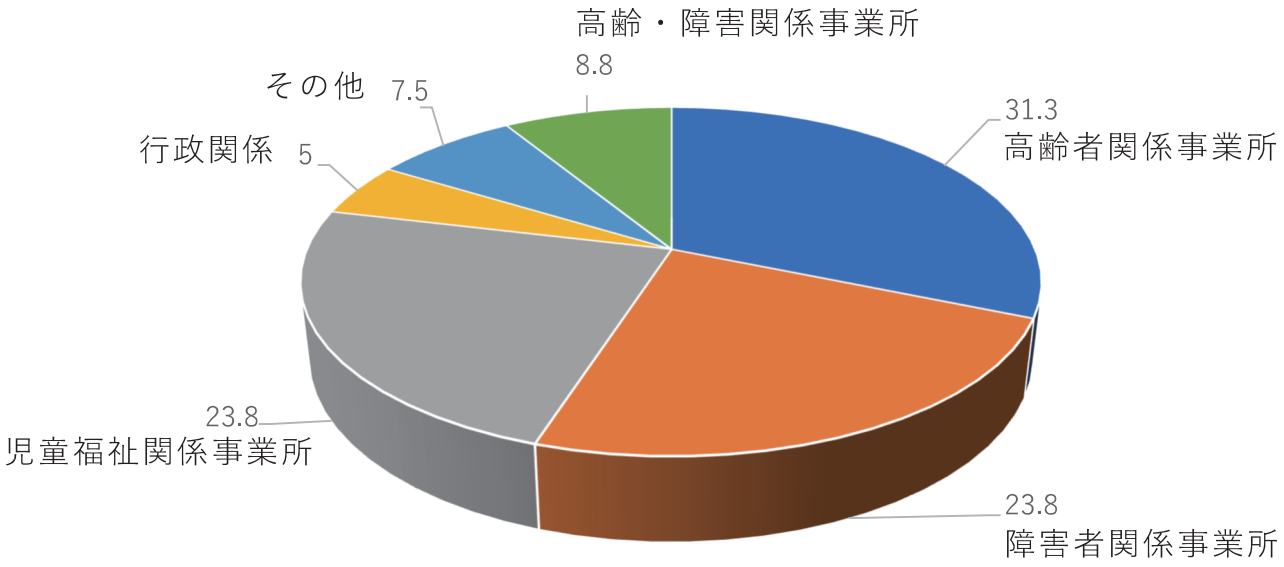
１．福祉専門職アンケートの調査結果の概要

● 自らが所属する団体・組織

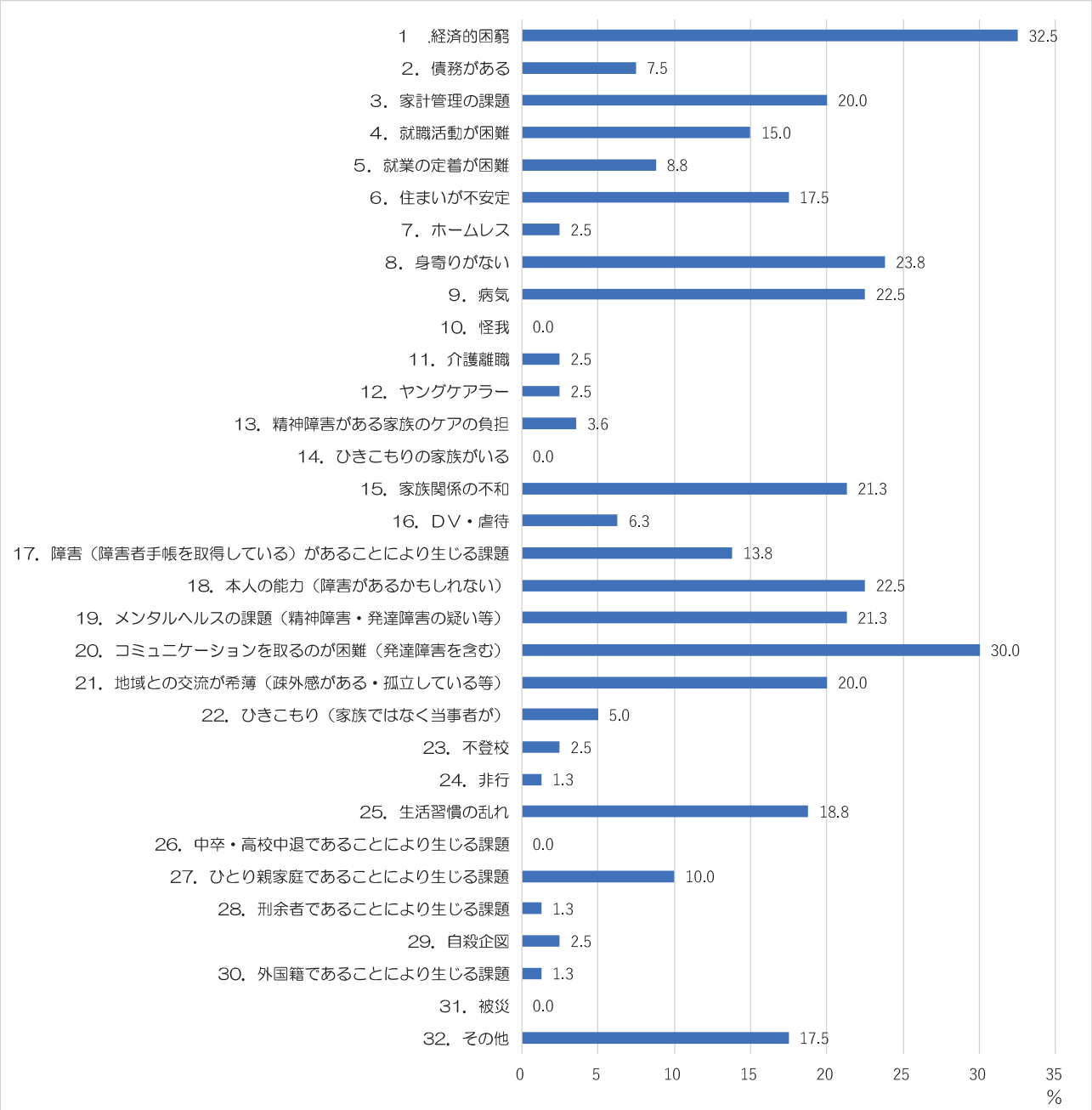
組織・団体の種別			
		施設数	構成比（%）
有効	高齢者関係事業所	25	31.3
	障害者関係事業所	19	23.8
	児童福祉関係事業所	19	23.8
	行政関係	4	5.0
	その他	6	7.5
	高齢・障害関係事業所	7	8.8
合計		80	100

行政関係内訳：児童、家庭児童相談室、高齢、その他

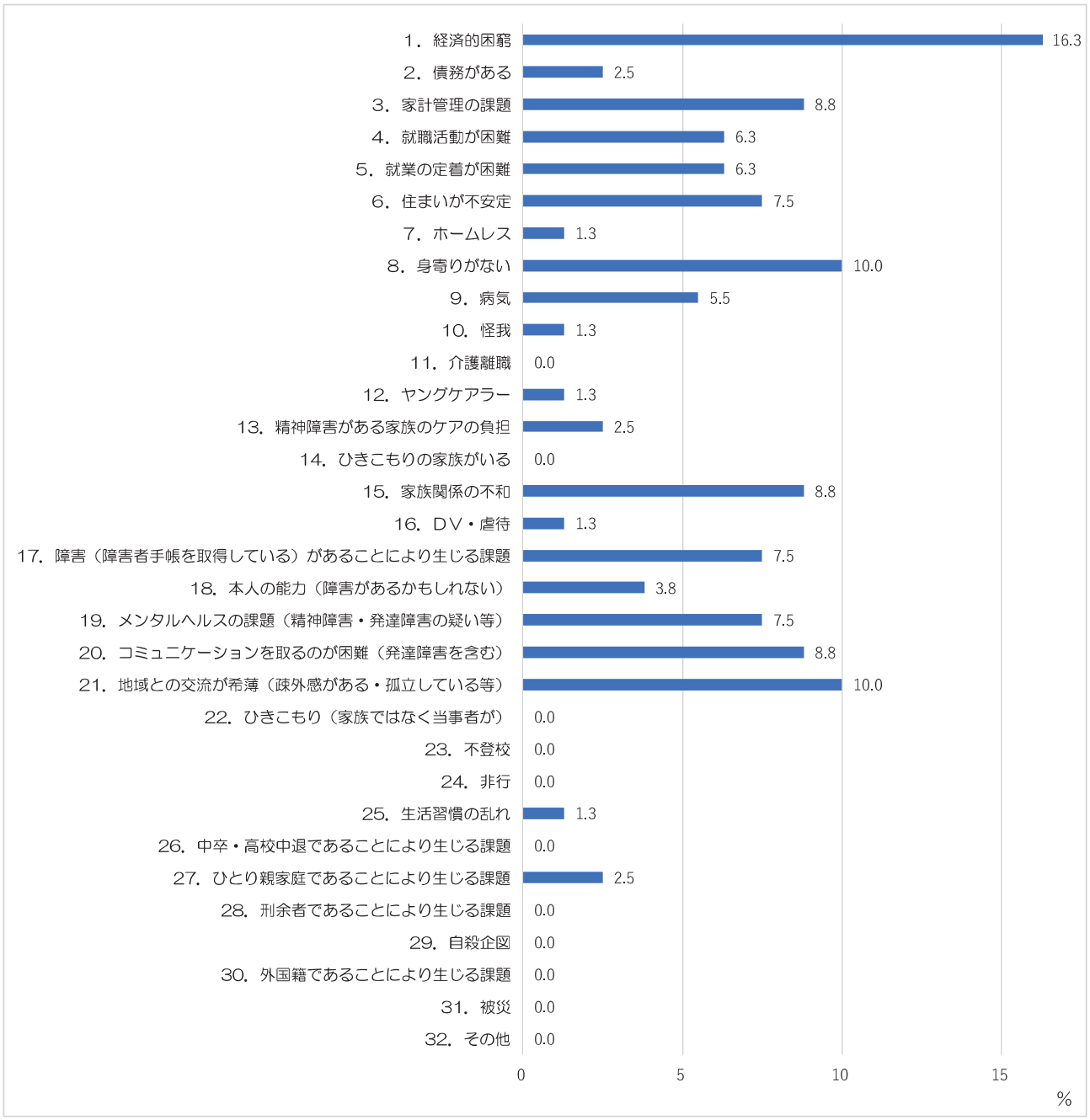
その他内訳：児童養護施設、NPO 法人（こどもステーション・ファミリーサポートセンター）、ひきこもり・若年無業者、学童保育所、地域子育て支援センター、社会福祉協議会



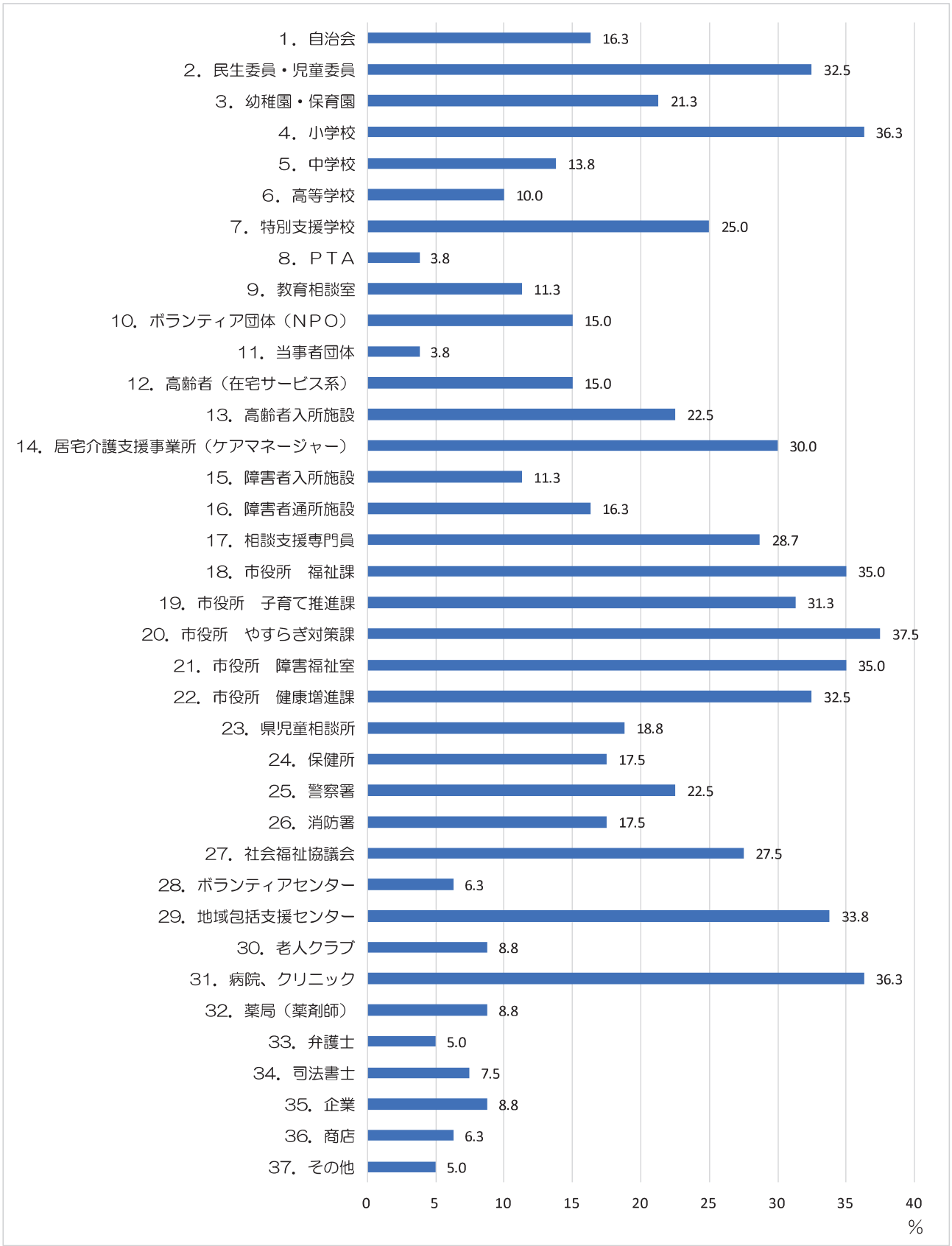
● 対応が困難であると感じた事例を構成する主な生活課題（個別事例１つ目）



●　対応が困難であると感じた事例を構成する主な生活課題（個別事例２つ目）



● 今後、特に連携していきたいと思う他の団体や専門職



２．社会福祉士等との意見交換会の概要

意見交換会から見えてきた意見・課題等

テーマ１　支援の業務に携わるなかで、日頃、感じている課題

【課題の発見に関すること】

・客観的に見て、課題を抱えていることが明らかであっても、その当事者は問題意識を持っていないケースが多い。（ゴミ屋敷化等）
・「地域福祉」に対する住民の理解度の向上のため、研修や学習会が必要である。
・課題の早期発見・早期対応に加え、予防的な取組が必要なため、その仕組みづくりについて検討したい。
・課題を抱えていても、自ら相談に訪れない方について、支援につなげるためにどうすれば良いか検討する必要がある。

【支援体制に関すること】

・行政職員の意識や知識量の向上のため、研修や学習会が必要である。
・市民総合センターには様々な相談を受ける窓口があるため、適切にニーズを把握し、関係機関同士が連携して対応することが重要である。

【新型コロナウイルスに関すること】

・コロナ関係の資金貸付に当たっては、外国籍の方といった「これまで関わりを持っていなかった方々」からの相談が多く、このような機会をきっかけとして、見守り活動につなげることができるのではないか。
・コロナ禍によって顕在化してきた新たなニーズにどう対応していくか課題である。

【子育て支援に関すること】

・子育ては家族の問題と考えられがちであるが、「地域や社会で子育てをする」という認識が広がるような活動を検討する必要がある。

【中山間部の課題に関すること】

・人口減少と高齢化のため、互助・共助といった地域の助け合いにも限度があり、地域だけでは解決できない課題があることから、外部からの支援が必要である。
・通院、通勤、就活といった「移動」の保障について引き続き検討が必要である。
・転入者と地元住民との交流をどう図るかが課題である。
・人材育成の観点では、ボランティアの方々の高齢化により活動力が低下し、また、新たな参加者の参画も減少している。
・田辺市は地域差が多様であるため、それを踏まえた計画作りが必要である。
・中山間部における行政局の役割は大きいと思われるので、身近な窓口についての検討が課題である。

テーマ２　既存の制度では対応が難しいと思われる課題の具体的な内容・事例

・複数の課題を抱えたケース（「高齢」分野と「障害」分野両方の課題を抱えた世帯のケース等）の対応では、複数の部署が担当窓口となり、部署間の連携が難しい場合がある。関係機関が協議する場を持って、中心となる機関・部署について話し合うなどの取組が重要である。また、最初に相談を受け付けた部署が、課題の抽出と解決に向けた方策について整理するとともに、各課題の関連部署と協議し、相談者と解決策を一緒に考えていく方法もあると思われる。

・課題を抱える当事者が支援を拒否する、セルフネグレクト状態にあるといったケースや、課題を抱える当事者の福祉に対する価値観・生活基準が、社会通念上の「一般的」なものから大きく外れていることから、相談をする側と受ける側の考え方の基準にずれが生じ、すり合わせが難しい場合がある。当事者が支援を望んでいないとしても、関係機関同士で協議する場を設ける等、今後の対応を検討する必要がある。また、行政機関等と当事者との価値観がずれている場合には、「本人は今の状態をどう思っているのか」ということと、「社会通念上の「一般的」」な基準とを照らし合わせて解決策を考える必要がある。

・運転免許がないことで就労に苦労しているケース（住まいが山間地である、運転免許の取得が必須条件である等）があることから、働き先の幅を広げる取組が必要である。例えば、農福連携の観点で、第一次産業（農業、林業、漁業など）と連携した就労の場の提供等が考えられる。

・貧困気味の母子世帯のケースでは、母親以外の者が子育てをするという選択肢もある。「社会や地域で子育てをする」という考え方や、社会的養護を拡充していく必要がある。例えば、こども食堂という「食事」を提供する支援の場があるが、そこに「子どもの居場所機能」や「学習機能」、「宿泊機能」を上乗せするという方法が考えられる。

・学校との連携に際し、個人情報保護の観点から情報共有が難しい場合があった。重層的支援体制整備事業の実施に係る支援会議内においては、社会福祉法により構成員には守秘義務が課せられる。したがって、この法律を適用したような体制作りができれば、当事者の同意がなくとも個人情報の共有ができ、個人情報の壁を取り除ける。

・多額の借金があり、福祉資金貸付が利用できないようなケースについては、弁護士や法テラスなどが連携し、自己破産や債務整理の手続を進める等の支援が必要である。

・発達障害のある方で、家庭環境等が原因で人との関わりを学べないまま成長したケースでは、支援者が提案する支援策を歪んだ考え方で捉えられてしまうこと多く、また、コミュニケーションを取ることが困難なため、それらの対応策を検討する必要がある。

・刑余者が地域で受け入れられにくいことについては、プライバシーを保護するとともに、保護司といった関係者との情報共有を図ることが必要である。

・ネグレクトが増加しているが、「保護者との信頼関係の構築」と「保護者への課題の指摘と介入」を両立することは困難である。こういった場合の対応例として、「関係調整機能」と「介入機能」の担当部署を分けて対応するという方法がある。

・避難を要する災害が発生したとしても、市民の中にはすでに避難を諦めていたり、避難する気がないという方がいるため、防災意識の向上に向けて、平時から関わりを持ち、啓発することが重要である。

・外国籍の方への窓口対応力が弱いと感じるため、外国籍の方への支援についても検討していく必要性がある。

テーマ３　解決に向けての方策の検討

【属性にとらわれない、断らない相談支援体制】

～ワンストップ窓口（総合相談窓口）に関すること～

・市民総合センターには、各分野の専門窓口が集約され、ワンストップ的な機能を有しているといえるが、それぞれの業務につなげるコンシェルジュ（総合案内役）の役割が今後求められる。

・コンシェルジュを設置し、相談者の困りごとを聞きながら、相談者と一緒になって課題の整理や解決策の提案ができる仕組みづくり、寄り添い型支援（就労支援の一環としてハローワークに付き添い、サポートをする等）が必要である。

・市民総合センターが市全体の拠点となり、また、各行政局にも地域の総合相談窓口としての機能を担えるような体制を整備し、更に地域の方が集うサロンで相談ネットワークを構築する等、支援の実践に向けたシステムを作る必要がある。

～中山間地域に関すること～

・各行政局にも地域包括的な機能はあるが、市街地に比べると弱い点もあるため、相談支援をしっかりできる専門職を、田辺市全体でどう配置するのか検討する必要がある。

～その他～

・社協をはじめとする各関係機関との連携を継続するとともに、より強靭化できるよう検討する必要がある。

【参加支援】

・既存の地域の集まり（認知症カフェ、こども食堂、学習支援等）の中で情報共有を図ることができるのではないか。

・参加支援は、コミュニティカフェ、こども食堂、放課後児童クラブといった地域の活動をいかに活発にするかという点で、「地域づくりの支援」にも深く関係するので、地域づくりの専門職（コミュニティワーカー、生活支援コーディネーターなど）を通じて、地域づくりの支援と一体的に進めていけるよう、今後協議を進めていきたい。

【地域づくりに向けての支援】

・地域づくりの主体は「住民」であるが、住民が自主的に動くのには限界があり、また、高齢化の進行によって地域内の住民同士の助け合いだけでは立ち行かなくなってきているため、地域のエリアを超えた応援が必要である。そのためには、地域づくりの専門職（コミュニティワーカーや生活支援コーディネーターなど）をどう配置するかが課題である。

第３節　各種アンケート調査及び意見交換会からみえてきた課題

課題の整理

これまでの調査を踏まえて課題を整理すると、次のようになります。

1

課題

○必要な情報を共有できるようにすることが必要
○福祉課題を発見するための仕組みが必要
○包括的・総合的に分野を横断して、寄り添いながら支援できる体制の整備が必要
○さまざまな機関（多機関）が連携して対応する仕組みが必要

方策

包括的な相談支援体制の構築

2

課題

○この 20 年間で「近所付き合いの程度」も改善しておらず、地域づくりに向けた取組が必要
○見守りやサロン活動など「たなべあんしんネットワーク」が一層活性化していけるような支援が必要
○住民による福祉活動と制度的サービスとの連携・協働が必要

方策

地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進

3

課題

○就労支援や生きづらさへの支援、移動支援など住民一人ひとりの生活課題に応じて、包括的に支援できる体制の整備が必要
○自殺予防や生活困窮者に対する支援、移送サービスなど、制度的な対応と地域における様々な福祉活動が連携し、地域ぐるみの取組を推進することが必要

方策

地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化

4

課題	○高齢者や障害のある方で、各種行政手続、福祉・医療サービスの利用手続、金銭管理等に不安を抱えている方がおり、支援が必要
方策	成年後見制度の利用促進

5

課題	○福祉活動者の高齢化や後継者が不足していることから、ボランタリー（自発的）に福祉活動へ参加する市民を増やしていくことが必要 ○福祉専門職として働く人材の確保が課題 ○人権教育を含めて地域で福祉を学ぶ機会が必要
方策	福祉を支えるひとづくり

6

課題	○高齢化が進展しているため利便性が高く、だれもが安心して暮らせるまちづくりの推進が必要 ○災害時の要配慮者の支援体制づくりや移送支援の仕組みなども含めて、インクルーシブ（包摂的）な社会の実現に向けた取組が必要
方策	福祉のまちづくりの展開

7

課題	○防災を不安に感じている市民が多く、福祉関係等活動者では特にその傾向が強い ○「避難行動要支援者名簿」について、名簿掲載者本人もそのことを認識していない傾向が認められるなど、その普及啓発と災害時に有効に機能するような取組が必要 ○災害時の避難訓練など発災時の具体的な支援活動についての練習が必要 ○防災グッズや備蓄食糧など、平素からの備えに関する広報・啓発が必要
方策	地域を基盤とした防災活動の推進

第４章

地域福祉計画の基本的な考え方

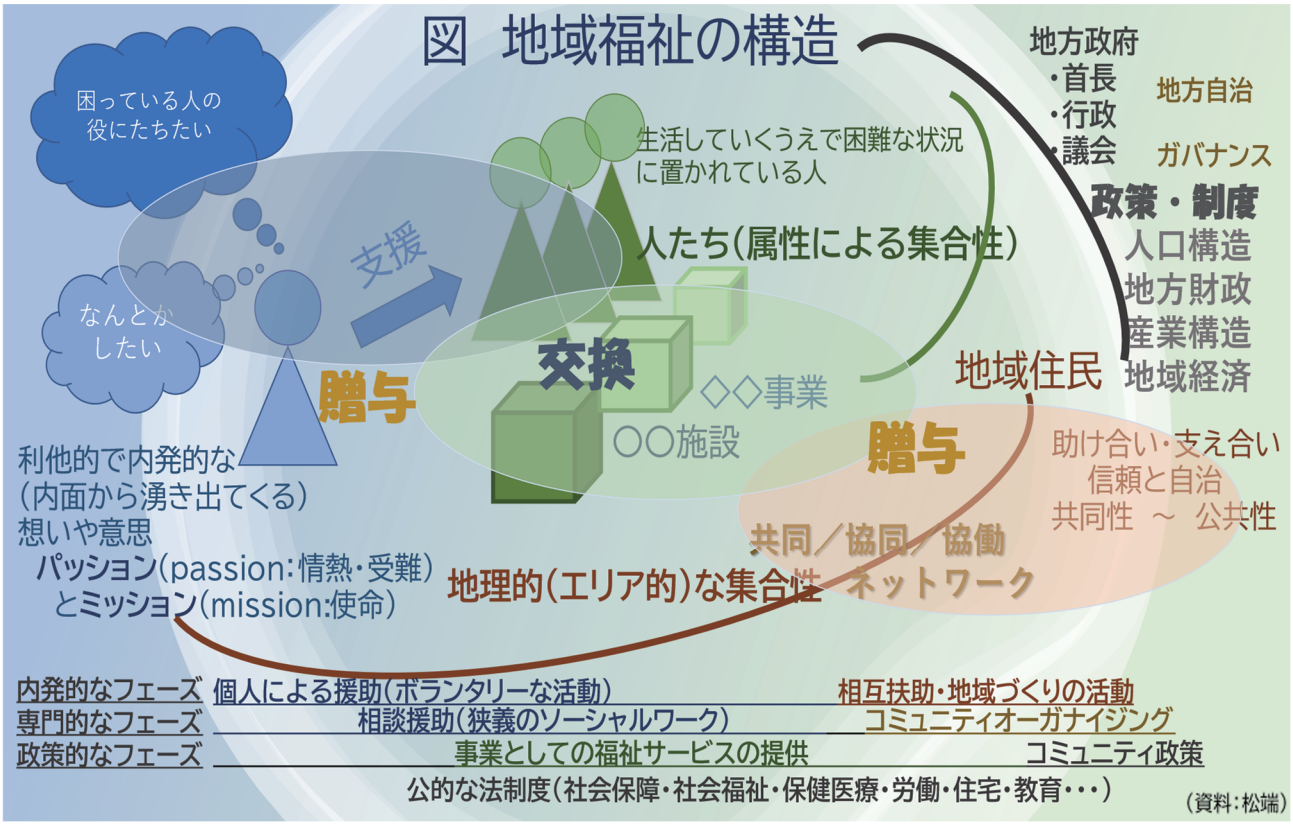
第１節　地域福祉の考え方

１．今日の社会における「地域福祉」の位置付け

地域福祉の考え方は昭和 45（1970）年前後に登場しました。そこから約 30 年の年月を経て、平成 12（2000）年の社会福祉法の改正により「地域福祉の推進」及び「市町村の地域福祉計画の策定」に関する条文が規定されました。その後、平成 28（2016）年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されたをことを受け、各市町村においては、「地域共生社会の実現」を目指して、包括的な支援体制づくりを進めることになりました。平成 29（2017）年と令和２（2020）年にも社会福祉法が改正され、法制度的にも地域福祉が推進されるようになりました。本市においても地域福祉の推進は福祉政策の中核に位置付けられています。

２．地域福祉の構造

地域福祉の構造を図示すると次のようになります。



地域福祉の活動は、図の左側に示すとおり、生活していく上で困難な状況に置かれている人への支援として始まりました。それは「困っている人の役に立ちたい」、「なんとかしたい」というような行為者の情熱や使命感に基づく「贈与」的な性格を持つものであるといえます。

次に図の中心付近に示すとおり、支援の対象となる人たちを、「社会的養護が必要

である」、「障害がある」というような「属性」と、「児童」、「高齢者」といった「年齢」により集合化（カテゴライズ）します。その枠組みの中でそうした人たちへの支援を制度化していくことで、児童養護施設や特別養護老人ホーム、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護事業（デイサービス）などの福祉施設や福祉サービスの事業を行うことができます。

こうした社会福祉サービスは、措置制度や介護保険制度などによる利用契約制度になりますが、サービスの提供によりその対価（保育料や介護報酬）が発生することで、「贈与」的な側面が薄れ、「交換」の意味合いが強くなります。

一方、図の中央右側に示すとおり、地理的（エリア的）な集合性を有する地域（町内会・自治会や小学校区など）においては、住民による見守り訪問活動やサロン活動、子どもの居場所づくりなどの活動が行われています。こうした活動は地域における相互扶助や地域づくりの活動とされます。そこには「お互いさま」というように「互酬的」な側面もありますが、そうした活動をしている住民は、見守り訪問活動やサロン活動の担い手として活躍されていますので、「贈与」的な性格が強い活動だといえます。そして地域福祉では、こうした住民による「贈与」的な福祉活動が重視される傾向にあります。

また、こうした一定の地域において、ボランティア、福祉・保健・医療の専門職、社会福祉サービス事業所、社会福祉施設、医療機関、各種行政機関、農業協同組合や漁業協同組合、企業など多様な関係者が連携・協働し、ネットワークを形成していくことが期待されています。このような活動は地域の中に混在しています。

図の右上には地方政府として、首長・行政・議会があり、人口構造や地方財政、産業構造、地域経済を踏まえた政策的な対応がとられることになります。地域福祉もこうした観点から捉えれば地方自治体における一つの政策領域であり、地域福祉計画の策定はそのための重要な施策になります。

３．地域福祉の２つの特徴

「地域福祉」と「社会福祉」には、大別すると二つの特徴があります。

（１）　地域の中で「地域生活課題」の解決を図る

地域福祉は、市町村という範囲において、社会福祉の様々な制度やサービスを最大限に活用し、「地域の特性」や「住み慣れた地域での生活」を維持するといった観点を重視しながら、地域生活課題の解決を図ります。また、解決するために適切な制度やサービスがなければ、新たなサービスや活動を地域の中に創るなどして、住民が抱える地域生活課題の解決を図るということが重視されます。

このように地域福祉では、住民が住み慣れた地域の中で、地域生活課題の解決を目指します。

これに対して社会福祉は、課題の解決等を図るに当たって、市町村等という地域の違いにこだわる必要はありません。

社会福祉法の改正による包括的な支援体制づくりにおいて重要とされている「断

らない相談支援」や「参加支援」は、住民の地域生活課題を解決していく上で、重要な機能であるとえます。

（２）　「地域づくり」を推進する

地域福祉では、「住民」自身が福祉活動などに「参加」することで、地域づくりを進めていく必要があります。行政、社協、ボランティア、NPO 法人、地元の企業、民生委員・児童委員、自治会や老人クラブなど、多様な団体や個人が連携・協働しながら、地域福祉を推進しています。

本市においても、地域には登下校時の子どもの見守り活動やふれあい・いきいきサロン活動、子育てサークル活動など、住民が集い、交流するような活動が多くあります。また、家屋内の片付け、庭木の剪定や庭の草抜き、同行や代行などによる買い物の支援など、介護保険制度などでは対応できないニーズに対する住民による様々なボランタリーな活動（先の図でいえば「贈与」的な活動）もあります。

さらに住民が NPO 法人や株式会社などを起業し、新たなサービスを創り出すことも求められます。例えば、本市においても NPO 法人を設立して福祉有償運送サービスを展開している事例があります。

また、住民が福祉関係の政策や計画の策定過程に参画することで、「住民の声」を政策や計画に反映させていくということも重視されます。本市においても、第１次地域福祉計画の計画づくりの段階から、アンケート調査や住民懇談会を実施し、第４次地域福祉計画では、社会福祉士等との意見交換会などに取り組んできました。

このように地域福祉では、「コミュニティの希薄化」が課題とされる状況において、住民による様々な活動等への参加を促進していくことで、地域づくりを進めていきます。「8050 問題」や「ヤングケアラー」の問題、コロナ禍等による生活困窮など、孤立への対応も含めて地域づくりを進めていくことが求められています。

社会福祉法の改正による包括的な支援体制づくりにおいて「地域づくりに向けた支援」が重要とされているように、本市でも人口減少、少子高齢化の進展などの大きな社会変動を踏まえつつ、多様な機関・団体と住民とが連携・協働し、ネットワークづくりに努めることで、地域づくりを進めていくための支援方策を検討していく必要があります。

第２節　本市における地域福祉計画の位置付けと各種計画の概要

１．地域福祉計画の位置付け

地域福祉計画は、地域住民の最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の生活課題を明らかにし、それを解決するために必要なサービスの内容や体制を計画的に整備することを内容としており、社会福祉法に規定されている「市町村地域福祉計画」に位置付けられるものです。

本市では、まちづくりの基本指針となる「第２次田辺市総合計画」（平成29(2017)年７月策定）を軸として、各分野で種々の計画を策定しており※、その中でも地域福祉計画は、「第２次田辺市総合計画」の「まちづくりの基本方向」に示している「希望」、「安心」を具体化するための計画で、保健福祉の分野に関して共通して取り組むべき事項を記載しており、同分野における各個別計画の「上位計画」に位置付けられるものです。

また、社協においても、「地域福祉活動計画」が策定されています。この計画と地域福祉計画は理念や方向性を共有し、地域福祉を推進するための両輪の役割を果たしていく計画となります。

※保健福祉の分野では、児童、障害者、高齢者などの対象者ごとに個別の計画を策定しています。



２．各種計画の概要

（１）　第２次田辺市総合計画

この計画は、本市におけるまちづくりの基本指針を示した市の最上位計画です。地方創生の推進と国土強靭化をはじめとした種々の問題が山積する中、これまでに市民と行政が共に築き上げたまちの基盤の上に立って、市民の皆さんと共に新たなまちづくりを進めていきます。

計画期間は、平成 29 年度から令和８年度までの 10 か年です。第１次田辺市総合計画の基本理念である「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を継承し、まちの将来像「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」を実現するためのまちづくりの基本方向として、「人」、「活力」、「安全」、「希望」、「安心」、「快適」を掲げています。

このうち、「希望」では、将来への展望も持ちながら、安心して子どもを産み育てることのできる環境を創出するとともに、未来の希望である子どもたちが、ふるさとへの誇りと愛着心を抱き、力強く生きることのできる力を育むことを示しています。また、「安心」では、誰もが住み慣れた地域や家庭で、共に助け合いながら、健康で安心して、希望を持って暮らすことのできる生活を確保することを示しています。

（２）　第２期田辺市子ども・子育て支援事業計画

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき、全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした計画です。

計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年です。「豊かな未来の創造に向け、子どもの健やかな成長をみんなで支える社会の醸成」を基本理念をとし、５つの基本的視点と５つの基本目標を掲げて、次世代育成のための子育て支援施策の推進に取り組むことを定めています。

【基本的視点】

○保護者の親育ちの支援
○子どもの自立と育成
○家庭をはじめ社会全体での支援の仕組みづくり
○地域の特性を踏まえた総合的、主体的な支援
○男女共同参画による子育て環境づくり

【基本目標】

○子育て家庭を地域のみんなで応援するまち
○子育てと社会参加が両立したまち
○子育てを楽しむ環境が整ったまち
○子どもが健康（健やか）で安全に育つ安心できるまち
○様々な家庭の状況に応じた支援体制が整ったまち

（３）　田辺市第３期障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画

「田辺市第３期障害者計画」は、障害者基本法の規定に基づき、障害者施策全般に関する理念や基本的な方針等を定めた計画です。

計画期間は、平成 30 年度から令和５年度までの６か年です。「一人ひとりが尊ばれ　だれもが安心して暮らせる　障害者福祉（生涯福祉）のまち」という基本理念の達成のために、５つの基本目標を定め、課題解決に向けての取組を推進することを定めています。

「田辺市第６期障害福祉計画」及び「田辺市第２期障害児福祉計画」は、それぞれ障害者総合支援法、児童福祉法に規定されている国が示す基本指針に基づいた障害福祉サービス、障害児福祉サービスなどの提供基盤の確保に関する計画で、計画期間は令和３年度から５年度までの３か年です。「田辺市第２期障害者計画」における「安心して生活を送るための支援」に関する後半の実施計画と位置付けられています。

【３つの計画に共通する基本目標】

- ○障害に対する理解と配慮の推進
- ○保健・医療体制の整備
- ○教育・保育の充実
- ○安心して生活を送るための支援
- ○社会参加の整備と充実

（４）　田辺市高齢者福祉計画　田辺市長寿プラン 2021

この計画は、老人福祉法の規定に基づく「老人福祉計画」、介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定した本市における高齢者福祉施策全般に関する計画です。

計画期間は、令和３年度から令和５年度までの３か年です。「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を基本理念とし、５つの基本目標を柱として、「住まい・生活支援・介護予防・医療・介護」の５つのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、総合的な高齢者福祉施策を推進することを定めています。

【基本目標】

- ○支え合いの地域づくりをすすめます
- ○社会参加と生きがいづくりを支援します
- ○健康づくり・介護予防をすすめます
- ○地域の中で自分らしく暮らせるよう支援制度の充実に努めます
- ○安全・安心な暮らしを支える仕組みづくりをすすめます

（５）　田辺市成年後見制度利用促進基本計画

この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策について策定した基本計画です。

第４次地域福祉計画の「第５章　地域福祉の構築に向けて　第４節　成年後見制度の利用促進」を、「田辺市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、制度の利用促進に努めます。

（６）　田辺市第１期自殺対策計画

この計画は、自殺対策基本法に基づき、自殺対策に関する基本理念や基本方針等を定めた計画です。

計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年です。基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない　いのち支える田辺市をめざして」とし、本市における自殺対策を推進する上で欠かすことのできない５つの基本施策を定めています。また、実態を踏まえた重点施策及びすでに行われている様々な事業を「生きることの包括的な支援」として捉えなおし、関係機関・団体との連携を一層強化しながら、誰一人として自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指して、総合的な対策に取り組むことを定めています。

【基本施策】

○地域・市組織内におけるネットワークの強化
○自殺対策を支える人材育成の強化
○住民への啓発と周知
○生きることの促進要因への支援
○児童・生徒の SOS の出し方に関する教育の実践

【重点施策】

○高齢者への支援

（７）　田辺市健康づくり計画「元気たなべ」2013

この計画は、健康増進法の規定及び 21 世紀における第２次国民健康づくり運動「健康日本 21（第２次）」に基づき、健康づくり事業を推進するために策定した計画です。

計画期間は、平成 25 年度から令和６年度までの 12 か年です。基本理念である「豊かな人生」の実現を目指し、子どもから高齢者まで生涯にわたった健康づくりを行うため、基本目標として６施策を定め、健康なまちづくりを推進していくことを定めています。

【基本目標の６施策】

○栄養・食生活
○こころの健康づくり（休養・笑い）
○むし歯予防・歯周病予防
○運動・身体活動
○たばこ
○生活習慣病予防

第３節　地域福祉計画の理念と目標と体系

第４次地域福祉計画では、これまでの計画の理念と目標を継承しつつ、SDGs（持続可能な開発目標）の理念なども踏まえながら、以下のとおりとします。

１．地域福祉計画の理念

誰一人取り残されない「地域共生社会の実現」を目指して
―自治と協働に基づく暮らしやすい地域づくり―

２．地域福祉計画の目標

誰一人取り残されない

○私たちの暮らしは、令和２（2020）年初頭に国内での感染が初めて確認された新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、様々な困難が生じています。
○そうした生活上の様々な困難を、その人やその家族・世帯の問題とするのではなく、誰一人取り残されることがない社会を目指して、地域として取り組んでいくことが求められます。

地域共生社会の実現

○私たちの地域には、様々な住民が生活しています。そうした多様な住民の誰もが、人としての尊厳が尊重され、生きがいや役割を持って暮らしていける地域にしていかなければなりません。
○そのためにも国の政策で推進されている「包括的支援体制」を構築していくために、より精力的に取り組んでいく必要があります。

自治と協働に基づく地域づくり

○人口減少・少子高齢化が進展し、今後、本市の地域福祉を取り巻く環境においてもこれまで以上に厳しい状況が予測されます。
○それだけに、本市で暮らし、働き、活動している住民や各種の機関・団体、企業などが「協働」し、「私たちのことは私たちで考え、行動していく」というように自治的に地域づくりを進めていく必要があります。

３．地域福祉計画の体系

理　念

誰一人取り残されない「地域共生社会の実現」を目指して
―自治と協働に基づく暮らしやすい地域づくり―

目　標

- 誰一人取り残されない
- 地域共生社会の実現
- 自治と協働に基づく地域づくり

方　策

1．包括的な相談支援体制の構築

2．地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進

3．地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化

4．成年後見制度の利用促進

5．福祉を支えるひとづくり

6．福祉のまちづくりの展開

7．地域を基盤とした防災活動の推進

SDGs について

SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で「エス・ディー・ジーズ」と読みます。

2015 年 9 月の国連サミットで採択され、国連加盟 193 か国が、世界が抱える課題の解決を図るため、次の 17 の目標を掲げ、2016 年から 2030 年の 15 年間での達成を目指すというものです。日本においても、SDG s 推進本部を設置し、「SDGs アクションプラン」の策定などを通じて、その推進に取り組んでいます。



SDGs の基本的な理念は、「誰一人取り残さない」社会の実現です。日本語訳ではこのように能動形にされることが多いですが、原文では“We pledge that no one will be left behind”と受動形なので、「私たちは、誰一人取り残されないことを誓う」というような訳になります。さらにいえば、文末の“by us”が略されています。つまり、私たちは、“私たちに”よって、誰一人取り残されない社会を、世界を目指すという壮大な理念です。

「持続可能」な社会は、そこに関わる全ての人たちが主体的に参加・参画し、責任をもって取り組むという営みがなければ達成しません。「一人ひとりを大切にする」ということを、様々な課題と関連付けて、各主体が自覚的に取り組むところに SDGs の醍醐味があります。

この地域福祉計画においても、こうした SDGs の理念や考え方を踏まえて策定することが求められています。

第５章

地域福祉の構築に向けて

第１節　包括的な相談支援体制の構築

１．情報提供と共有の仕組みづくり

地域生活課題を解決するためには、住民の一人ひとりに必要な情報が届き、適切な制度やサービスを利用されることが重要です。

市や社協は、社会福祉を含めた生活に関連する制度やサービスなどの情報をわかりやすく広報する必要があります。

また、新聞や広報誌などの紙媒体やテレビ・ラジオ、インターネットなどの媒体に加え、住民が集い交流する機会を通じた「口コミ」も、情報を共有するための有効な手段になります。

（１）　生活や福祉に関する「わかりやすい」情報提供の推進

市の「広報田辺」や社協の「福祉日和」、その他福祉制度を解説した情報誌などをよりわかりやすいものにして、広く周知します。

（２）　ホームページ等での福祉情報の提供

市や社協のホームページのほか、SNS や報道機関などを通じて生活や福祉に関する情報をわかりやすく提供します。

（３）　住民の目線からの「福祉情報誌」の発行の支援

住民が「住民の目線」で生活や福祉に関する情報を発信していけるように、情報誌の発行などの取組を支援します。

（４）　小地域を基盤とした「口コミ」による情報の共有化の推進

「たなべあんしんネットワーク（小地域ネットワーク）」の活動などを通じて、住民間の親密な関係の形成に努め、「口コミ」による情報の共有化を支援します。

（５）　ミニ懇談会の推進

かつての「井戸端会議」のように、住民同士が気軽に話し合ったり、情報を交換したりできる場として、地区の集まりやサロン活動など、今日の社会生活に適した「ミニ懇談会」が持てるように取り組みます。

２．福祉課題を発見するための仕組みづくり

今日の地域生活課題は、経済的な困窮や社会的孤立などが重なることで複雑化・複合化してきているほか、「ひきこもり」、「8050 問題」や「ヤングケアラー」といった課題が家族・世帯内で抱え込まれ、発見されにくいという特徴があります。

また、社会福祉の制度やサービスを利用する方が望ましいように見えても、本人が利用することを拒むことがあります。

さらに、子どもや高齢者、障害者への「虐待」、「DV（ドメスティックバイオレンス）」、「家庭内暴力」などがある場合も、被害を受けている本人から、SOS を発信することが難しいというケースが多く存在します。

こうしたことから、地域の中で生活課題を抱えている住民を発見・把握する仕組みづくりが求められています。

（１）　「たなべあんしんネットワーク」活動の推進

小地域での住民相互の支え合い、助け合いの活動である「たなべあんしんネットワーク」における「ふれあい声かけ活動」や「ふれあい・いきいきサロン活動」への参加などを通じて、地域生活課題の発見を推進します。

（２）　虐待防止ネットワーク活動の推進

今日、子どもの虐待のみならず、高齢者や障害者の虐待防止及び迅速な対応が課題になっています。

児童虐待防止については、相談支援体制を充実させ、保護者の子育てに関する不安の解消や負担の軽減を図ります。また、要保護児童対策地域協議会を中心に児童虐待防止の啓発に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら防止体制を強化します。

また、高齢者や障害者の虐待防止については、地域での住民による活動（自治会や「たなべあんしんネットワーク」などの地域組織）と連携しながら、地域包括支援センター、基幹相談支援センター「にしむろ」などの虐待防止に取り組む関係部局が連絡を密にし、虐待の早期発見及び迅速な対応に努めます。

（３）　訪問見守り活動

高齢者に対しては、日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターやより身近な相談窓口である在宅介護支援センターによる定期的な訪問活動や初期相談、実態把握のほか、必要に応じて関係機関への連絡調整等を引き続き実施し、福祉課題の発見に向けた取組を行います。

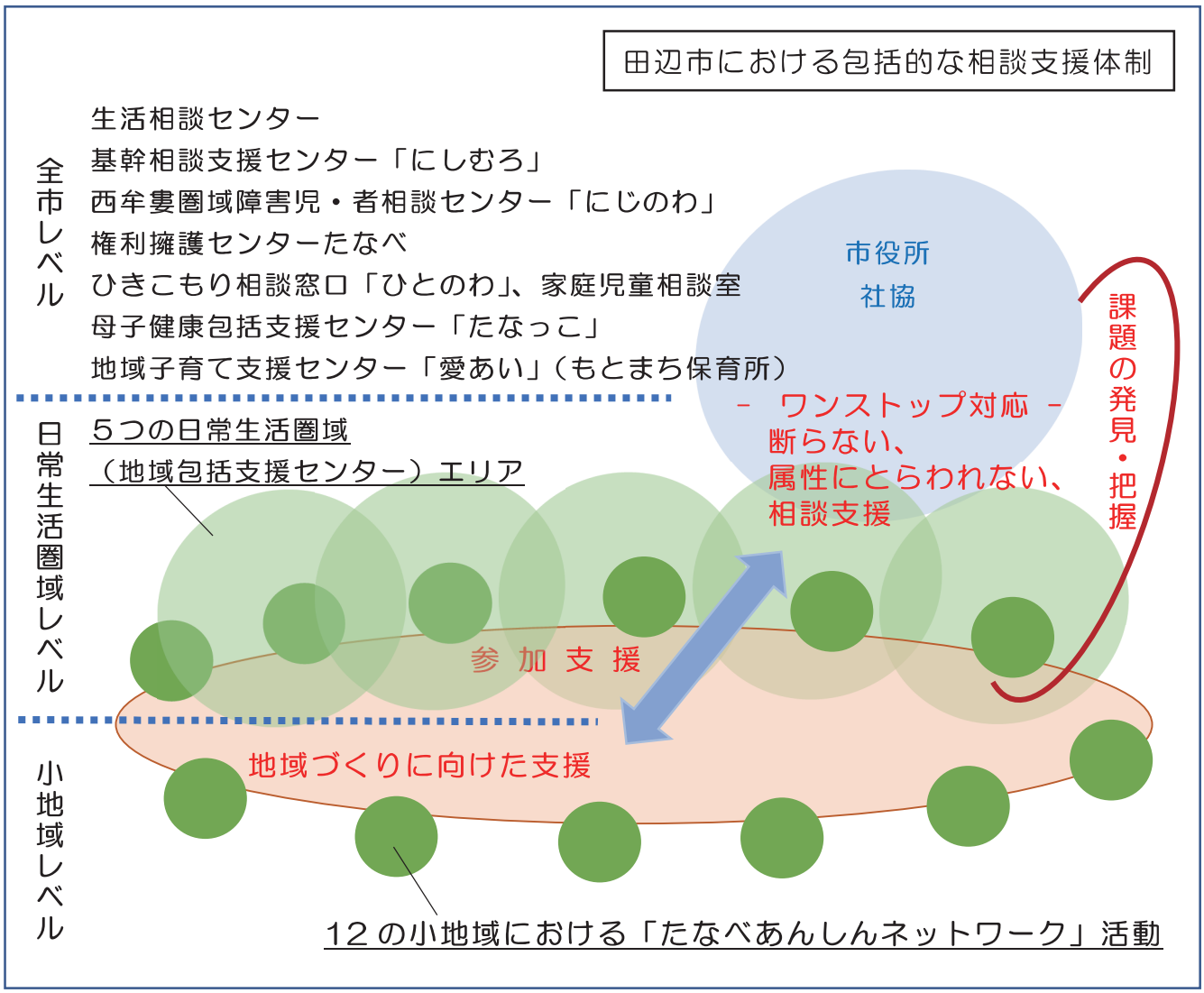
また、一般家庭に出入りする機会の多い民間事業者と県が、「高齢者等の見守りに関する協定」を締結しており、日常業務の範囲で高齢者等の見守りを行っています。本市においても、２事業者と「田辺市における高齢者等の見守りに関する協定」を締結しており、見守り活動の推進に努めています。

３．包括的・総合的・分野横断的な相談支援体制の整備

住民が生活していく上で、困り事や課題が生じたり、困難な状況に陥ったりしたときに、気軽に相談できる窓口が、身近な地域の中で整備されていることが重要です。

相談に訪れた住民が課題ごとに窓口を転々とすることのないよう、多種多様な生活上の課題についてワンストップで受け止め、属性にとらわれない、包括的・総合的な相談支援窓口を日常生活圏域ごとに整備する必要があります。

（１）　包括的な相談支援体制の構築



本市における包括的相談支援体制では、次のような取組を進めます。

●地域生活課題を抱えている住民の発見・把握

●把握した課題や相談に訪れた住民への「断らない」、「属性にとらわれない」相談支援

●本人やその世帯の課題に応じて社会や地域へとつなげていく「参加支援」

●住民の居場所づくりや交流の機会づくり、役割を持って活躍できるような地域づくりなどの支援

（２）　相談支援体制の整備

本市では市民総合センターを保健・福祉センターと位置付け、市の保健福祉部局や社協に加え、男女共同参画推進室、基幹型地域包括支援センター、権利擁護センターたなべ、生活相談センター、西牟婁圏域障害児・者相談センター「にじのわ」、基幹相談支援センター「にしむろ」、ひきこもり相談窓口「ひとのわ」、家庭児童相談室、母子健康包括支援センター「たなっこ」を設置するとともに、もとまち保育所に地域子育て支援センター「愛あい」を設置し、個々の住民が抱える福祉課題への「相談支援機能」の充実に努めています。

市民総合センター及び各行政局における相談機能を強化し、「ワンストップ」で相談を受け止め対応していける「福祉総合相談」という重層的な相談支援体制づくりを進めるとともに、複合的な福祉課題を抱える住民に対応できるよう、関係部局が情報を共有しながら、社協等の関係機関と連携して支援できる体制づくりに努めます。

また、隣保館は、福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点施設となるコミュニティセンターとして、各種相談事業や同和問題をはじめとする人権課題解決のための地域交流事業、人権啓発・広報活動事業、地域福祉事業等を展開しており、地域福祉推進の拠点として地域の実情にあわせた多様な活用を促進していきます。

（３）　日常生活圏域における支援体制の整備

高齢者に対する包括的な相談支援窓口としては、旧５市町村を日常生活圏域※としています。それぞれの圏域に地域包括支援センターを整備するとともに、生活支援コーディネーターを配置するなど、高齢者福祉全般における総合相談体制の整備に努めます。また、複合的な課題を抱える家庭への支援をするために、関係機関との連携をさらに強化します。

※日常生活圏域

本市では、市町村合併前の行政管区（旧５市町村の各地域内）を日常の生活圏域としています。

介護保険制度における地域包括ケアでは、「おおむね 30 分以内に駆けつけられる圏域」に必要なサービス資源を整えることが求められており、地域福祉計画においても、地域の福祉課題にきめ細かく対応するため、地域の特性に合わせた生活圏域を設定することが有効と考えます。

（４）小地域における福祉活動の支援

社協は、各地域における「たなべあんしんネットワーク（小地域ネットワーク）」活動のサポート、ネットワークづくり、地域の組織化やボランティア活動支援といったサービスの調整や開発を行うなどの「コミュニティワーク機能」を重視した支援の展開に引続き努めます。

こうした「相談支援機能」と「コミュニティワーク機能」を総合化することで、各相談支援の窓口において、生活課題を抱える個々の住民を支える支援のネットワークを形成し、さらには住民による自治的な地域づくりに展開させていくような支援を実践していきます。

４．コミュニケーション支援体制の整備

聴覚障害、言語機能障害、音声機能障害、視覚障害、失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、その他重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある住民が、地域生活や福祉に関する情報を得たり、サービスを受けたりする機会を公平に得ることができるようコミュニケーション支援（意思疎通支援）やバリアフリーの推進に努めます。

（１）　手話通訳者及び要約筆記者等を派遣

障害がある住民の必要に応じて、手話通訳者、要約筆記者等を派遣し、点訳、代筆、代読、音声訳等を通じてコミュニケーション支援（意思疎通支援）に努めます。

（２）　市役所の窓口に手話通訳者を配置

市役所の窓口に手話通訳者を配置するなど、行政機関の利用をしやすくするための支援体制づくりに努めます。

（３）　情報バリアフリーの推進

「声の広報誌」（広報誌の朗読サービス）など、行政情報のバリアフリー化に努めます。

（４）　手話や要約筆記等の学習の機会の充実

社協、ボランティアグループ等と協働して学習会や講習会を開催し、住民が手話、要約筆記、朗読、点訳及び移動介助などを学べる機会を充実していきます。

第２節　地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進

１．住民参加・住民主体による「たなべあんしんネットワーク」の活動

地域での豊かな生活を実現していくためには、公的なサービスの充実とともに、住民間で情報を共有したり、自ら相談に訪れにくい状況にある地域生活課題を抱えている住民を地域の中で「発見」したり、さらには具体的な生活支援のための活動に取り組むなど、住民参加の促進や住民主体の福祉活動を活性化していくことが重要です。

第１次地域福祉計画内で名付けられた「たなべあんしんネットワーク」活動は、地域の中での「孤立」を防ぐふれあい声かけ活動や、住民相互の交流を深め支え合う関係をつくる共生型ふれあい・いきいきサロン活動などを主たる活動内容としており、日常の生活の中での住民相互の結び付きを強め、福祉課題を発見する機能のみならず、福祉課題を解決していく機能もあります。

（１）　「たなべあんしんネットワーク」の活動の支援

「たなべあんしんネットワーク」の活動では、次のような支援活動をしています。

- ●ふれあい声かけ活動
- ●共生型ふれあい・いきいきサロン活動
- ●登下校時の子ども見守り活動
- ●子育てサークル・子育てサロン活動
- ●災害時における要配慮者の支援体制づくり　　など

それぞれの地域の特性や主要な地域生活課題に応じた活動を住民自身が創り出し、展開していけるように支援していきます。

（２）　住民交流活動拠点の整備

今日では、これまで以上に高齢層や中高年層、場合によっては若年層も含めた「孤立」や、若年層の地域離れによる、地域活動の担い手の高齢化といった課題も深刻化しています。

地域住民が気軽に立ち寄り、安らげる多世代・多機能の「居場所」として、地域コミュニティの拠点となる住民交流活動拠点を整備し、提供するように努めます。

２．地域保健福祉推進補助金による福祉活動の支援

地域における保健福祉の増進を目的に、市民団体や企業等が行う先導的事業に対して「地域保健福祉推進補助金」を交付し、各地域での「たなべあんしんネットワーク」の活動をはじめとする、住民によるボランタリーな活動を支援します。

３．各種福祉サービスのネットワーク化と総合化・包括化

経済的に困窮している場合は、「生活保護法」や「生活困窮者自立支援法」に基づく支援があり、高齢者の場合は「介護保険法」やその他の高齢者福祉サービス、障害者の場合は「障害者総合支援法」やその他の障害者関連の法制度に基づく福祉サービスが整備されています。

こうした各種法制度で縦割りに整備されてきた福祉サービスを分野横断的にネットワーク化できるよう取り組みます。また、各種の福祉サービスや住民による福祉活動を総合化し、地域生活課題に対するそれぞれのアプローチを包括化していけるように取り組みます。

４．日常生活圏域ごとでのサービス調整会議の整備

この計画では、より包括的な相談支援体制を構築していくため、５つの日常生活圏域ごとに、サービス調整会議※を整備し、個々の住民の支援のあり方や地域における支援の仕組みづくりなどについて協議・実践していくための仕組みづくりに努めます。

高齢者に対しては、５つの日常生活圏域ごとに、地域包括ケアシステムによる小地域包括ケア会議や生活支援体制整備事業に基づく生活支援コーディネーターによる２層協議体※の運営など、各種の会議や協議の場があります。

※サービス調整会議

高齢者や障害者、子育て世帯、生活困窮者などを支援する相談機関や、必要に応じて関係機関、専門職、地域住民が集まり、支援が必要な住民の情報共有や各種サービスや支援方法を検討する場

※２層協議体

日常生活で必要な支援の充実・強化について検討を行うため、市民や関係機関等により構成される協議体のこと。本市では、市全域を「第１層」、日常生活圏域を「第２層」として捉え、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備や、定期的な情報の共有・連携強化等に取り組んでいる。

第３節　地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化

１．既存の制度・サービスの地域福祉的な再編

これまでは対象となる住民の年齢や属性などにより、介護保険法、障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法、子ども・子育て支援法などにより各種制度やサービスが整備されてきました。

しかし、こうした縦割りの各種制度やサービスでは、個々の住民やその世帯が抱えている複雑化・複合化した地域生活課題が、なかなか解決に向かわない場合があります。

各種制度の事業やサービスを、年齢や属性にとらわれることなく、分野横断的に包括化して支援ができるように地域福祉の再編に努めます。

（１）　地域づくりに向けた支援（生活支援サービスの開発とコーディネート）

平成 27 年度の介護保険法の改正により、多様な高齢者の日常生活を支える仕組みづくりを充実させることと、高齢者の生きがいや介護予防につながる社会参加の機会を確保することを一体的に推進するため「生活支援体制整備事業」が創設されました。

本市では平成 29 年度から市全域（第１層）と生活圏域（第２層）に、福祉課題や地域ごとの社会資源を把握し、様々な住民ニーズとのマッチングや不足している社会資源の発掘等を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置しました。また、地域活動に関わる各種団体から構成される「協議体」を設置して、高齢者が地域のつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために地域で支え合う仕組みづくりを目指しています。

今後も、小地域ケア会議や生活困窮者支援を進めていくための協議体などに地域の関係者が集まり、地域における支援のあり方や仕組みづくり、生活支援サービスや社会資源の開発などについて協議し、調整しながら実践していく仕組みを整備していきます。

（２）　精神障害者にも対応した地域包括支援システムの構築に向けた取組

平成 29（2017）年に厚生労働省から公表された「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう「精神障害者にも対応した地域包括支援システム」の構築を目指すことが新たな理念として明確化されました。また、その基本指針においても、地域包括支援システム構築に向けた関係者による協議の場の設置が求められました。

こうしたことから、令和３年度に、西牟婁圏域自立支援協議会の精神保健福祉部会を「精神障害者にも対応した地域包括支援システム」の構築に向けた協議の場と

して位置付け、圏域における地域課題や資源等の情報を共有する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進会議」を設置したほか、事例検討会の開催等によりシステムの構築に取り組んでいます。

（３）　自殺予防の取組

平成 18（2006）年 10 月に、自殺対策基本法が施行されたことにより、国や自治体をはじめ関係機関による自殺対策の総合的な取組が推進されました。本市においては、毎年９月の「自殺予防週間」や３月の「自殺対策強化月間」における自殺予防の啓発活動等を行うとともに、関係機関・団体と連携・協力の下、各種施策を積極的に進めてきました。

こうした中、平成 28（2016）年に自殺対策基本法が改正され、全ての自治体に「自殺対策計画」の策定が義務付けられ、本市においても、令和２（2020）年３月に「田辺市第１期自殺対策計画」を策定しました。

この計画の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない　いのち支える田辺市をめざして」の実現に関する施策は、広範多岐にわたっていることから、あらゆる分野の事業に自殺対策の視点を反映させつつ、整合性をもって効果的に推進します。

（４）　生活困窮者に対する取組

生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じて、包括的かつ早期に自立の支援を行うことを基本理念とする生活困窮者自立支援法に基づき、生活相談センターを設置しています。

生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を推進し、生活に困窮する人々への包括的な支援に取り組みます。

今日の地域生活課題は、経済的な困窮に多様な生活課題が重なり複雑化している場合が多いことから、包括的支援体制づくりを進める上でも生活困窮者への支援は重要なものとなります。

■自立相談支援

生活に困りごとや不安のある方が、それぞれに抱えている課題を支援員が適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。

■就労準備支援

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」などの事由により、直ちに就労が困難な方には、６か月から１年の間、一般就労に向けた基礎能力を養っていただきながら、就労準備の支援や就労機会の提供を行います。

■家計改善支援

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

■子どもの学習・生活支援

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣の改善に関する助言、仲間づくりや仲間との活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

■一時生活支援

住居をもたない方やネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に対し、一定期間の宿泊場所や衣食を提供するとともに、その後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

■住居確保給付

離職などにより住居を失った方や失うおそれのある方に対し、就職活動をすることなどを条件に、一定期間の家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

２．住民による福祉活動の推進

今日の複雑化・複合化した地域生活課題を解決していくためには、住民による多様な福祉活動が重要な役割を果たします。

日常生活での小さな困りごとに対応できるような取組やサロン活動、配食サービスなどの福祉活動がより活発に実践されるように支援していきます。

また、居場所づくりについて、子どもから高齢者までが集い、交流できるような、多世代交流・多機能型の小さな拠点の整備を推進します。

３．移送サービスの整備

市の中山間地エリアで、利用者の減少等により民間バス路線の減便、区画の再編、系統再編が実施される中、本市では、このような状況に対応するため各行政局管内の医療機関や公共機関などへの移動を支援する住民バスの運行や外出支援サービス事業などを実施しています。

また、この計画の策定に当たって実施した社会福祉士等との懇談会においても、通院等の「移動」に支障が出ている事例が取り上げられており、交通手段＝（イコール）移送サービスの充実をどのようにして図っていくかが重要な課題であるといえます。

地域公共交通を取り巻く諸課題に対し、現状と課題を整理します。また、地域全体の公共交通の在り方や、地域住民・交通事業者・行政が一体となって利用しやすく、効率的・効果的で持続可能な地域公共交通網を構築することを目的に、「田辺市地域公共交通網形成計画」を令和２年３月に策定しました。

	龍　神　地　区	中　辺　路　地　区
路線バス	○季楽里龍神から西地区・虎ヶ峰（経由）田辺市街地間　１日７便 ○季楽里龍神・龍神温泉から大熊集落間 支線として　週３日、１日３便 （龍神自動車）	○田辺市街地から栗栖川地区間（中辺路行政局）　１日 26 便 ※うち近野地区までは１日 13 便運行（明光バス、龍神自動車）
住民バス	○西地区から日高川町川原河間 週５日、４往復 ※１往復分は西地区～奥小森間 ○西地区から福井菅の川間 週２日、１日２往復 ○西地区からヤマセミ温泉間 週３日、１日２往復	○栗栖川地区を基点として中辺路区内６路線 ＊小松原・温川・内井川線 （月・木）→定期便 ＊高原線、水上線（月・木）→予約制 ＊西谷線、峰線　（火・金）→予約制 ＊石船・大内川線（火・水）→予約制 ＊近野線　（水・金）→定期便 ＊栗栖川・近露線（月～金）→定期便 ※祝日・高校の長期休業日は運休
タクシー	○地区内にはタクシーの営業所はなく、田辺市街地の営業所からの運行となっている。	○地区内にはタクシーの営業所はなく、田辺市街地の営業所からの運行となっている。
介護保険「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所	○地区内に事業所はないが、龍神地区を通常のサービス提供地区として届出を行っている「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が複数ある。	○地区内に「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が１事業所あり、また、中辺路地区を通常のサービス提供地域として届出を行っている「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が複数ある。

	大　塔　地　区	本　宮　地　区
路線バス	○田辺市街地から鮎川地区間 １日 26 便（明光バス、龍神自動車）	○田辺市街地から本宮地区間 １日 10 便 （龍神自動車） ○新宮市から本宮地区間　１日 24 便 （熊野御坊南海バス、奈良交通） ○新宮市及び紀伊田辺駅から本宮地区間　１日４便運行　（明光バス） ※一部では川湯温泉や湯の峰温泉などへ乗り入れているものの、基本的には国道 168 号、311 号の幹線道路の運行である。
住民バス	○鮎川地区を基点として大塔地区内２路線 １日 3.5 往復運行→予約制 ＊富里線 （診療所前・平瀬上地・和田口・安川） ＊三川線 （診療所前・五味・木守・杣谷・向山）	○行政局及び本宮保健福祉総合センター（うらら館）を基点として各集落へ１路線 ※静川・上大野線は１往復 ※土河屋・本宮線は往路のみ ※上記以外（週１日）は 1.5 往復 ＊静川・上大野線（月～金） ＊土河屋・本宮線（月～金） ※祝日・高校の長期休業日は運休 ＊上番・中下番・発心門線　（月） ＊上切原・切畑・大居線　（火） ＊栗垣内・曲川・小津荷・高山線（水） ＊小森・一本松・福寿・菊水線　（木） ＊武住・野竹・大瀬線　（金）
タクシー	○谷口自動車・大塔交通社が営業所を設置しているが、福祉車両によるタクシー業務のみであるため、市街地の営業所からの運行となっている。	○地区内にはタクシーの営業所はなく、新宮市からの運行となっている。
介護保険「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所	○地区内に事業所はないが、大塔地区を通常のサービス提供地域として届出を行っている「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が複数ある。	○地区内に「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が１事業所あり、また、本宮地区を通常のサービス提供地域として届出を行っている「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が複数ある。

	龍　神　地　区	中　辺　路　地　区
管内診療所への患者送迎用バス	○対象地区：小又川、龍神、三ツ又、丹生ノ川、殿原 １日に１コースを１往復運行。 ■龍神中央診療所 ＊診療日（月～金、午前・午後） ＊運行について（丹生ノ川→三ツ又→殿原→中央診療所） ■湯ノ又診療所 ＊診療日（木曜、午前） ＊運行について（小又川→湯ノ又診療所又は中央診療所） ■大熊診療所 ＊診療日（木曜、午後） ＊運行について（温泉→大熊診療所→殿垣内→大熊診療所） ○甲斐ノ川診療所及び小家診療所の廃止に伴い、当該地域の医療を確保するため、患者輸送業務を隣接地区の民間開業医に委託している。	
通院バス運賃助成	○龍神中央診療所へ路線バス（龍神自動車）を利用して通院する患者に対し、片道 200 円を超える部分のバス運賃の助成を行っている。 ○助成対象者は、67 歳以上、身体障害者１・２級の者及びその患者が旅客運賃減額第１種に該当する場合はその介護者、療育Ａの者及びその介護者、ひとり親家庭の障害児者。（身体障害者、療育手帳保持者等で割引運賃適用者は 100 円）	
外出支援サービス事業	○市が社協に委託し、65 歳以上で交通機関の利用が困難な者を対象として、龍神地区内の医療機関への送迎を月２回無料で行っている。	○純正タクシーの廃業に対応するため、平成 27 年 10 月から 65 歳以上で交通機関の利用が困難な者を対象に、中辺路地区内の医療機関への送迎を月２回無料で中辺路行政局住民福祉課が直接実施している。
福祉有償運送		

	大　塔　地　区	本　宮　地　区
管内診療所への患者送迎用バス	○三川・富里各診療所の患者送迎用バスを運行している。三川・富里の両地区ともバス運行コースを２コース設定し、隔週に１コースずつ運行している。 ■三川診療所 ＊診療日（月・木・隔週水曜） ■富里診療所 ＊診療日（火・金・隔週水曜）	
通院バス運賃助成		
外出支援サービス事業	○市が社協に委託し、65 歳以上で交通機関の利用が困難な者を対象として、大塔地区内の医療機関への送迎を月２回無料で行っている。	○市がＮＰＯ法人「本宮あすなろ会」に委託し、65 歳以上で交通機関の利用が困難な者を対象として、本宮地区内の医療機関への送迎を月２回無料で行っている。
福祉有償運送		○平成 18 年 10 月からＮＰＯ法人「本宮あすなろ会」が、介護保険法に基づく要介護認定者及び要支援認定者や身体障害者等を対象とした福祉有償運送を行っている。

４．雇用・就労支援体制の整備

少子高齢化の原因の１つである若年人口の流出を防ぐためにも、地域の中に雇用を創出し、障害のある方も含め、就労支援の体制を整備することが求められています。

（１）　高齢者や障害者の就労支援の推進

高齢者や障害者の就労を支援していくため、シルバー人材センターやハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら、就労支援体制の構築に努めます。

就労意欲のある障害者に対して、多様な就労機会の確保と就労定着のための支援の充実を図る必要があることから、就労の場となる企業等への障害者雇用に関する啓発を推進するとともに、就労系のサービス提供事業所や国・県の関係機関等が連携し、就労の場の確保と就労の継続を支援する総合的な取組を推進します。

（２）　社会的企業の支援

これまでのボランティア活動とは、一般的に無償で非営利の活動が基本とされていますが、「社会的企業」は、「ソーシャル・エンタープライズ」や「ソーシャル・ビジネス」とも言われるように、様々な社会的課題に対して、収入を得る活動を展開することで持続可能な仕組みをつくり、課題解決を図っていく取組です。

（３）　福祉施設への優先発注の推進

地方自治法施行令では、市が福祉施設等との間で随意契約のできる範囲が、物品の買入れだけでなく役務の提供についても含まれていることから、就労継続支援事業所などに通う障害者の作業賃金の向上を図るため、この制度の活用を図ります。

（４）　農福連携・六次産業化の推進

障害者の就労支援事業所における「福祉」と第一次産業における「農業」や「漁業」などが連携することで、障害者の雇用を生み出したり、農業などの維持が困難な状況にある高齢者への支援につながったりするなどの効果が期待できます。

本市においては、障害者が、農作業の体験ができる就労継続支援事業所を中心に、社会福祉法人やNPO法人等が農作業を請け負う等の多様な形態での農福連携が行われていますが、障害者の就労支援を行うには、障害に対する正しい理解を得るとともに、本人の特性及び意向を尊重した就労内容の検討が大切です。引き続き、障害特性等を踏まえた就労を支援できる取組を推進します。

５．権利擁護の仕組みづくり

認知症や判断能力が十分でない方に対する相談や支援を行うとともに、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、権利擁護の総合的な取組が重要です。

（１）　日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の推進

介護保険法や障害者自立支援法に示されるように、福祉サービスの利用契約化が進められている状況や、障害者や高齢者が悪質商法等の被害に遭っている現状を踏まえ、この制度の周知を図るとともに、利用を促進していきます。

（２）　成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用を進めるため、権利擁護センターたなべを中心として制度の普及啓発活動に取り組むとともに、制度利用にかかる相談や紹介、利用支援に努めるほか、必要に応じて市長による成年後見人等の選任の申立て（以下「市長申立て」という。）の実施、法人後見の活用や後見人等への相談支援、市民後見人の養成について検討するなど、安心して制度が活用できるよう相談・支援体制の強化を図っていきます。

また、本計画の「第５章　第４節」を「田辺市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、成年後見制度の利用促進に向けた基本的な方向性、取組を明記します。

（３）　悪質商法の防止と救済

高齢者等を狙った振込め詐欺や悪質商法は後を絶たず、新たな手口が次々と発生する中、こうした被害を未然に防ぐため、地域において啓発講座や学習会を開催するなどの被害防止に向けた活動を推進します。

また、消費者トラブルの解決を図るため、消費生活相談員による消費生活相談窓口を設置し、助言やあっせんを行います。

６．地域活性化（地域創生）

（１）　集落支援員制度の充実

各行政局に３人体制の集落支援員を配置し、高齢者等を支援する対策を進めてきました。

今後も集落支援員制度を充実させ、安否確認や困り事への対応等の充実に努めます。

（２）　買い物支援等の取組の推進

龍神地区では、地域の商店が電話で注文を受けた商品を配達するサービスを実施しています。中辺路地区では限界集落に暮らす高齢者が、週１回訪問する「集落支援員」に注文書を手渡すことで、翌週の訪問時に商品が届けられる「買い物支援事業」に取り組んでいます。

また、その他、集落支援員による地域の実情に合った活動を推進します。

（３）　地域おこし協力隊の導入

地域おこし協力隊は、持続可能な地域づくりに向け、人口減少や高齢化が進む地域に都市部の人材を配置し、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。本市では、令和３（2021）年 10 月現在、２人の隊員が地域への貢献性・公益性の高い事業について、地域と連携して取り組んでいます。

今後も、地域おこし協力隊の活用事業を募った上で、隊員を派遣し、地域活性化に努めます。

第４節　成年後見制度の利用促進

～ 田辺市成年後見制度利用促進基本計画 ～

１．計画策定の背景及び目的

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより判断能力が十分でない人の権利を守り、財産管理や生活・療養に必要な手続等を支援して本人を保護するものであり、本人が安心して地域で生活する上で重要な手段の一つです。

本市においては、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあり、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性は一層高まってくるものと考えられ、権利擁護の支援を市民へつなげることができる地域の仕組みづくりが求められています。

国では、成年後見制度が十分に活用されていない状況を踏まえ、平成 28 年５月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が施行され、平成 29（2017）年３月に「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「国の基本計画」という。)が閣議決定されました。成年後見制度利用促進法には、市町村において、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることが規定されています。

このような状況の下、本市においては、本節を「田辺市成年後見制度利用促進基本計画」と位置付け、高齢者や障害者が住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができるよう、本市の成年後見制度の利用促進に向けた基本的な方向性とその取組を明記し、総合的かつ計画的に推進することとします。

２．現状と課題

（１）　本市の成年後見制度を取り巻く状況

①成年後見制度の類型別利用者数（本市に住所を有している被後見人等）

（単位：人）

	後見人	保佐人	補助人	任意後見人	合　計
平成 30 年度	81	21	7	1	110
令和元年度	80	25	4	0	109
令和２年度	82	27	5	1	115

②後見人等の受任者の属性内訳数（複数の後見人等を含む。）　（単位：人）

	①親族	②専門職 （弁護士、司法書士、社会福祉士）	③その他 （法人、②以外の士業）	合計
平成30年度	70	37	3	110
令和元年度	60	50	6	116
令和２年度	61	58	4	123

③成年後見制度に関する相談件数

地域包括支援センターや西牟婁圏域障害児・者相談センター「にじのわ」において、各種生活相談とともに年間120件を超える権利擁護に関する相談が寄せられています。また、成年後見制度に関する情報提供や専門職の紹介、申立て支援を行ったケースがあります。

④市長申立て件数

本人や親族等が家庭裁判所に申立てを行うことが困難なケースは、市長申立て（法定後見等開始の申立て）を行います。（老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）　（単位：件）

	高齢者	障害者
平成30年度	3	0
令和元年度	1	0
令和２年度	0	0

⑤成年後見制度利用支援事業

ア　助成制度

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、利用申立てに必要な経費や成年後見人等への報酬の費用負担が難しく、成年後見制度の利用が困難と市が認めた人に対し、その費用の全部又は一部を市が助成する事業です。

	高齢者		障害者	
	件数	助成額	件数	助成額
平成30年度	2件	378,000円	3件	691,200円
令和元年度	0件	－	3件	691,200円
令和２年度	1件	216,000円	3件	696,000円

イ　啓発・相談支援事業

成年後見制度の利用を進めていくために、「権利擁護センターたなべ」を令和２（2020）年10月に開設しました。センターでは、地域住民や関係機関を対象とした啓発講座の開催や利用に関する相談や申立て支援を行っています。

	相談件数	講座開催数
令和２年度	97件	24回

⑥あんしん生活支援事業

令和２年度から新たに事業化し、身寄りがなく（支援可能な親族がなく）入院や施設入所の際に保証人等の選任で困っている一人暮らしの高齢者を支援する取組を開始しています。

一定の判断能力を有している際に、老後の生活と介護・終末期医療に備えて、どのような支援を希望するのか事前に相談しておくことで安心した生活が送れるように支援を行います。

	相談件数	契約件数
令和２年度	12 件	0 件

⑦法人後見事業（社協が実施）

社協が有する各種福祉サービスに関する情報やノウハウ、地域福祉のネットワークを生かし、その公共性・公益性から、財産管理のみならず、生活支援を目的とした成年後見活動ができる受け皿となれるように、平成 25 年度から法人として後見事業を実施しています。実績としては、高齢者・障害者が各１件で、このうち障害者については現在も受任しています。

⑧福祉サービス利用援助事業（社協が実施）

判断能力に不安がある高齢者、知的障害・精神障害がある方を対象に、地域で安心して自立した生活が送れるように利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービスや重要書類の預かり等の支援を行っていますが年々増加傾向にあります。

判断能力が著しく低下した利用者について、令和２年度の「権利擁護センターたなべ」開設と同時に設置した成年後見制度利用検討会議※において、成年後見制度への移行の検討を行っており、成年後見申立てにつながったケースは４件あります。

	相談件数	新規契約件数	利用者数		
			高齢者	障害者	その他
平成 30 年度	28 件	14 件	39 人	42 人	1 人
令和元年度	24 件	18 件	43 人	50 人	0 人
令和２年度	31 件	15 件	46 人	51 人	2 人

※成年後見制度利用検討会議

市の高齢者福祉担当課と社協、権利擁護センター職員で構成され、成年後見制度の申立てが必要であるかを協議する会議体

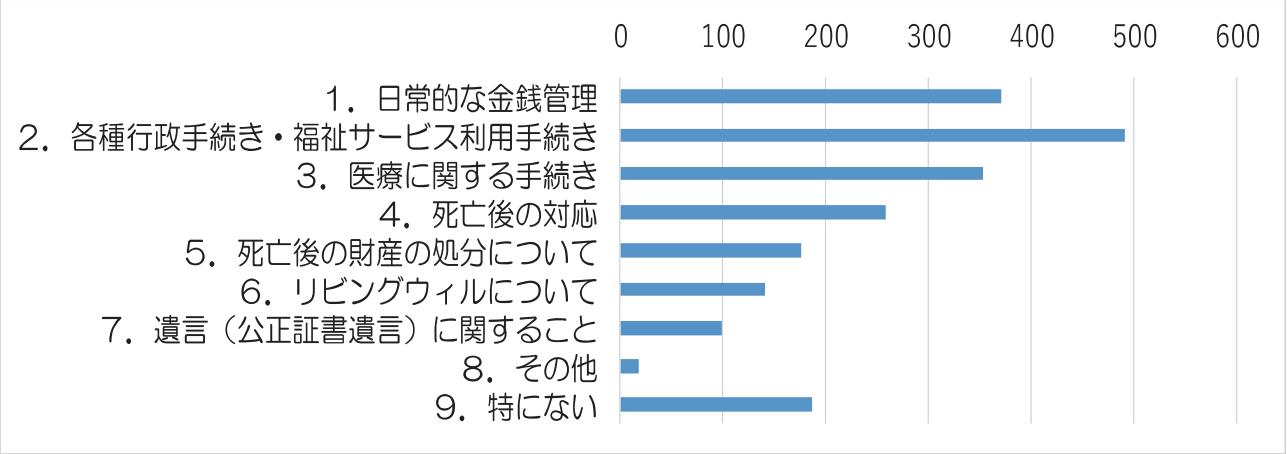
（２）成年後見制度の利用ニーズ

「第４次田辺市地域福祉計画策定に関する市民アンケート調査」に成年後見制度についての設問を設けており、以下のグラフはその回答結果です。

①将来への不安

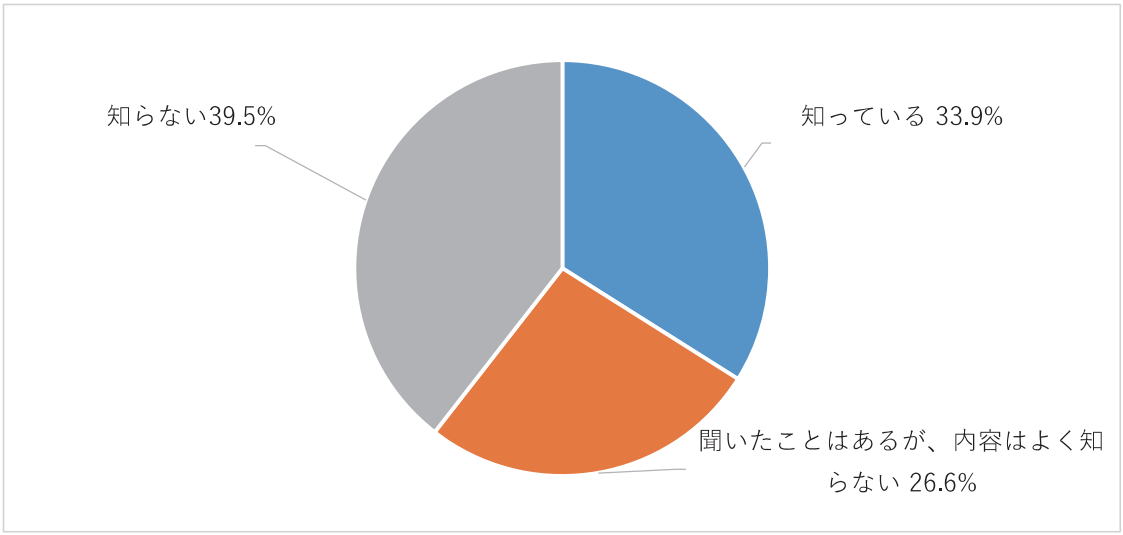
「２．各種行政手続き・福祉サービス利用手続き」が一番多く、次いで「１．日常的な金銭管理」、「３．医療に関する手続き」が多くなっています。

（単位：人）



②成年後見制度の認知度

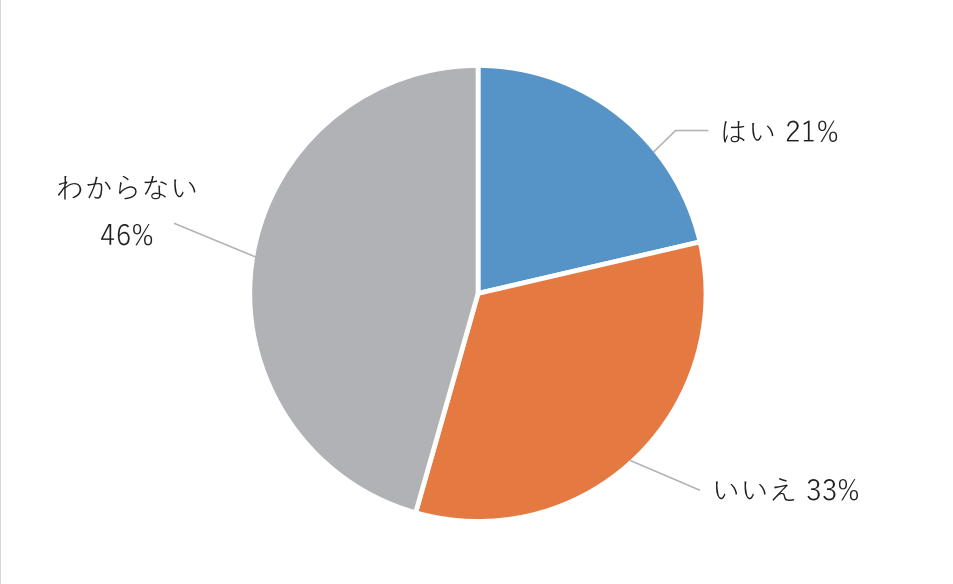
「知っている」と回答した人は全体の約 34％ですが、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」、「知らない」が多数を占め、周知が進んでいない状況がわかります。啓発の必要性とともに、わかりやすく制度を周知していくことが非常に重要となっています。



③成年後見制度の利用意向

「わからない」と回答した人が 46％ありますが、利用したいと考えている人も 21％見られます。

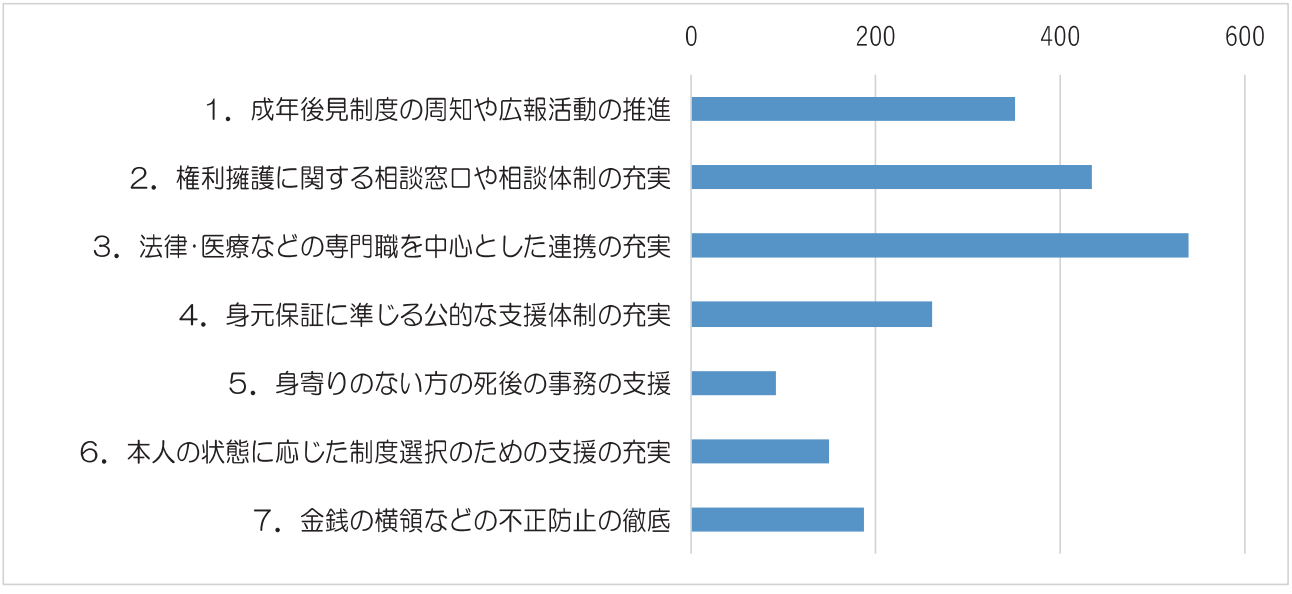
成年後見制度が、全ての市民が直面しうる、意思決定支援や権利を守るために必要な制度であるという正しい理解とさらなる制度周知を図る必要があります。



④体制整備の充実度

「３．法律・医療などの専門職を中心とした連携の充実」の必要性が大切であると答えた人が多く、次いで「２．権利擁護に関する相談窓口や相談体制の充実」となっています。また、「１．成年後見制度の周知や広報活動の推進」や「４.身元保証に準じる公的な支援体制の充実」に対する意向もあることから、さらなる体制整備の強化が求められています。

（単位：人）



（３）　成年後見制度にかかる課題

①成年後見制度の正しい理解を周知・啓発

制度の内容や利用手順についての正しい理解が進むことで、早い時期から死後を含めた老い支度や高齢期への備え等の意識付けが進み、必要な時期に必要な制度利用につながることが期待されます。本人の意思決定支援を中心におきながら、自身の意思を選択できる仕組みづくりのためにさらなる周知・啓発を行っていく必要があります。

②利用しやすい環境づくり

市民に身近な相談機関である市の福祉関係部門や社協において、成年後見制度についての説明や相談対応を行うとともに、より専門的な知識が必要とされる申立て書類の作成や必要書類の収集等には相当の負担があることから、専門の相談窓口を設置する必要があります。また、経済的な問題を抱えている人でも利用できる制度設計や助成制度の充実、必要に応じた市長申立ての利用等、意思決定が低下した状態であっても適切に制度が利用できる環境をつくる必要があります。

③後見人等受任者の人材の確保と育成

今後、成年後見制度の需要が高まることが見込まれる一方、専門職だけで需要に応えることは難しいと予想されます。各種専門職団体との連携を図りながら、多様なニーズに応えることができ継続性・永続性を担保しうる法人後見や市民を後見人として養成し、その活動の場を提供していく仕組みを検討するとともに、本人の意思を尊重できる受任者を選択するための受任者調整等にも研究を進めていく必要があります。

３．具体的な取組

国における制度改正等に注視し、その動向を踏まえながら、具体的な取組を進めます。また、地域福祉や既存の資源・仕組みを活用し、地域福祉計画やその他の福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ、市や社協、関係機関等が連携して、地域における体制整備を行い、定期的に本計画の進行状況等の評価・点検を行います。

（１）　制度に対する関心を高め、制度の理解（周知）と利用しやすい環境づくり

①制度の周知・啓発

早期の段階から死後を含めた老い支度や高齢期（判断能力の低下によって発生しやすい様々な課題やリスク）への備えとして、様々な制度を選択できるような周知・啓発に取り組みます。

成年後見制度を正しく理解し、本人の意思が尊重され、本人がメリットを実感できる制度の周知に努めます。成年後見制度の仕組みや活用方法、相談窓口

などについて周知啓発するため、分かりやすいパンフレットやポスターの作成・配布、講演会や出張講座などによる市民への広報啓発活動に取り組みます。

また、介護サービスや障害福祉サービス等の施設・事業所、金融機関等、様々な機関の関係者には、早期発見・支援につなげるための役割が期待されます。関係者に制度への理解を深めてもらい、制度の利用が必要と見込まれる人を発見した場合には、相談窓口を紹介する等、相談機関へのパイプ役として活躍できるよう、関係者への啓発講座の開催等に取り組み、市民生活における制度の定着を推進します。

②相談窓口の設置・相談機能の強化

成年後見制度に関する相談について、高齢者は地域包括支援センター、障害者は西牟婁圏域障害児・者相談センター「にじのわ」が一次相談の窓口となっています。より専門的な相談や対応に関しては、「権利擁護センターたなべ」が二次相談の窓口としての役割を担っています。

権利擁護支援が必要と思われるケースについては、多機関検討会議※、成年後見制度利用検討会議を開催し、助言を得て成年後見制度の利用の可否や支援方法の検討を行う等、引き続き相談支援体制の強化に努めていきます。

※多機関検討会議

地域包括支援センターや権利擁護支援が必要と思われるケースの支援者、福祉サービス利用援助事業担当者、権利擁護センター職員などにより、成年後見制度の利用が必要かどうかを検討する会議体

③制度の適正な運用と利用支援

ア　成年後見制度利用支援事業

本人や親族等が家庭裁判所に申立てを行うことが困難な場合、市長申立て（法定後見等開始の申立て）を行います。

その際、申立て手続きに必要な費用や成年後見人等の報酬を負担することが困難な方については費用の助成を行います。

イ　福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への移行支援

社協が実施している福祉サービス利用援助事業の利用者において判断能力が著しく低下した場合には、本人にふさわしい援助を、的確な判断基準をもとにして行うために、関係機関と連携し、成年後見制度利用検討会議等において検討を行い、成年後見制度の利用へ円滑に移行できるように支援します。

ウ　高齢者あんしん生活支援事業や任意後見制度を含めた権利擁護支援

身寄りのない方や支援可能な親族がいない方が、入院・施設入所時の身元保証や医療同意、死後事務委任契約等、本人の意思を尊重し、本人が望む将来の暮らしに備えられるよう、高齢者あんしん生活支援事業や任意後見制度の活用について支援します。

エ　その他

低所得者や生活困窮者への支援策として、成年後見制度利用支援事業だけでなく、他制度の活用について研究します。

④制度運用に必要な人材の養成

増加する権利擁護支援のニーズに対応するためには、成年後見人等の担い手として法人後見や市民を後見人として養成していく仕組みづくりが必要です。先進地の事例等を参考に人材を養成していく仕組みづくりについて研究します。

また、成年後見人等の受任者が安心して後見業務を行えるよう、専門職団体や関係機関と連携を図りながら、サポートできる体制の構築を目指します。

（２）　関係機関が連携し、早期に発見し適切な支援につなげる仕組みづくり

①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

判断能力が十分でない人を発見して早期の段階から相談対応を行い、本人の意思を丁寧にくみ取った権利擁護支援につなげるために、法律・医療・福祉の専門職団体、相談支援機関、地域関係団体、金融機関、社協、市等が情報や知識を提供・共有し連携するネットワークを構築します。

ア　地域連携ネットワークの役割

- ●権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ●早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ●意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

イ　本人を後見人と共に支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチを図り、必要な支援へ結びつける機能を強化します。

また、権利擁護支援が必要な高齢者や障害者を支援するために、地域の関係者や相談機関の職員等からなる重層的な「チーム」を構成し、本人を後見人と共に支えながら権利擁護支援を行います。

ウ　協議会等の体制づくり

個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、法律・福祉の専門職団体や関係機関と連携し、チームを支援する体制を構築します。この連携強化に向けた協議体は、すでに設置している「成年後見利用促進あんしんネットワーク協議会」を活用し、個別の協力活動の実施や、多職種間での連携強化について検討・調整・解決を図ります。

②中核機関の設置と運営

地域連携ネットワークを整備し、適切に運営していくためには、中核機関の設置が必要です。中核機関は、専門職による専門的助言や支援の確保、協議会の事務局等、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

ア　設置の区域

中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市を区域とします。ただし、中核機関が担う機能によっては、複数の市町にまたがる区域で設置する等の柔軟な実施体制を検討します。

イ　設置の主体

設置については、中核機関が担う権利擁護に関する支援の業務が、市の有する個人情報をもとに行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整を必要とすることから、市が主体となります。

ウ　運営の主体

中核機関が担う機能について適切な運営が可能となるよう、市による直営又は市の委託により行うことを検討します。市が委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公平性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人を市が適切に選定します。その際、すでに設置している「権利擁護センターたなべ」の機能の移行も検討します。

エ　中核機関が担う機能と業務

Ａ．広報機能
- ●講演会、研修会、出前講座の実施
- ●ホームページ作成、リーフレット配布
- ●市民、医療機関、介護支援事業所、金融機関等への相談窓口の周知

Ｂ．相談機能
- ●相談窓口の設置
- ●弁護士等の専門職との相談支援体制の構築

Ｃ．成年後見制度利用促進機能
- ●申立てに関する相談、支援
- ●家庭裁判所との連携
- ●活動の促進・担い手の養成、実務経験を重ねる取組
- ●法人後見の担い手の養成・活動支援
- ●市民を後見人として育成していく仕組みづくりについての研究
- ●福祉サービス利用援助事業のほか、関連制度からのスムーズな移行
- ●成年後見人等候補者の調整を行う会議等の設置についての研究

Ｄ．後見人支援機能
- ●専門職以外の成年後見人等や任意後見受任者の状況把握と意見交換会の開催
- ●地域ケア会議の開催などによるチーム支援

第５節　福祉を支えるひとづくり

１．啓発活動の推進

地域福祉を推進していく上で、地域住民の役割はとても重要です。地域で生じている課題やボランティア活動の紹介なども含め、地域福祉に関する広報・啓発活動を推進していきます。

２．福祉教育の推進

（１）　学校における福祉教育の推進

市内小中学校では、福祉学習の一環として、社協と連携し、福祉教育・ボランティア学習出張講座を実施し、障害者に関する合理的配慮等、各種障害への理解を進めています。今後は、やすらぎ対策課が実施している「認知症サポーター養成講座」を広く周知し、認知症理解の推進に努めます。

（２）　地域を拠点とした福祉教育の推進

地域における福祉教育については、公民館を中心に人権尊重の精神を基本としながら、女性の地位向上、高齢者の生きがいづくりや健康増進のための学習機会の提供、知的障害児者対象事業、子育てにかかる家庭教育支援事業、障害者や認知症などの理解を深めるための学習会を実施することで、地域住民が集い、話し合う中で、地域の問題に気付き、課題を共有する場を持つことができるよう取り組んでいます。

今後も様々な分野における福祉教育を実施していくとともに、ミニ懇談会やふれあいサロンなども活用しながら、住みよいまちづくりのための取組を推進します。

（３）　市役所庁内における取組

平成 28（2016）年４月１日に障害者差別解消法が施行され、行政においては障害者への合理的な配慮が義務化されました。こうしたことから、本市では、平成 30（2018）年４月１日に「障害者差別解消法に関する職員対応要領」を制定し、同年 12 月に、全職員を対象とした障害者差別解消法に関する研修を開催したほか、令和３（2021）年 12 月には、令和元年度以降の新規採用職員に対して県のあいサポーター研修を開催する等、障害者に対して、それぞれの障害に応じた適切な対応を行うことや、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮を行うことを確認し、各職場内で取り組んでいます。

今後も新規採用職員等を対象とした研修を行うほか、市のホームページへの掲載や毎年 12 月の障害者週間に合わせた啓発物品の配布、啓発ポスターの掲示など、全ての職員が障害者に対し、合理的配慮を行い、市民サービスの向上につなげる取組を推進します。

３．ボランティア活動の支援及び市民活動・NPO 活動支援体制の整備

（１）　ボランティアセンターの機能強化と支援

社協に設置しているボランティアセンターは、ボランティア活動に関心のある住民の相談窓口であり、情報提供窓口です。同時に、ボランティアの手助けを必要とする住民や団体とボランティアとをつなぐ役割を担っています。また、ボランティアを育成する役割として、入門講座や専門的な講座などを実施しています。

こうした活動を行っているボランティアセンターを、住民にとってより活用しやすくするために、広報誌やインターネット、SNS など様々な媒体による情報提供に努めます。また、センター機能の強化について、センターを運営する社協の活動を支援します。

（２）　市民活動センターとの連携促進

本市には福祉分野に限らず、市民活動や NPO 活動に関する中間支援機関として、相談・情報提供・交流・学習会の開催などの活動を行っている市民活動センターがあり、ボランティアセンターと市民活動センターが双方の役割を明確にしつつ、連携を促進していきます。

４．様々な世代のボランティア活動等への参加促進

現在、地域で活動する民生委員・児童委員や福祉委員、自治会等のボランティアは、担い手の入れ替わりが少なく、「活動者の高齢化」と言われています。地域の活動を継続するには、新しい担い手が必要です。中学生・高校生やシニア世代、子育て世代などが地域の活動に参加することができるように、小・中・高等学校への福祉出前講座はもとより、地域における様々な福祉講座を積極的に開催することで、福祉の担い手づくりと社会参画の促進を図っていきます。

５．一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組

地域福祉を推進していく上で基本となるのは、「一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合う」という視点であり、「田辺市人権尊重のまちづくり条例」及び「田辺市人権施策基本方針」に基づき、子どもをはじめ高齢者や障害者など全ての人の人権が尊重される取組が重要となります。

社会福祉法第４条においても、人と人との差異や多様性を認め合い、誰も排除されることのない、共生する地域社会の実現が中心的な概念とされています。地域で様々な課題を抱えている人が増加する中で、その存在を認識し、同じ社会の構成員としてお互いの人権を尊重し、支え合うことができるまちづくりを推進します。

（１）　子どもの人権について

児童虐待は子どもの人権を侵害する大きな社会問題であり、また、学校でのいじ

め、不登校等の悩みを持つ子どもたちへの対応、さらに、近年注目されるようになったヤングケアラーと呼ばれる子どもやその家庭への支援も重要となっています。

全ての子どもの生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利を擁護するため、市民一人ひとりの児童虐待防止の意識を高めるとともに、子どもの人権が侵害されることのないように児童虐待の早期発見、防止対策の充実に努めます。

（２）　障害者の人権について

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

障害者が社会の構成員として、地域社会の中で特別視されることのない社会環境の醸成に努めるとともに、障害者への正しい理解と認識を深めるため、子どもの頃からボランティア活動などを通じ、障害者との交流の機会をつくるなど心のバリアフリーを推進します。

また、障害者がその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就き、労働を通じて社会的自立が促進されるための支援を推進します。

（３）　高齢者の人権について

高齢者が大切にされ、認知症などにより判断能力が低下しても本人の意思や権利が守られるような仕組みづくりや、安心していきいきと生活が送れるよう地域全体で高齢者を支え合う環境づくりを進めます。

また、高齢者の持っている豊かな知識や経験等を生かし、社会を支える重要な一員として、雇用も含めた様々な社会活動に参加できるような機会づくりの促進に努めます。

６．男女共同参画の推進

地域における福祉活動をより活性化していくため、「第２次田辺市男女共同参画プラン」に基づき、性別に関わりなく、互いの人権を尊重し、男女がそれぞれの能力と個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進します。

第６節　福祉のまちづくりの展開

１．ユニバーサルデザイン化の推進

誰もが暮らしやすいまちにしていくために、障害のある住民のみならず、全ての住民が不自由なく、より快適な生活を送ることができるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザイン化を推進していきます。

２．インクルーシブな社会の実現に向けて

「インクルージョン」とは、「包み込む」を意味する言葉ですが、障害の有無や年齢、性別、人種などで差別されることなく、対等な社会のメンバーとして相互に承認し、それぞれに社会的な役割を担い合うような社会の状態を目指す概念です。

インクルーシブな社会とは、そうした社会を指しており、ユニバーサルデザインが物理的な側面を重視した生活環境の観点（ハードの側面）だとすれば、インクルージョンは人と人の関わり方や社会の仕組みなどの観点（ソフトの側面）を重視したものだといえます。

人権の観点も含め、要援護者の支援体制づくりや防災、防犯活動を地域ぐるみで取り組む必要があります。こうした取組を通じて、全ての人が安心して安全に暮らすことができるよう、地域の人々のつながりを大切にした福祉のまちづくりを推進していくことで、インクルーシブな社会の実現を目指します。

インクルーシブな社会の実現に向けた『合理的配慮』

○平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正では、障害者の定義を、障害の機能的な側面のみで捉えるのではなく、社会との関係における「社会的障壁（事物・制度・慣行・観念等）」により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとしています。

○また、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消の推進を目的とする障害者差別解消法では、行政機関等の事業者は社会的障壁を除去するための『合理的配慮』を可能な限り行うことを定めています。

○「障害者の権利に関する条約」では、「障害のある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、不釣合いな又は過重な負担を課さないものをいう」と規定されています。つまり、障害のある人が生活していく際に、障害があることに伴い生じる社会生活上の不自由さに対し、社会の側が適切な配慮をすべきであるという規定であり、この『合理的配慮』を怠ることは差別であるとされています。

○こうしたことを踏まえるとインクルーシブな社会の実現のためには、社会の多方面に及ぶ様々な「社会的障壁」を除去していく必要があります。そしてそれは単に努力目標というよりは私達の義務として目指していくものであるといえます。

第７節　地域を基盤とした防災活動の推進

１．要配慮者支援体制の整備

本市では、災害対策基本法の規定に基づき、市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧などを定めた「田辺市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）を策定し、防災体制の推進に取り組んでいます。

地域防災計画では、災害時に自ら適切な行動がとり難く、被害を受けやすい条件にある要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）への配慮を行った施設や環境の整備を行うとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを推進するものとしています。また、避難生活支援業務を的確に実施するための組織となる「要配慮者支援班」を設置するとともに、平常時から災害時の所掌事務を定めているほか、広報誌等による防災についての啓発や、防災情報の入手が困難な重度の障害者等に対して意思疎通支援用具を給付する等、情報伝達手段の整備を推進しています。

一般の避難所では生活が困難な要配慮者の福祉施設への避難を円滑に進めるために、市内の特別養護老人ホームや障害者支援施設等と「福祉避難所の確保に関する協定」を締結し、福祉避難所の指定を行っており、令和３（2021）年６月現在、16施設を指定しています。

風水害や地震・津波災害等、災害発生時等における避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）への避難支援を迅速に実施するため、田辺市避難行動要支援者避難支援プランを策定し、田辺市避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）・個別避難計画の作成に取り組んでいます。作成した名簿は、町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関等の避難支援等関係者に提供しています。

引き続き、要配慮者に対する支援が適切になされるよう福祉避難所の指定、名簿や個別避難計画の更新などの支援体制づくりを推進します。

２．防災啓発活動の推進

本市では、津波避難困難地域を解消するための対策として、新たに津波避難路や津波避難タワーの整備のほか、津波災害警戒区域内に位置する自治会を対象に住民参加型のワークショップを開催し、それぞれの地域の実情に応じた津波避難を実施できるように、地区ごとの津波避難計画及び津波避難マップの策定を行っています。

また土砂災害や洪水ハザードマップ等を配布するなどして情報の周知を行っているほか、自治会等に対し、平常時から「声かけや見守り活動を行う」、「地域の防災訓練への参加」等の具体的な取組を奨励しています。引き続き啓発に努め、各自治会等での取組を促進します。

３．防災訓練の実施

毎年本市では避難訓練を、社協においては避難誘導訓練、参集訓練を実施しています。また、情報伝達訓練を含めて、要支援者の参加、夜間での実施など、実践に即した避難支援・搬送訓練を実施します。

４．災害対策

大規模な災害の場合は、要支援者のみならず、多くの市民が被災することが見込まれるため、普段から隣近所の住民と協力した避難体制が必要です。

津波の浸水が想定される沿岸部では、避難支援者が率先した避難行動を取り、要支援者への声かけや避難支援を行います。土砂災害のおそれのある山間部では、あらかじめ危険個所や避難先を把握し、要支援者へ早めの声かけや避難支援を行います。

第６章

地域福祉計画の推進体制

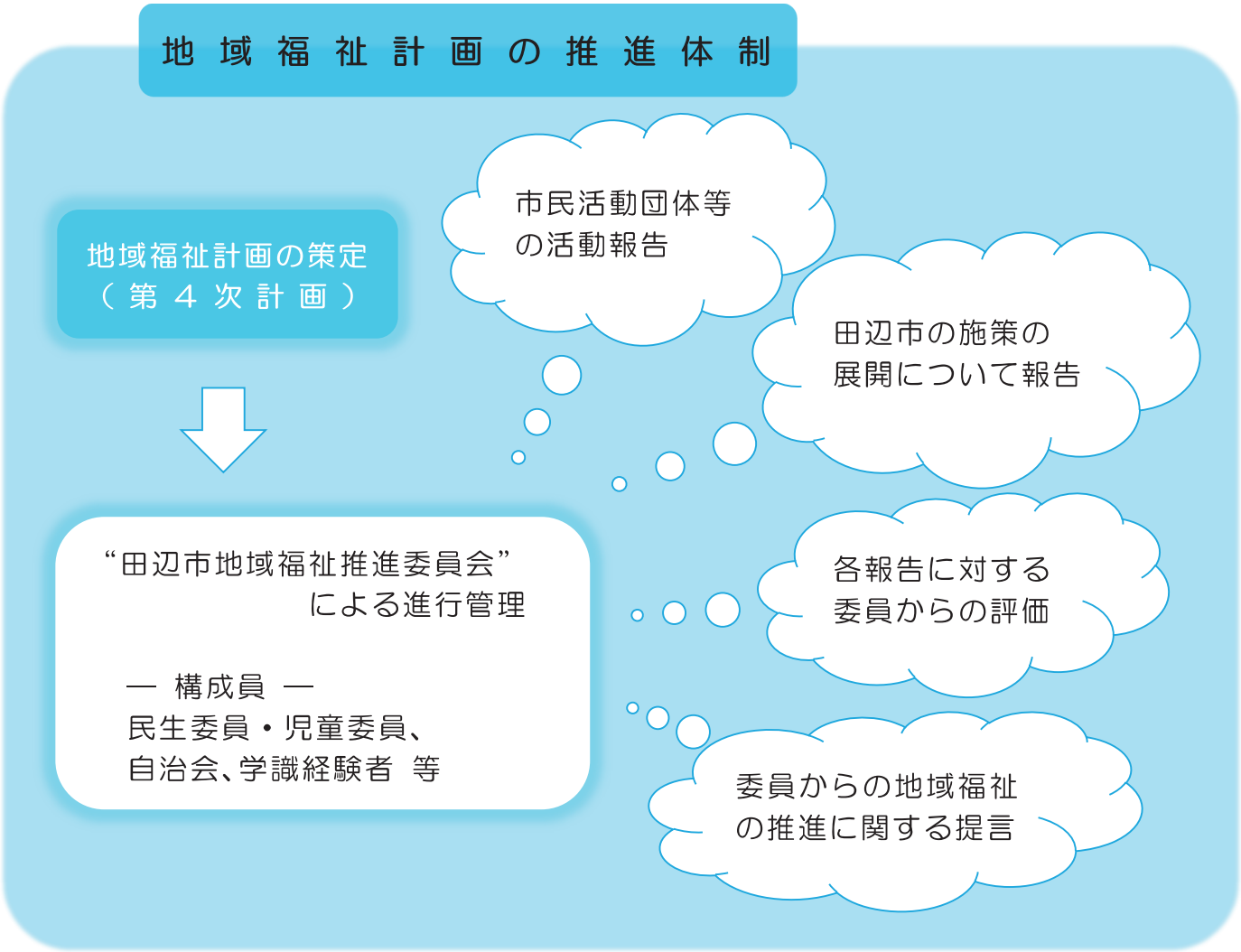
１．計画の推進体制

地域共生社会の実現に向けて、市民、自治会、ボランティア、NPO 法人や各種機関等の参画を得て、地域福祉計画の推進に取り組んでいくことが重要になります。この計画を広く周知するため、市広報、市ホームページ・SNS 等により広報していきます。

また、地域福祉を推進するために、中心的な役割を果たす社協と連携し、この計画を推進していきます。

２．計画の進行管理

この計画に基づいて実施した取組状況や成果について、たなべあんしんネットワーク活動を推進する福祉関係者等（社協職員や民生委員・児童委員等）で組織する「田辺市地域福祉推進委員会」において、進捗状況の把握や評価を行います。



資料

田辺市地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条第１項の規定に基づき田辺市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、田辺市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、法第107条第１項の規定に基づき必要な事項を協議の上、計画を策定し、その結果を市長に報告するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員25人以内で組織する。

２　委員は、学識経験者、福祉・保健・医療関係者等のうちから、市長が委嘱する。

３　委員の任期は、２年間とする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長２人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出される前の会議は、市長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（文書による決議）

第６条　委員長が、次の事由に該当すると認めるときは、議事について、文書による決議を行うことができる。ただし、委員長が選出される前にあっては、市長が認めるときとする。

⑴　感染症のまん延又は災害の発生等により、会議の開催が困難と認められるとき。

⑵　前号に掲げるもののほか、委員長又は市長が必要と認めるとき。

２　文書による決議は、委員の半数以上からの文書による回答をもって成立するものとする。

３　議事は、委員からの文書による回答の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（事務局）
第７条　委員会の事務局は、保健福祉部福祉課に置く。
（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成17年９月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成22年10月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成22年12月16日から施行する。
附　則
この要綱は、平成27年12月４日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年11月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年３月１日から施行する。

「第４次田辺市地域福祉計画」の策定をふりかえって

田辺市地域福祉計画策定委員会副委員長
松　端　克　文
（武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授）

令和２（2020）年度から２年間をかけて、第４次地域福祉計画の策定を進めてきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、過去３回の計画づくりにおいて、恒例のように行ってきた各地区での住民懇談会を、開催することができませんでした。住民懇談会は住民の皆様の「生の声」をお聞きする貴重な機会でしたので、開催できなかったことは残念でしたが、市民や福祉専門職の皆様へのアンケート調査をはじめ、社会福祉士等の皆様との意見交換会などを通じてできるだけ現状の生活課題を把握するように努めました。

こうした取組を通じて、第４次地域福祉計画の理念を、「誰一人取り残されない『地域共生社会の実現』を目指して―自治と協働に基づく暮らしやすい地域づくり―」といたしました。この理念は、国連の「持続可能な開発目標（SDGｓ）」の理念とも重なります。コロナ禍は、社会生活や経済活動に大きな影響を及ぼし、社会的な格差や経済的困窮、社会的孤立の問題が一層深刻化したともいえます。それだけに「誰一人取り残されない『地域共生社会の実現』」を目指した取組を、住民の皆様が力を合わせて自治的に、行政や様々な機関・団体と連携・協働しながら進めていく必要があります。

今回の計画では７つの方策が示されていますが、特に「包括的な相談支援体制の構築」が重要となります。これまでの社会福祉は子ども、障害者、高齢者、経済的に困窮している人といった対象・属性ごとに法制度化された上で、サービスの提供が行われてきました。しかし、住民の側からみれば、経済的に苦しく、病気の上に介護も必要で、仕事を続けながら親の介護と子育ての両方を担わなければならないというように、生活上の課題は複合化してきています。こうした課題に対応するためには、対象・属性にとらわれず、生活課題を総合的に捉えて、法制度のみならず地域のボランタリーな活動なども含めて包括的に相談支援できるような体制づくりが必要となります。今回の計画では、本市の状況も踏まえて、こうした包括的な相談支援体制づくりを進めていくことが大きな目標となります。

そのためには、行政、社協や各種相談支援センター、社会福祉施設・事業所のそれぞれの役割が重要となりますが、同時に一人ひとりの住民の皆様にも大きな役割が求められます。それは、それぞれの地域を「より暮らしやすい地域」へと自治的に変えていく役割です。少子高齢化、人口減少が急速に進んでいる状況にあって、地域を活性化していくためには、行政や各種の機関・団体、そして住民の皆様との「協働」に基づく取組が必要となります。

地域福祉は決して万能ではありませんが、本市に関わる様々な人たちが力を合わせて取り組むことで、ささやかながらも地域を変えていく「うねり」になると思います。

第４次田辺市地域福祉計画

発　　行：田辺市
編　　集：田辺市保健福祉部福祉課庶務係
住　　所：〒646-0028
　　和歌山県田辺市高雄一丁目 23 番 1 号
電　　話：0739-26-4900
Ｆ　Ａ　Ｘ：0739-26-4914
発行年月：令和４年３月